

東日本大震災からの復興の状況に関する報告

令和2年12月

この報告は、東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 の規定に基づき、東日本大震災からの復興の状況について報告を行うものである。

また、本報告は、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 31 年 3 月 8 日閣議決定）のフォローアップを兼ねるものである。

(目次)

| | |
|--|----------|
| 復興の概況 | 1 |
| I 復興の現状 | 4 |
| 1 避難者の状況 | 4 |
| 2 地域づくり | 7 |
| (1) 災害廃棄物の処理状況 | 7 |
| (2) 公共インフラの本格復旧・復興の状況 | 7 |
| ①安全・安心のための基盤整備関係（令和2年9月末時点における被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況） | 8 |
| ②交通関係（令和2年9月末時点における被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況） | 10 |
| (3) 復興まちづくりの状況 | 12 |
| (4) 職員応援の状況 | 15 |
| 3 産業・雇用 | 16 |
| (1) 被災地経済の概況 | 16 |
| (2) 主要業種別の概況 | 18 |
| ①製造業 | 18 |
| ②建設業 | 20 |
| ③農業 | 21 |
| ④水産業 | 22 |
| ⑤観光業 | 23 |
| ⑥運送業 | 24 |
| ⑦商業・サービス業 | 25 |
| (3) 事業者の状況 | 26 |
| ①売上高 | 26 |
| ②事業所数 | 28 |
| (4) 雇用の状況 | 30 |
| 4 原子力災害からの復興 | 33 |
| (1) 事故収束（東京電力福島第一原子力発電所の廃炉） | 33 |
| (2) 避難指示区域の状況 | 34 |
| (3) 賠償の状況 | 38 |
| (4) 除染の状況 | 38 |
| (5) 放射線による健康への影響 | 39 |

| | |
|---|-----------|
| II 復興の取組 | 42 |
| 1 現場主義に立った復興加速化 | 42 |
| (1) 被災地共通の主要課題への対応 | 43 |
| (2) 原子力災害からの復興・再生 | 44 |
| 2 被災地共通の主要課題への対応 | 48 |
| (1) 被災者支援 | 48 |
| ①被災者支援に関する取組 | 48 |
| ②多様な担い手による活動への支援 | 51 |
| (2) 住まいとまちの復興 | 51 |
| ①住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備 | 51 |
| ②被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等 | 55 |
| (3) 産業・生業の再生 | 57 |
| ①産業復興の加速化 | 57 |
| ②農林水産業の再生 | 65 |
| (4) 観光の振興 | 66 |
| (5) 「新しい東北」の創造に向けて | 67 |
| 3 原子力災害からの復興・再生 | 70 |
| (1) 取組の方向性 | 70 |
| (2) 事故収束（東京電力福島第一原子力発電所の廃炉） | 70 |
| ①中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な実施 | 70 |
| ②対策の進捗状況・放射線データ等の情報発信 | 72 |
| ③作業員の労働環境改善等 | 72 |
| (3) 放射性物質の除去等 | 73 |
| ①除染実施計画に基づく面的除染の完了 | 73 |
| ②中間貯蔵施設の整備と除去土壤等の最終処分に向けた取組 | 73 |
| ③福島県内の指定廃棄物や対策地域内廃棄物の処理 | 74 |
| ④福島県外の指定廃棄物の処理 | 75 |
| ⑤道路等側溝堆積物の撤去・処理 | 76 |
| (4) 避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等 | 76 |
| ①放射線量等のモニタリング等とその結果の情報提供 | 76 |
| ②生活再開に必要な環境整備等の住民の帰還支援に向けた取組 | 76 |
| ③コミュニティ維持・形成等の被災者支援、安定した生活環境の確保 | 77 |
| ④避難指示解除準備区域等の避難指示解除に向けた環境整備 | 77 |
| ⑤優れた教育カリキュラムの推進・普及 | 77 |
| ⑥医療・介護・福祉施設の整備・事業再開や専門職の人材確保、医療保険料等の減免等 | 78 |

| | |
|--|----|
| ⑦一団地の復興拠点の整備 | 79 |
| ⑧賠償の円滑な実施に向けた取組 | 79 |
| ⑨長期避難者の生活拠点の形成に向けた支援 | 80 |
| ⑩心のケア等 | 80 |
| ⑪原子力災害による健康不安等に関する被災者支援 | 81 |
| ⑫避難指示区域等の住民の帰還意向 | 82 |
| ⑬既存ストックを活用したまちづくりの支援 | 82 |
| ⑭鳥獣被害対策の推進 | 82 |
| ⑮帰還困難区域の取扱い | 83 |
| ⑯「福島 12 市町村の将来像」の個別具体化・実現に向けた取組 | 84 |
| ⑰移住・定住等の促進 | 85 |
| (5) 福島イノベーション・コスト構想を軸とした産業発展 | 86 |
| ①福島イノベーション・コスト構想の実現に向けた取組 | 86 |
| ②国際教育研究拠点の構築 | 87 |
| ③福島新エネ社会構想の実現に向けた取組 | 88 |
| ④「福島再生・未来志向プロジェクト」 | 89 |
| (6) 事業者・農林漁業者の再建 | 89 |
| ①事業者の事業・生業の再建に向けた取組 | 89 |
| ②企業立地支援による雇用創出、産業集積等 | 90 |
| ③営農再開に向けた取組 | 91 |
| ④森林・林業の再生のための取組 | 91 |
| ⑤漁業の本格的な操業再開に向けた支援 | 92 |
| (7) 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進 | 93 |
| ①風評の払拭に向けた取組 | 93 |
| ②被災児童生徒へのいじめ防止に向けた取組 | 93 |
| ③福島県の農林水産品のブランド力向上と販路拡大・開拓 | 93 |
| ④福島県産農産物等の流通の実態調査等 | 94 |
| ⑤教育旅行を含めた観光復興 | 94 |
| ⑥輸入規制撤廃に向けた取組 | 94 |
| ⑦除染の十分な実施と放射線に係る住民等の健康管理 | 94 |
| 4 復興の姿と震災の記憶・教訓 | 95 |
| (1) 復興の姿の国内外への発信 | 95 |
| (2) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ 2019 に向けた取組 | 95 |
| (3) 震災の記憶と教訓の後世への継承 | 97 |
| ①国営追悼・祈念施設、復興祈念公園 | 97 |

| | |
|--------------------------|------------|
| ②復興全般にわたる取組の集約・総括 | 97 |
| ③防災教育の更なる充実 | 99 |
| 5 各種制度、予算・決算..... | 100 |
| (1) 復興関係制度の活用状況..... | 100 |
| ①復興特区の活用状況 | 100 |
| ②復興交付金の活用状況 | 104 |
| ③福島再生加速化交付金等の活用状況 | 107 |
| (2) 予算・決算..... | 109 |
| ①復旧・復興事業の規模と財源 | 109 |
| ②予算 | 110 |
| ③決算 | 112 |
| ④復興関連予算使途の厳格化 | 112 |
| 参考資料..... | 113 |

東日本大震災復興基本法（平成 23 年法律第 76 号）第 10 条の 2 により、政府は、復興庁が廃止されるまでの間毎年、国会に、東日本大震災からの復興の状況を報告しなければならないとされている。本報告は、東日本大震災からの復興の状況について、令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間にを中心に取りまとめたものである。

また、本報告は、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 31 年 3 月 8 日閣議決定）のフォローアップを兼ねる。

復興の概況

○ 復興の現状

- ・ 東日本大震災は、被災地域が広範で、極めて多数の犠牲者を出すとともに、地震・津波・原発事故による複合的な災害であり、国民生活にも多大な影響を及ぼした。
- ・ 政府は、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月 29 日東日本大震災復興対策本部決定）において、復興期間を令和 2 年度までの 10 年間と定め、復旧・復興に向けて、総力を挙げて取り組んできた。
- ・ こうした取組の結果、地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入っている。

（参考）主な復興の進捗状況

- ・ 避難者は、約 47 万人から約 4 万 3 千人に減少。
- ・ 災害公営住宅は、計画戸数約 3 万戸に対し、工事完了は 99.7%、民間住宅等用宅地は、計画戸数約 1.8 万戸に対し、工事完了は 99.9%。
- ・ 岩手県、宮城県及び福島県（以下「3 県」という。）の製造品出荷額等は震災前の水準まで回復。津波被災農地は 94% で営農再開可能、水産加工施設は 97% で業務再開。
- ・ 東北 4 県（青森県、岩手県、宮城県及び福島県）における震災前の売上水準に回復した事業者は、建設業で約 7 割、運送業で約 6 割である一方、水産・食品加工業、卸小売・サービス業、旅館・ホテル業ではそれぞれ約 3 割にとどまる。
- ・ また、福島の原子力災害被災地域においては、除染等の取組によって、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少している。令和 2 年 3 月までに、帰還困難区域（改正後の福島復興再生特別措置法（平成 24 年法律第 25 号。以下「福島特措法」という。）第 17 条の 2 第 1 項に規定する「特定避難指示区域」をいう。以下同じ。）を除く全ての地域の避難指示の解除

が実現し、帰還困難区域の一部でも避難指示が先行解除されるなど、福島の復興・再生が本格的に始まっているが、今後も国が前面に立って、中長期的な対応が必要である。

(参考) 空間線量率の推移

原子力規制委員会が実施した航空機モニタリングの測定結果によると、東京電力福島第一原子力発電所から 80 km 圏内の地表面から 1 m 高さの空間線量率平均は、対象地域を 250m メッシュに区切り算出すると、平成 23 年 11 月時点比で平令和元年 9 月時点で 78% 減少している。

○ 復興の取組¹

- ・ 政府は、平成 28 年度から復興期間の後期 5 か年を迎えるに先立ち、「平成 28 年度以降の復旧・復興事業について」（平成 27 年 6 月 24 日復興推進会議決定）を決定し、同年度から令和 2 年度までを「復興・創生期間」と位置付けた。
- ・ 平成 28 年 3 月には、「復興・創生期間」において重点的に取り組む事項について「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 28 年 3 月 11 日閣議決定）を策定した。
- ・ 平成 31 年 3 月には、同基本方針について、復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興状況等を踏まえ、見直しを行い、初めて、復興・創生期間後における復興の基本的方向性を示した。
- ・ 主な取組は、以下のとおりである。
- ・ 被災者支援については、被災者的心身のケア、コミュニティ形成の支援、生きがいづくりのための「心の復興」、見守り・相談支援等、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を行っている。
- ・ 住まいとまちの復興については、災害公営住宅・高台移転、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境の整備を進めている。
- ・ 産業・生業の再生については、中小企業等グループ補助金や企業立地補助金等による事業者の支援に取り組んでいる。また、被災地の中核産業である水産加工業の売上回復に向け、販路の回復・開拓等の取組を支援とともに、令和 2 年までに東北の外国人宿泊者数を 150 万人泊とする目標を設定し、平成 28 年度から観光復興の取組を強化してきたところ、令和元年に 168 万人泊となり、目標を上回った。

¹ これまでの基本方針等の概要は、参考資料①（113 頁）を参照。

- ・ 福島の原子力災害被災地域では、帰還困難区域を除いた地域の避難指示の解除が実現した。避難指示解除区域等の生活環境整備を進めるとともに、福島イノベーション・コースト構想の推進、事業・生産の再建及び風評の払拭に向けた取組等を行っている。帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、放射線量を始め多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいく。
- ・ こうした復興・創生期間の取組を進めるほか、復興・創生期間後の各分野における取組、復興を支える仕組み及び組織について「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」（令和元年12月20日閣議決定。以下「復興・創生期間後の基本方針」という。）²を策定し、令和3年度以降の復興の円滑かつ着実な遂行を期するため、その具体化に取り組んでいる³。
- ・ 東日本大震災からの復興は、政府の最重要課題の一つである。引き続き、「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、省庁の縦割りを排し、現場主義を徹底することにより、被災者の心に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて、総力を挙げて取り組んでいく。
- ・ なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東日本大震災の被災地においても一部の復旧・復興事業への影響が生じているが、事業の柔軟な運用等により復興に支障が生じないよう取り組んでいる。

² 復興・創生期間後の基本方針の概要は、参考資料②（113頁）を参照。

³ 詳細は、42・43頁を参照。

I 復興の現状

1 避難者の状況

避難者は 47 万人から 4 万 3 千人に減少（令和 2 年 10 月時点）

発災以降の避難者数については、原子力災害による避難も含め、全国で約 47 万人に上った避難者は、令和 2 年 10 月時点で、約 4 万 3 千人となっている（令和元年 10 月時点では約 4 万 9 千人）。

災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づき供与される応急仮設住宅等への入居状況については、令和 2 年 9 月時点で、1,052 戸（1,931 人）となっており、内訳は、建設型仮設住宅が 46 戸（98 人）、民間賃貸住宅が 868 戸（1,551 人）、公営住宅等が 138 戸（282 人）である。入居戸数は減少しており（令和元年 9 月時点では 3,885 戸（7,465 人））、恒久住宅への移転が進んでいる。

応急仮設住宅等の提供については、岩手県で 33 市町村、宮城県で 35 市町村、福島県で 57 市町村が 10 年目までに終了するが、福島県で 2 町村が、11 年目延長（令和 3 年 3 月以降）を決定している。

住宅の再建方法に応じて支給される被災者生活再建支援金の加算支援金については、令和 2 年 8 月末時点で、住宅の建設・購入により 72,519 世帯、補修により 60,101 世帯、賃貸により 20,884 世帯が受給している。また、災害公営住宅への入居者決定戸数は、令和 2 年 9 月末時点で 27,289 戸となっている。

＜参考：避難者の減少＞

| | 発災 3 日目※1 (平成 23 年 3 月 14 日) | 合計※2 | 現時点（令和 2 年 10 月 12 日） | | |
|-------|---------------------------------|----------|-------------------------------------|----------|-------|
| | | | 応急仮設 住宅等及 びそれ以 外の賃貸 住宅等 | 親族・知人宅等 | 病院等 |
| 避難者の数 | 約 47 万人 | 42,685 人 | 19,143 人 | 23,353 人 | 189 人 |

※ 1 緊急災害対策本部資料 青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び栃木県の避難状況の合計。

※2 復興庁調べ 全国の応急仮設住宅等、民間賃貸、公営住宅等、親族・知人宅等及び病院等にいる者の合計。避難者とは、東日本大震災をきっかけに住居の移転を行い、その後、前の住居に戻る意思を有する者であり、原発事故による自主避難者も含む。

＜参考：応急仮設住宅等の入居状況＞

| | 入居戸数 | 備考 |
|---------|---------|---------------------|
| 総数 | 1,052 戸 | 入居者数 1,931 人 |
| 建設型仮設住宅 | 46 戸 | 3 県 入居者数 98 人 |
| 民間賃貸住宅 | 868 戸 | 全国計 入居者数 1,551 人 |
| 公営住宅等 | 138 戸 | 全国計 入居者数 282 人 |

※ 内閣府調べ（令和2年9月1日時点） 災害救助法に基づき供与される応急仮設住宅等への種別入居状況

＜参考：避難先地域別の避難者の数＞

| 所在地域 | 避難者数 | 備 考 |
|--------|----------|--|
| 北海道 | 1,422 人 | |
| 東 北 | 14,414 人 | 《内訳》 岩手県 1,054 人 宮城県 1,286 人 福島県 7,471 人 その他 4,603 人 |
| 関 東 | 19,656 人 | |
| 東海・北陸 | 1,654 人 | |
| 近 畿 | 2,279 人 | |
| 中 国 | 1,422 人 | |
| 四 国 | 143 人 | |
| 九 州・沖縄 | 1,695 人 | |
| 合 計 | 42,685 人 | |

※1 復興庁調べ（令和2年10月12日時点）

※2　自県外への避難者数は、福島県から29,441人、宮城県から3,804人、岩手県から934人となっている。

2 地域づくり

- ・災害廃棄物処理、インフラ復旧はおおむね完了
- ・住まいの再建はおおむね完了
- ・全国の地方公共団体から 837 人の職員が被災地方公共団体に派遣（令和 2 年 4 月時点）

（1）災害廃棄物の処理状況

東日本大震災では、大規模地震に加え、津波の発生により、被災した 13 道県 239 市町村（福島県の汚染廃棄物対策地域を除く。）において、災害廃棄物約 2,000 万トン、津波堆積物約 1,100 万トンが発生した。これらの災害廃棄物及び津波堆積物は被災県内での処理に加え、岩手県と宮城県の災害廃棄物の一部については 1 都 1 府 16 県での広域処理を行い、目標として設定した平成 26 年 3 月末までに、福島県の一部地域を除いて処理が完了した。また、復興事業・公共事業等において、災害廃棄物の約 8 割、津波堆積物のほぼ全量が再生利用されている。

福島県（汚染廃棄物対策地域を除く。）については、平成 29 年 8 月末までに国による可燃物の代行処理等を活用して処理を完了した。

なお、汚染廃棄物対策地域については、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成 23 年法律第 110 号）（以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。）に基づき、国が直轄で災害廃棄物等処理を実施している。

（2）公共インフラの本格復旧・復興の状況

公共インフラの復旧・復興は、着実に進展しており、進捗状況については、以下のとおりである（特記したものを除き、福島県の避難指示区域を除く。）。

①安全・安心のための基盤整備関係（令和2年9月末時点における被災地域の安全を確保するための各種インフラの復旧・復興状況）

海岸対策については、本復旧・復興工事を計画している 621 地区（福島 12 市町村を除く。）全てにおいて本復旧・復興工事に着工しており、465 地区（75%）において本復旧・復興工事が完了している。

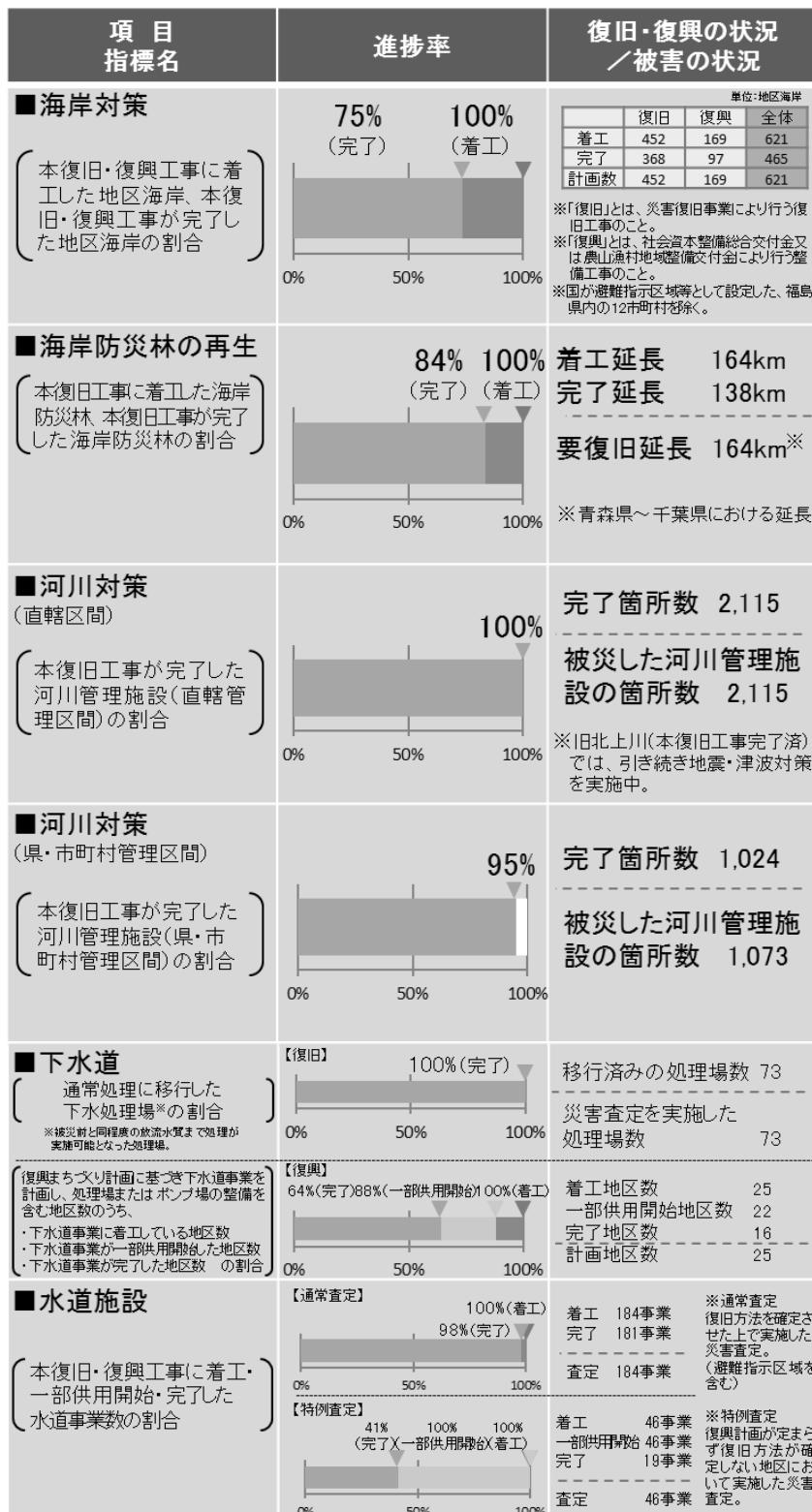
海岸防災林の再生については、避難指示区域を含む要復旧延長約 164 km 全てにおいて復旧工事に着工済みとなっており、138 km (84%) において本復旧工事が完了している。

河川対策（直轄管理区間）については、被災した河川管理施設 2,115 か所 の全てにおいて本復旧工事が完了した。河川対策（県・市町村管理区間）については、被災した河川管理施設 1,073 か所中、本復旧工事が完了した箇所 は、1,024 か所（95%）となっている。

下水道については、災害査定を実施した処理場数 73 か所の全てにおいて、通常処理に移行した。

水道施設については、災害査定を実施（予定含む。）した 184 事業中（避難指示区域を含む。津波被災地域を除く。）、181 事業（98%）において、本格復旧が完了した。

<参考：公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況>



※1 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※2 復興庁調べ（令和2年9月末時点）

②交通関係（令和2年9月末時点における被災地の交通ネットワークの復旧・復興状況）

道路（直轄区間）については、3県内の国道4号、6号及び45号の総開通延長距離1,161km全てにおいて本復旧が完了している（避難指示解除準備区域等を含む）。道路（県・市町村管理区間）については、被災した道路6,264路線中、本復旧が完了した路線は、6,184路線（99%）となっている。道路（復興道路・復興支援道路）については、事業中区間と供用済区間を合計した計画済延長570km全てで開通済み又は着工済みである。

鉄道については、3県内の旅客鉄道の被災路線の延長距離2,351km全てで鉄道運行を再開している。（JR大船渡線・気仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む。）。

港湾については、被災した港湾のうち、復旧工程計画に定められた港湾施設131か所の全てで本復旧工事が完了した。

<参考：公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況>

| 項目 指標名 | 進捗率 | 復旧・復興の状況 ／被害の状況 |
|---------------------------|---------------------------------------|--|
| ■交通網(道路) (直轄区間) | <p>100%</p> | 完了済み開通延長 1,161km 主要な直轄国道※の総開通延長 1,161km <small>※避難指示解除準備区域等を含む ※岩手、宮城、福島県内の国道4号、6号、45号に限る。</small> |
| ■交通網(道路) (県・市町村管理区間) | <p>99%</p> | 完了済み路線数 6,184路線 被災した道路の路線数 6,264路線 |
| ■交通網(道路) (復興道路・復興支援道路) | <p>80% (完了) 100% (着工)</p> | 着工済延長 570km ^{※1} 供用済延長 457km <small>※1:工事着手したIC間延長</small> 計画済延長 570km ^{※2} <small>※2:事業中区間と供用済区間の合計</small> |
| ■交通網(鉄道) | <p>100%</p> | 運行再開した路線延長 2,350.9km ^{※1※2} 被災した路線延長 2,350.9km ^{※1※3} <small>※1:岩手、宮城、福島県内の旅客鉄道分を計上 ※2:JR大船渡線、氣仙沼線のBRTによる本格復旧分を含む ※3:避難指示解除準備区域等を含む (JR常磐線 浪江～富岡駅間 (208km)を含む)</small> |
| ■交通網(港湾) | <p>100%</p> | 完了箇所数 131 被災した港湾施設の箇所数 131 |

※1 空港機能については100%復旧。

※2 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※3 復興庁調べ（令和2年9月末時点）

(3) 復興まちづくりの状況

住まいの再建はおおむね完了しており、進捗状況については、以下のとおりである（令和2年9月末時点）。

防災集団移転促進事業については、324 地区※の全てにおいて造成工事が完了している。

また、土地区画整理事業については、「住まいの復興工程表」に基づき、事業が実施されている50地区の全てにおいて造成工事に着工し、このうち、48地区（96%）において完了している。

各県が公表している必要災害公営住宅の戸数は、30,232戸であり、このうち、用地を確保した戸数は、30,200戸（100%）、工事着手した戸数は、30,077戸（99%）、工事完了した戸数は、29,978戸（99%）である。

※ 供給計画は「住まいの復興工程表」（令和2年9月末時点）による。

※ 災害公営住宅の進捗率には、調整中及び原発避難からの帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。

また、被災者生活再建支援金の支給状況を見ると、住宅が全壊するなどして基礎支援金を受給した203,497世帯のうち、住宅を建設・購入するなどして加算支援金を受給した世帯は153,504世帯（75%）となっている（令和2年8月末時点）。

津波復興拠点整備事業については24地区全てで造成完了となっている。

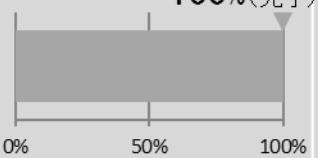
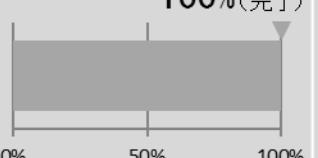
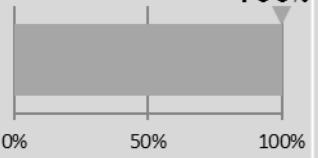
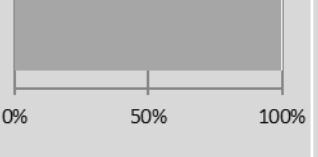
造成宅地の滑動崩落防止については、182地区全てで対策工事が完了となっている。

医療施設については、被災直後に入院の「受入制限」又は「受入不可」とした病院182か所中、当該制限等から回復した病院は、179か所（98%）となっている（福島県の避難指示区域に所在する病院及び廃止済みの病院を除く。）。

学校施設については、公立学校施設災害復旧事業に申請した（予定含む。）学校2,330校中、復旧が完了した学校は2,318校（99%）となっている（福島県の避難指示区域に所在する学校を除く。）。

<参考：公共インフラの本格復旧・復興の進捗状況>

| 項目 指標名 | 進捗率 | 復旧・復興の状況 ／被害の状況 |
|-----------------------------------|---|--------------------|
| ■復興まちづくり (防災集団移転促進事業) | <p>【地区ベース】</p> <p>100% (完了)</p> <p>着工 324地区 完了 324地区</p> <p>計画 324地区</p> | |
| ■復興まちづくり (土地区画整理事業) | <p>【地区ベース】</p> <p>100% (完了)</p> <p>着工 50地区 完了 48地区</p> <p>*1: 宅地の一部を引渡した地区を計上</p> <p>計画 50地区</p> <p>【戸数ベース】</p> <p>100% (完了)</p> <p>着工 8,375戸 完了 8,375戸</p> <p>計画 8,375戸</p> | |
| ■復興まちづくり (漁業集落防災機能強化事業) | <p>【地区ベース】</p> <p>100% (完了)</p> <p>着工 36地区 完了 36地区</p> <p>計画 36地区</p> <p>【戸数ベース】</p> <p>100% (完了)</p> <p>着工 495戸 完了 495戸</p> <p>計画 495戸</p> | |
| ■災害公営住宅 | <p>100% (用地確保) 100% (工事着手) 99% (工事完了)</p> <p>100% (完了)</p> <p>用地確保済み戸数 30,200 (29,654)</p> <p>建築工事着手戸数 30,077 (29,654)</p> <p>建築工事完了戸数 29,978 (29,555)</p> <p>計画戸数 30,232 (29,654)</p> <p>*内()内の数値は調整中及び帰還者向け災害公営住宅の戸数を含んでいない。</p> | |

| 項目 指標名 | 進捗率 | 復旧・復興の状況 ／被害の状況 |
|---------------------------|---|---|
| ■復興まちづくり (津波復興拠点整備事業) |  100%(完了) 造成完了した地区数の割合 | 完了地区数 24 計画地区数 24※ ※津波復興拠点整備事業として復興交付金の配分可能額通知を受けた地区のうち一団地の津波防災拠点市街地形成施設として都市計画決定をした地区数 |
| ■復興まちづくり (造成宅地の滑動崩落防止) |  100%(完了) 対策工事が完了した地区数の割合 | 完了地区数 182 計画地区数 182※ ※復興交付金の配分可能額通知を受けた地区的うち、対策工事が必要な地区数 |
| ■復興まちづくり (医療施設) |  100% 医療施設等災害復旧費補助金を活用して復旧整備をした医療施設の割合 | 復旧した医療施設数 298 被災した医療施設数 298 |
| (医療機能の回復) |  98% 被災三県において被災した病院のうち、受入制限又は受入不可から回復した病院の割合 | 受入回復した病院数 179 入院の受入制限又は受入不可を行った病院※数 182 ※避難指示区域内(平成24年時点)、廃止済みの病院を除く。 |
| ■復興まちづくり (学校施設等) |  99% 復旧が完了した公立学校施設の割合 | 完了学校数 2,318 (応急仮設校舎や間借り等により、全ての学校で教育活動は再開済み) 災害復旧事業申請学校数 2,330※ ※申請予定も含む |

※1 防災集団移転促進事業については、「住まいの復興工程表」に基づく面整備を行う321地区及び茨城県の3地区の合計を計上。

※2 福島県の避難指示区域は、原則除いている。

※3 復興庁調べ（令和2年9月末時点）

(4) 職員応援の状況

被災地における復旧・復興事業が本格化する中にあって、当該事業を進めていくためには、今後も被災地方公共団体に対する職員派遣等による人員やノウハウの提供が必要である。

令和2年4月時点で、被災地方公共団体からの要請を踏まえて、全国の地方公共団体から837人の職員が被災地方公共団体に派遣されており、発災後からの延べ派遣数は令和元年度末で96,971人となっている。これに加え、公務員OB、民間実務経験者、青年海外協力隊帰国隊員等を復興庁職員として採用し、被災市町村に駐在させるとともに、都市再生機構においては、令和2年9月時点で、現地復興支援体制189人で事業の推進を支援している。

あわせて、被災地方公共団体の事務負担を軽減するために、発注方法の工夫や事務のアウトソーシング等、事業実施に必要な職員やその労力を減らす取組を推進している。

被災地方公共団体は、復興の推進のため、依然として多くのマンパワーを必要としている状況に変わりはなく、引き続き、支援していく。

また、平成28年に発生した熊本地震や平成30年に発生した大阪府北部の地震、平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震、令和元年房総半島台風の際には、これらの被災地方公共団体に対して、東日本大震災で被災した地方公共団体の職員が派遣され、災害応急支援に当たっており、被災地方公共団体同士の相互間の応援が行われている。

3 産業・雇用

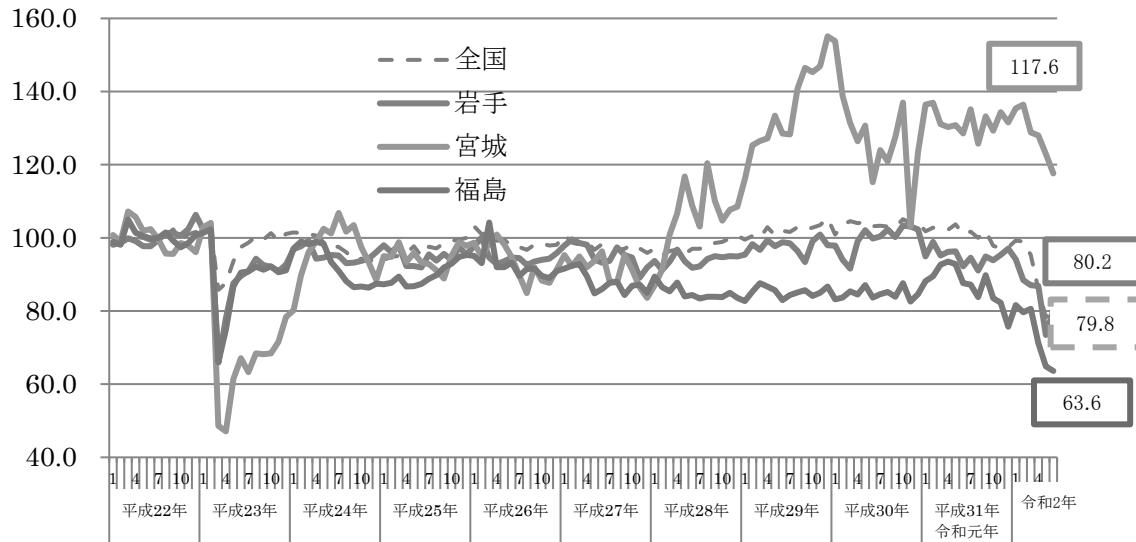
- ・ 3県の企業活動は、おおむね震災前の水準に回復
3県の製造品出荷額等は震災前の水準までほぼ回復
津波被災農地は94%で営農再開可能、水産加工施設は97%で業務再開
グループ補助金交付先企業の約44%が、震災前の売上水準まで回復
業種別では、建設業が約7割回復している一方、旅館・ホテル業では約3割にとどまる
- ・ 3県の雇用者数は、おおむね震災前の水準に回復
雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部の一部では震災前の水準まで回復していない地域もある

(1) 被災地経済の概況

被災により大きな被害を受けた3県の企業活動は、震災により一時的に大きく落ち込んだが、サプライチェーンの速やかな回復等により、その後は急速に持ち直し、復興需要の下支えもあり、おおむね震災前の水準に回復している。

<参考：鉱工業の復興（3県の鉱工業生産指数の変化）>

令和2年6月分の鉱工業生産指数は、全国は79.8（震災前（平成23年2月分。以下同様。）：102.7）、岩手県は80.2（震災前：103.0）、宮城県は117.6（震災前：104.1）、福島県は76.5（震災前：102.3）となった。



※1 各県等公表資料を基に復興庁作成。

※2 令和2年2月分以降の鉱工業生産指数については、新型コロナウイルス感染症の影響も含まれることに注意。

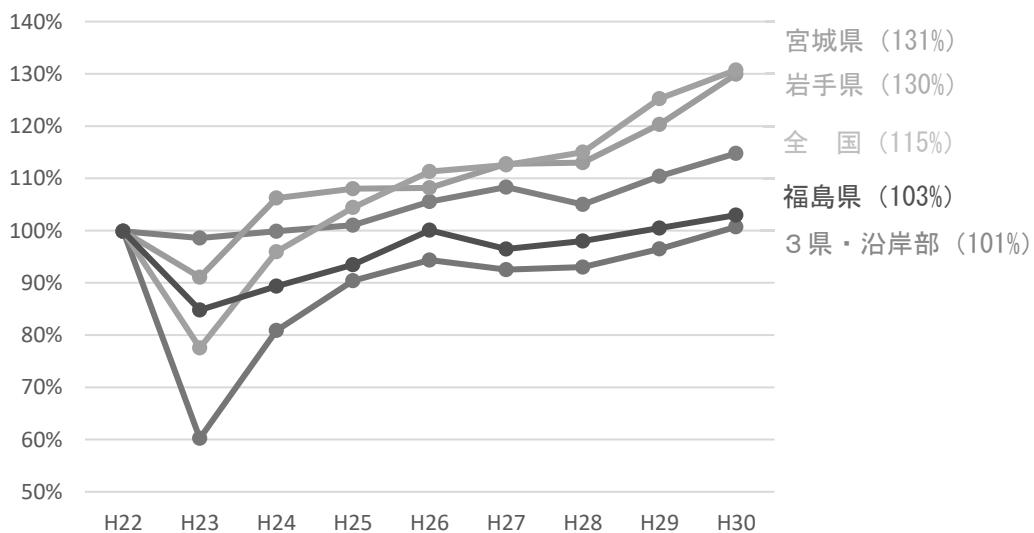
※3 平成22年=100、いずれも季節調整済みの数値。

※4 全国については、全産業活動指標（経済産業省：2010年基準）で公表されている「鉱工業指標」の系列を使用。

※5 平成31年以降の3県の鉱工業生産指数は、いずれも平成27年基準指数で公表されているため、平成22年基準指数に接続するように各平成27年基準指数を換算している。

<参考：製造業の復興（3県の製造品出荷額等の変化）>

平成30年の製造品出荷額等は、平成22年と比較して全国は115%、岩手県は130%、宮城県は131%、福島県は103%となった。一方、沿岸部の製造品出荷額等は、全体としてみれば、震災前の水準まで回復しているが、県別にみると、状況は様々である。



（3県・沿岸部の市町村）

【岩手県】宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、大槌町、山田町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村、洋野町、【宮城県】仙台市（宮城野区、若林区）、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町、【福島県】いわき市、相馬市、南相馬市、広野町、楢葉町（注）、富岡町（注）、大熊町（注）、双葉町（注）、浪江町（注）、新地町

（注）調査対象外とされた年があるなど、調査年によっては集計に含まれない。

※1 経済産業省「平成22年工業統計調査」、「平成24年工業統計調査」、「平成25年工業統計調査」、「平成26年工業統計調査」、「平成29年工業統計調査（平成28年実績）」、「平成30年工業統計調査（平成29年実績）」、総務省・経済産業省「平成24年経済センサス - 活動調査（平成23年実績）」、「平成28年経済センサス - 活動調査（平成27年実績）」及び「2019年工業統計調査（2018年実績）」を基に復興庁作成

※2 平成22年=100とした数値である。

（2）主要業種別の概況

①製造業

製造業については、平成30年において、製造品出荷額等が3県の全てで震災前の水準を上回った。復興需要を背景に窯業・土石が3県の全てで震災前の水準を上回っており、加えて輸送用機械、生産用機械においても、3県の全てで震災前の水準を上回っている。しかしながら、情報通信機械は3県、

全国とともに震災前の水準を下回っている。

<参考：3県の製造品出荷額等>

(単位：億円)

| 区分 | 岩手県 | | | 宮城県 | | | 福島県 | | | 3県 | | |
|-----------|-----------|-----------|------|-----------|-----------|------|-----------|-----------|------|-----------|-----------|------|
| | 平成 22年 | 平成 30年 | 増減 |
| | 県計 | | | 20,991 | 27,272 | 30% | 35,689 | 46,656 | 31% | 50,957 | 52,465 | 3% |
| 09 食料品 | 3,315 | 3,870 | 17% | 5,732 | 6,576 | 15% | 2,782 | 3,164 | 14% | 11,829 | 13,611 | 15% |
| 10 飲料・たばこ | 392 | 501 | 28% | 1,549 | 1,856 | 20% | 3,241 | 1,355 | -58% | 5,182 | 3,713 | -28% |
| 11 繊維工業 | 225 | 292 | 30% | 228 | 209 | -8% | 472 | 450 | -5% | 925 | 951 | 3% |
| 12 木材・木製品 | 539 | 598 | 11% | 582 | 849 | 46% | 489 | 586 | 20% | 1,611 | 2,033 | 26% |
| 13 家具・装備品 | 56 | 63 | 13% | 84 | 109 | 29% | 409 | 510 | 25% | 549 | 682 | 24% |
| 14 パルプ・紙 | 756 | 556 | -26% | 2,168 | 1,842 | -15% | 1,530 | 2,057 | 34% | 4,454 | 4,455 | 0% |
| 15 印刷 | 411 | 373 | -9% | 1,231 | 942 | -23% | 450 | 414 | -8% | 2,092 | 1,730 | -17% |
| 16 化学 | 667 | 582 | -13% | 807 | 847 | 5% | 4,874 | 5,305 | 9% | 6,349 | 6,734 | 6% |
| 17 石油・石炭 | 88 | 120 | 36% | 5,018 | 5,802 | 16% | 76 | 161 | 112% | 5,181 | 6,083 | 17% |
| 18 プラスチック | 411 | 923 | 125% | 855 | 1,053 | 23% | 2,120 | 2,314 | 9% | 3,385 | 4,290 | 27% |
| 19 ゴム製品 | 52 | 81 | 56% | 705 | 717 | 2% | 1,591 | 2,000 | 26% | 2,348 | 2,798 | 19% |
| 20 皮革製品 | 69 | 78 | 14% | 14 | 16 | 15% | 111 | 136 | 22% | 194 | 230 | 19% |
| 21 窯業・土石 | 636 | 1,087 | 71% | 846 | 1,299 | 54% | 1,883 | 1,990 | 6% | 3,365 | 4,377 | 30% |
| 22 鉄鋼 | 777 | 1,018 | 31% | 1,927 | 1,911 | -1% | 812 | 1,224 | 51% | 3,516 | 4,153 | 18% |
| 23 非鉄金属 | 166 | 212 | 28% | 704 | 800 | 14% | 2,100 | 2,317 | 10% | 2,969 | 3,330 | 12% |
| 24 金属製品 | 993 | 1,347 | 36% | 1,484 | 1,936 | 30% | 2,698 | 2,926 | 8% | 5,175 | 6,210 | 20% |
| 25 はん用機械 | 763 | 1,295 | 70% | 333 | 326 | -2% | 1,431 | 2,224 | 55% | 2,528 | 3,845 | 52% |
| 26 生産用機械 | 1,273 | 2,912 | 129% | 1,531 | 4,573 | 199% | 1,372 | 1,855 | 35% | 4,176 | 9,341 | 124% |
| 27 業務用機械 | 556 | 1,156 | 108% | 762 | 888 | 17% | 2,278 | 2,853 | 25% | 3,596 | 4,898 | 36% |
| 28 電子部品 | 2,938 | 1,926 | -34% | 4,313 | 5,269 | 22% | 4,847 | 4,747 | -2% | 12,098 | 11,942 | -1% |
| 29 電気機械 | 725 | 584 | -20% | 1,136 | 1,573 | 38% | 2,938 | 2,699 | -8% | 4,799 | 4,855 | 1% |
| 30 情報通信機械 | 888 | 451 | -49% | 1,551 | 1,399 | -10% | 7,927 | 5,559 | -30% | 10,366 | 7,410 | -29% |
| 31 輸送用機械 | 3,946 | 6,823 | 73% | 1,775 | 5,457 | 207% | 4,109 | 5,212 | 27% | 9,830 | 17,491 | 78% |
| 32 その他 | 348 | 422 | 21% | 352 | 404 | 15% | 419 | 406 | -3% | 1,119 | 1,232 | 10% |

※ 経済産業省「平成 22 年工業統計調査」及び総務省・経済産業省「2019 年工業統計調査（2018 年実績）」を基に復興庁作成

②建設業

建設業については、復旧・復興事業により、令和元年度における公共機関からの受注工事の請負契約額が震災前の約 3 倍になっている。

<参考：公共工事前払金保証の件数・請負金額>

(単位：百万円)

| 工事場所 | 件数 | | | 請負金額 | | |
|------|--------|--------|--------|---------|-----------|--------|
| | H22 年度 | R 元年度 | 増減 | H22 年度 | R 元年度 | 増減 |
| 岩 手 | 5,278 | 4,481 | 84.9% | 169,230 | 371,058 | 219.3% |
| 宮 城 | 6,438 | 6,957 | 108.1% | 203,974 | 531,401 | 260.5% |
| 福 島 | 6,113 | 7,413 | 121.3% | 184,703 | 637,005 | 344.9% |
| 3 県計 | 17,829 | 18,851 | 105.7% | 557,907 | 1,539,464 | 275.9% |

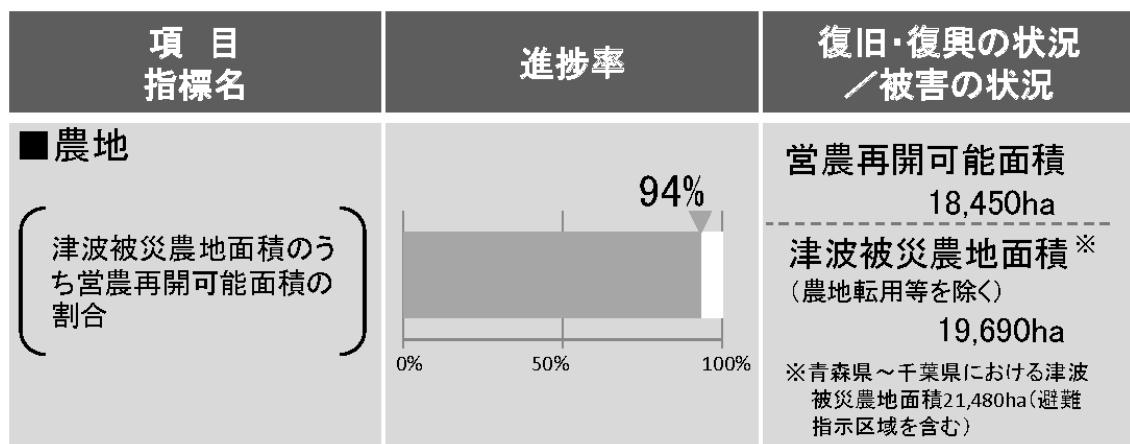
※ 北海道建設業保証(株)、東日本建設業保証(株)、西日本建設業保証(株)「公共工事前払金保証統計」を基に復興庁作成

③農業

農業については、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の6県において、21,480ha の農地（避難指示区域を含む。）が津波による被害を受けた。

これに対し、がれきの除去や除塩、排水機場などの農業用施設の復旧等を支援することにより、令和2年6月末現在、津波被災農地のうち94%（農地転用された農地等を除いて整理。）で営農再開が可能となっている。また、3県において、津波被災農地の復旧に併せて大区画化等に取り組んでいる地区的うち、98%で整備が完了している。

<参考：津波被災農地の復旧・復興状況>



※ 復興庁調べ（令和2年9月末時点）

④水産業

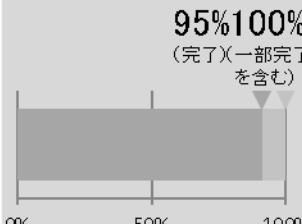
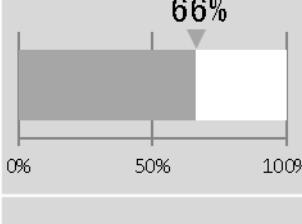
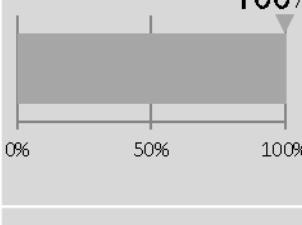
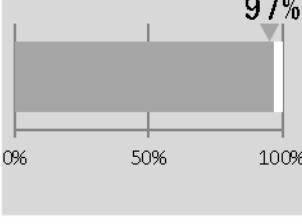
水産業については、319 渔港が被災したほか、漁場、漁船、養殖施設、水産加工施設等に甚大な被害が生じた。

漁港については、令和2年9月末時点で、被災した319 渔港中、陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港は、303 渔港（95%）、一部でも陸揚が可能となった漁港を含めると319 渔港（100%）となっている。

3県の主要な魚市場における水揚量、水揚金額は、震災前に比べそれぞれ66%、76%となっている（直近1年間（平成31年2月から令和2年1月）の合計の水揚量、水揚金額の震災前1年間（平成22年3月から平成23年2月）の合計に対する比率）。なお、福島県の沿岸で行われる漁業においては、漁業の本格的な操業の再開を目指して、「試験的操業・販売」の取組を続けている状況にあり、これらの漁業（沿岸漁業及び沖合底びき網漁業）による令和元年の水揚量は、震災前の平成22年の14%にとどまっている。

岩手県及び宮城県の養殖業再開希望者の養殖施設については、整備が完了している。また、3県で業務再開を希望する水産加工施設については、令和元年12月末時点で、781 施設のうち754 施設（97%）が業務を再開しているが、水産加工品の売上げが震災前の8割以上に回復している事業者の割合は、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県の6県全体で50%であり、いまだ販路開拓や人材確保の面で課題を抱えている。

<参考：水産業の復旧・復興状況>

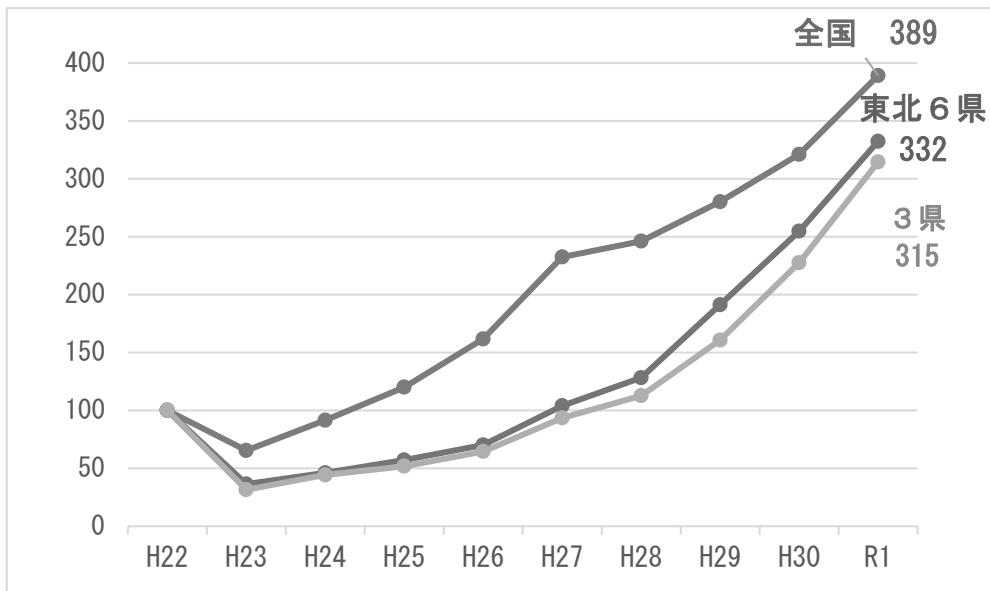
| 項目 指標名 | 進捗率 | 復旧・復興の状況 ／被害の状況 |
|--|---|--|
| ■漁港 〔陸揚げ岸壁の機能が全て回復した漁港、一部でも陸揚げが可能となった漁港の割合〕 |  95% 100% (完了)(一部完了を含む) | 全機能が回復済みの漁港数 303 一部機能が回復済みの漁港数 16 被災した漁港数 319 |
| ■水揚量 〔直近1年間の合計水揚量の震災前1年間の合計量に対する割合〕 |  66% | 直近1年間の水揚量 307千トン 震災前1年間の水揚量 463千トン |
| ■養殖施設 〔養殖施設の復旧の割合〕 |  100% | 復旧した施設数 68,893※ ※ 岩手県及び宮城県における施設数 養殖業再開希望者の施設数 68,893※ ※ 岩手県及び宮城県における施設数 |
| ■水産加工施設 〔水産加工施設の業務再開の割合〕 |  97% | 業務を再開した施設数 754 被災3県で業務再開を希望する施設数 781 |

※ 復興庁調べ（令和2年9月末時点）

⑤観光業

観光業については、風評被害等の影響により、震災のあった平成23年は東北6県の外国人延べ宿泊者数が大きく減少したものの、令和元年には震災前（平成22年）の約3.3倍まで増加した。

<参考：外国人延べ宿泊者数の推移>



| | 平成 22 年(人泊) | 令和元年(人泊) | 増減 |
|--------|-------------|-------------|---------|
| 全国 | 26,023,000 | 101,306,450 | +289.3% |
| 東北 6 県 | 505,400 | 1,680,210 | +232.5% |
| 3 県 | 330,100 | 1,038,510 | +214.6% |
| 青森 | 59,100 | 337,620 | +471.3% |
| 岩手 | 83,440 | 325,450 | +290.0% |
| 宮城 | 159,490 | 534,250 | +235.0% |
| 秋田 | 63,570 | 119,320 | +87.7% |
| 山形 | 52,630 | 184,760 | +251.1% |
| 福島 | 87,170 | 178,810 | +105.1% |

※1 平成 22 年=100 とする。

※2 観光庁「宿泊旅行統計調査」を基に復興庁作成

※3 従業員 10 人以上の宿泊施設を対象

⑥運送業

旅客自動車運送事業では、乗合バス事業について見ると、震災前の水準まで回復していたが、令和元年度の輸送人員は 3 県全体で 8.8% 減少（平成 22 年度比）となっている。また、貸切バス事業について見ると、輸送人員は 3 県全体で 13.9% 減少（平成 22 年度比）となっており、いまだ震災前の水準までは回復していない。旅客船事業については、令和元年度の輸送人キロは

40.5%減少（平成21年度比）となっており、依然厳しい状況にある。

＜参考：旅客自動車運送事業による輸送＞

乗合バス事業による輸送 (単位：千人)

| | 平成22年度 | 令和元年度 | 増減 |
|-----|-----------|-----------|--------|
| 岩手 | 22,291 | 21,863 | -1.9% |
| 宮城 | 67,614 | 60,393 | -10.7% |
| 福島 | 21,405 | 19,213 | -10.2% |
| 3県計 | 111,310 | 101,469 | -8.8% |
| 全国 | 4,158,178 | 4,257,648 | 2.4% |

貸切バス事業による輸送 (単位：千人)

| | 平成22年度 | 令和元年度 | 増減 |
|-----|---------|---------|--------|
| 岩手 | 2,866 | 2,662 | -7.1% |
| 宮城 | 8,291 | 6,603 | -20.4% |
| 福島 | 5,761 | 5,297 | -8.1% |
| 3県計 | 16,918 | 14,562 | -13.9% |
| 全国 | 300,049 | 274,584 | -8.5% |

※ 国土交通省「自動車輸送統計調査」(抜粋)

＜参考：旅客船事業による輸送＞ (単位：千人キロ)

| | 平成21年度 | 令和元年度 | 増減 |
|-----|--------|--------|--------|
| 岩手 | 2,145 | 875 | -59.2% |
| 宮城 | 25,515 | 15,505 | -39.2% |
| 福島 | 2,374 | 1,493 | -37.1% |
| 3県計 | 30,034 | 17,873 | -40.5% |

※ 国土交通省調べ（令和2年9月時点の速報値）

⑦商業・サービス業

内陸部の商業・サービス業は迅速に復旧し、3県の百貨店・スーパー販売額は、平成23年5月には震災前の水準まで回復し、その後、おおむね震災前水準を維持している。一方、沿岸部（津波被災地域）では、仮設店舗等の設置やグループ補助金等により事業再開が進んだものの、市街地復興に伴う地域住民の帰還と表裏一体であり、地域の状況に応じてきめ細かく対応していく必要がある。

＜参考：百貨店・スーパー販売額＞ (単位：百万円)

| | 平成22年 | 令和元年 | 令和元年/平成22年 |
|----|------------|------------|------------|
| 岩手 | 142,025 | 130,741 | 96.9% |
| 宮城 | 386,740 | 406,351 | 108.0% |
| 福島 | 223,494 | 250,945 | 115.5% |
| 全国 | 19,579,063 | 19,396,177 | 101.2% |

※1 経済産業省「2019年商業動態統計年報」及び「平成22年商業販売統計年報」

(抜粋)

※2 従業者 50 人以上の百貨店及びスーパーを対象

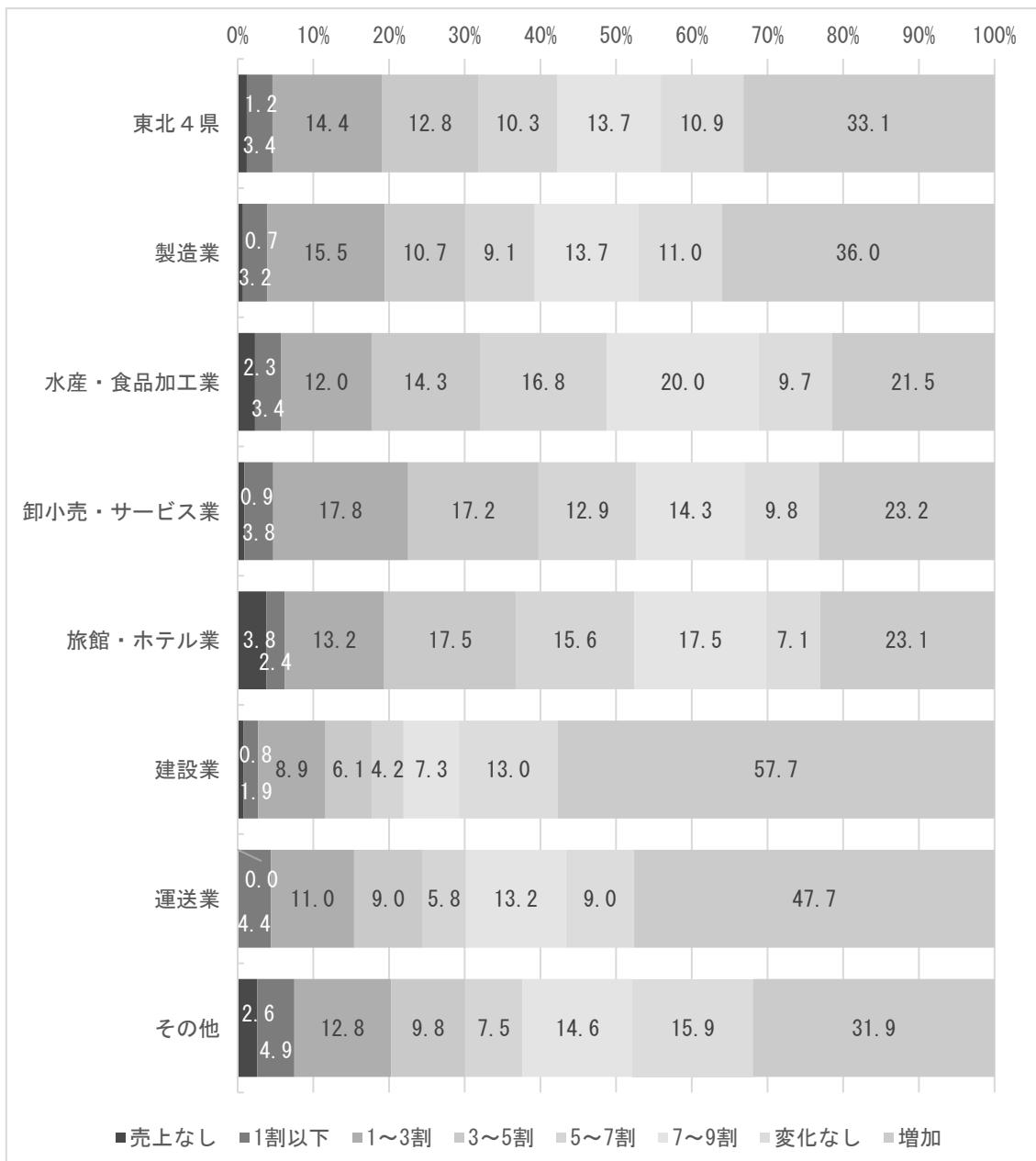
※3 販売額の比率は調査対象事業所見直し等の影響を反映するためリンク係数を用いて計算している。

(3) 事業者の状況

①売上高

中小企業等グループ補助金等により復旧した事業者へのアンケート調査の結果を見ると、東北 4 県（青森県、岩手県、宮城県及び福島県）の 4 割以上の事業者が震災前の売上水準以上に回復した。また、復興需要関連の業種では、建設業では約 7 割、運送業で約 6 割の事業者が震災前の売上水準以上に回復した。一方、水産・食品加工業では、水産加工施設は 9 割以上が業務再開し（（2）④水産業を参照）、生産設備の復旧が進んでいるものの、売上の回復が遅れており、震災前の水準に回復した事業者は約 3 割である。また、卸小売・サービス業や旅館・ホテル業でも震災前の売上水準に回復した事業者は約 3 割である。震災前の水準まで回復していない主な要因としては、「既存顧客の喪失」や「新型コロナウイルスによる影響」が挙げられている。

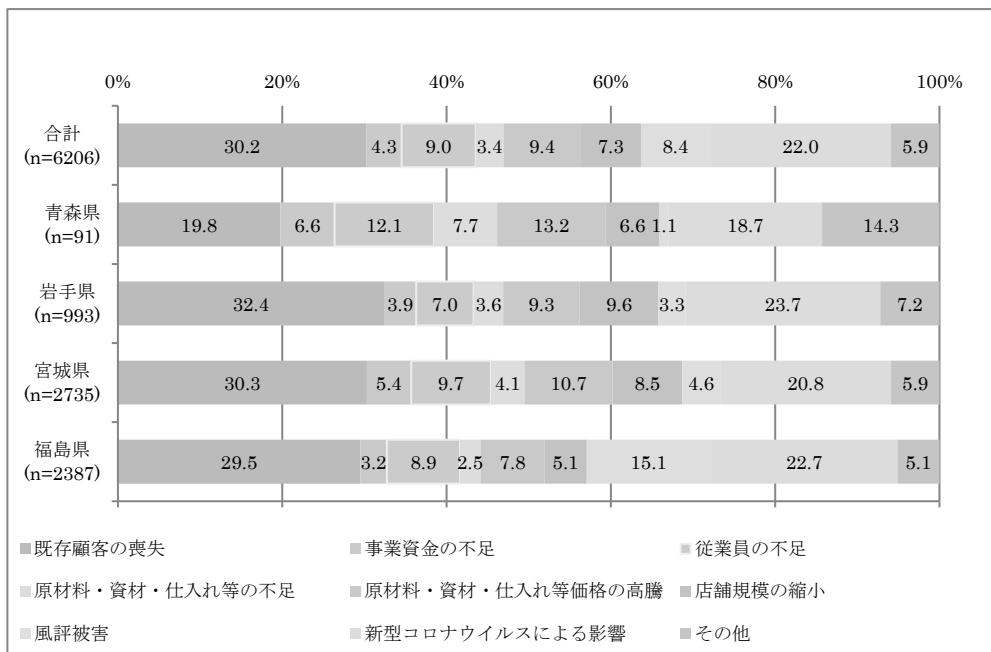
<参考：事業者の震災直前の売上水準からの変化状況>



※ 「グループ補助金交付先アンケート調査」(令和2年6月東北経済産業局)

東北4県：青森県、岩手県、宮城県、福島県

<参考：売上が回復していない要因>



※ 「グループ補助金交付先アンケート調査」(令和2年6月東北経済産業局)

②事業所数

3県の沿岸市町村における事業所数は、平成24年は震災前の平成21年比で83.2%の水準であったが、平成28年は87.9%の水準まで回復し、全国平均との差は縮小した（▲9.9%→▲2.1%）。

<参考：3県の沿岸市町村における民営事業所数の推移>

(単位：か所、%)

| | H21 | H24 | H26 | H28 | H24/H21 | H26/H21 | H28/H21 |
|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|
| 全国 | 6,199,222 | 5,768,489 | 5,779,072 | 5,578,975 | 93.1 | 93.2 | 90.0 |
| 合計 | 122,646 | 101,982 | 108,445 | 107,754 | 83.2 | 88.4 | 87.9 |
| 宮古市 | 3,104 | 2,623 | 2,697 | 2,649 | 84.5 | 86.9 | 85.3 |
| 大船渡市 | 2,654 | 2,042 | 2,254 | 2,516 | 76.9 | 84.9 | 94.8 |
| 久慈市 | 2,104 | 1,915 | 1,920 | 1,857 | 91.0 | 91.3 | 88.3 |
| 陸前高田市 | 1,231 | 634 | 755 | 787 | 51.5 | 61.3 | 63.9 |
| 釜石市 | 2,343 | 1,706 | 1,853 | 1,814 | 72.8 | 79.1 | 77.4 |
| 大槌町 | 770 | 206 | 343 | 418 | 26.8 | 44.5 | 54.3 |
| 山田町 | 869 | 342 | 598 | 614 | 39.4 | 68.8 | 70.7 |
| 岩泉町 | 595 | 532 | 522 | 517 | 89.4 | 87.7 | 86.9 |
| 田野畠村 | 156 | 130 | 135 | 131 | 83.3 | 86.5 | 84.0 |
| 普代村 | 165 | 152 | 139 | 139 | 92.1 | 84.2 | 84.2 |
| 野田村 | 193 | 158 | 165 | 164 | 81.9 | 85.5 | 85.0 |
| 洋野町 | 705 | 649 | 646 | 620 | 92.1 | 91.6 | 87.9 |
| 仙台市 | 51,203 | 49,028 | 52,523 | 51,584 | 95.8 | 102.6 | 100.7 |
| 石巻市 | 9,016 | 5,763 | 6,243 | 6,301 | 63.9 | 69.2 | 69.9 |
| 塩竈市 | 3,271 | 2,728 | 2,779 | 2,657 | 83.4 | 85.0 | 81.2 |
| 気仙沼市 | 4,458 | 2,627 | 2,987 | 2,936 | 58.9 | 67.0 | 65.9 |
| 名取市 | 2,874 | 2,484 | 2,755 | 2,780 | 86.4 | 95.9 | 96.7 |
| 多賀城市 | 2,509 | 2,034 | 2,172 | 2,112 | 81.1 | 86.6 | 84.2 |
| 岩沼市 | 1,978 | 1,752 | 1,822 | 1,826 | 88.6 | 92.1 | 92.3 |
| 東松島市 | 1,662 | 1,082 | 1,210 | 1,192 | 65.1 | 72.8 | 71.7 |
| 亘理町 | 1,128 | 927 | 1,000 | 1,016 | 82.2 | 88.7 | 90.1 |
| 山元町 | 553 | 393 | 400 | 387 | 71.1 | 72.3 | 70.0 |
| 松島町 | 668 | 589 | 587 | 578 | 88.2 | 87.9 | 86.5 |
| 七ヶ浜町 | 578 | 462 | 454 | 445 | 79.9 | 78.5 | 77.0 |
| 利府町 | 1,017 | 963 | 1,030 | 999 | 94.7 | 101.3 | 98.2 |
| 女川町 | 615 | 191 | 233 | 356 | 31.1 | 37.9 | 57.9 |
| 南三陸町 | 870 | 268 | 323 | 551 | 30.8 | 37.1 | 63.3 |
| いわき市 | 15,986 | 14,917 | 14,931 | 14,706 | 93.3 | 93.4 | 92.0 |
| 相馬市 | 1,915 | 1,804 | 1,769 | 1,772 | 94.2 | 92.4 | 92.5 |
| 南相馬市 | 3,594 | 2,467 | 2,657 | 2,689 | 68.6 | 73.9 | 74.8 |

| | | | | | | | |
|-----|-------|-----|-----|-----|------|------|------|
| 広野町 | 277 | 132 | 223 | 219 | 47.7 | 80.5 | 79.1 |
| 檜葉町 | 348 | ... | 25 | 62 | ... | 7.2 | 17.8 |
| 富岡町 | 886 | ... | 5 | 33 | ... | 0.6 | 3.7 |
| 大熊町 | 561 | ... | ... | 2 | ... | ... | 0.4 |
| 双葉町 | 329 | ... | 0 | 0 | ... | 0.0 | 0.0 |
| 浪江町 | 1,114 | ... | 14 | 39 | ... | 1.3 | 3.5 |
| 新地町 | 347 | 282 | 276 | 286 | 81.3 | 79.5 | 82.4 |

※1 総務省「平成 21 年経済センサス - 基礎調査」、「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」、総務省・経済産業省「平成 24 年経済センサス - 活動調査」、「平成 28 年経済センサス - 活動調査」を基に復興庁作成

※2 「平成 24 年経済センサス - 活動調査」は、調査日において警戒区域又は計画的避難区域が調査対象外とされている。また、「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」は、調査日において帰還困難区域又は居住制限区域が調査対象外とされている。「平成 28 年経済センサス - 活動調査」は、調査日において帰還困難区域が調査対象外とされている（表中では「...」と表記）。

※3 平成 21 年の宮古市の数値には、平成 22 年に宮古市と合併した川井村を含む。また、同年の気仙沼市の数値には、平成 21 年に気仙沼市と合併した本吉町を含む。

※4 「平成 26 年経済センサス - 基礎調査」では、檜葉町、富岡町、双葉町及び浪江町の避難指示解除準備区域にある事業所については、これらの町から提供を受けた名簿情報に基づき調査を実施した。

(4) 雇用の状況

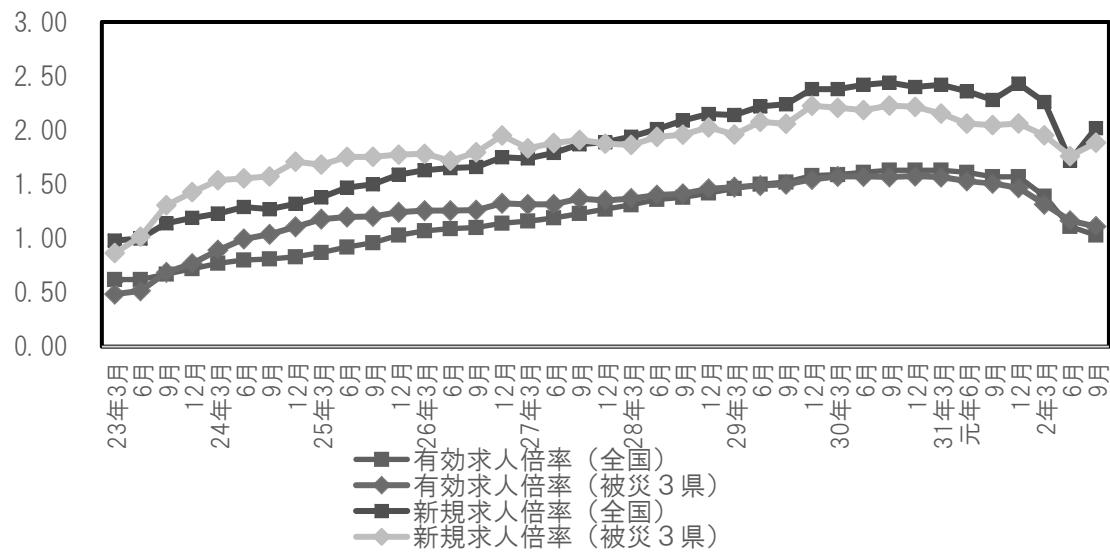
3 県においては、震災の影響により有効求人倍率は平成 23 年 4 月には 0.45 倍まで低下した。

現在、3 県の雇用情勢は有効求人倍率が宮城県、福島県は 1 倍を上回っているものの、岩手県は 1 倍を下回っており、新型コロナウイルス感染症の影響がみられる。

一方、職業別にみると、介護関連、建設・採掘の職業等では、求人数が求職者数を上回っており、雇用における需要と供給のミスマッチが生じている。

雇用者数も震災前の水準まで回復しているが、沿岸部では、人口減少等により、雇用者数が震災前の水準まで回復していない地域や産業もある。

<参考：雇用の状況（新規求人倍率・有効求人倍率）>



※1 数値は、職業安定業務統計の受理地別労働関係指標（季節調整値）

※2 厚生労働省調べ（令和2年9月時点）

<参考：雇用保険被保険者数の推移>

（単位：人、「前年比」「10年前との比」は%）

| | 令和2年 9月 | 前年比 | 10年前との比 | 令和元年 9月 | 平成22年 9月 |
|-----|------------|-------|---------|------------|-------------|
| 3県計 | 1,691,989 | ▲ 0.2 | 12.1 | 1,695,176 | 1,509,395 |
| 岩手県 | 370,116 | ▲ 0.4 | 7.6 | 371,779 | 343,866 |
| 久慈 | 13,190 | ▲ 0.1 | 14.0 | 13,206 | 11,569 |
| 宮古 | 18,634 | ▲ 1.4 | 1.6 | 18,908 | 18,337 |
| 大船渡 | 16,377 | ▲ 1.9 | 1.0 | 16,701 | 16,219 |
| 宮城県 | 739,527 | ▲ 0.2 | 14.8 | 740,894 | 644,320 |
| 気仙沼 | 17,626 | ▲ 2.5 | ▲ 4.3 | 18,084 | 18,414 |
| 石巻 | 46,351 | ▲ 0.7 | 10.9 | 46,659 | 41,812 |
| 塩釜 | 35,042 | 0.7 | 7.1 | 34,791 | 32,721 |
| 福島県 | 582,346 | ▲ 0.0 | 11.7 | 582,503 | 521,209 |
| 相双 | 38,605 | 1.6 | ▲ 13.1 | 37,983 | 44,422 |
| いわき | 98,124 | 0.4 | 19.7 | 97,760 | 81,992 |

※1 数値は、3県の労働局及び各公共職業安定所の公表値

※2 厚生労働省調べ（令和2年9月時点）

※3 公共職業安定所（ハローワーク）の管轄地域

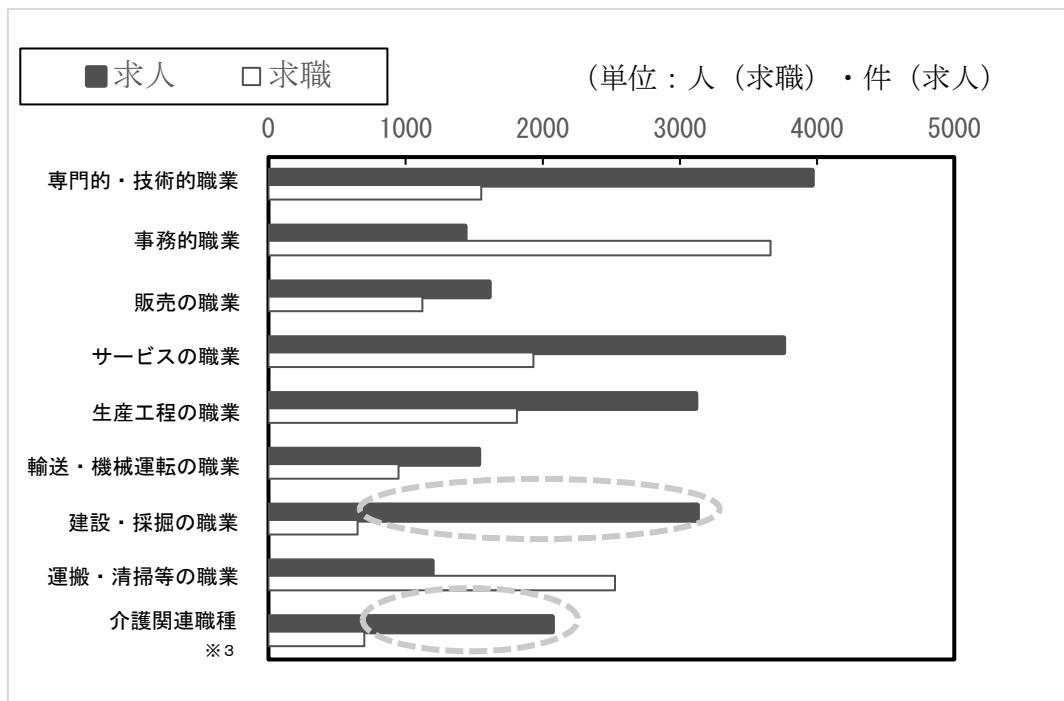
久 慈：久慈市、九戸郡（洋野町、野田村）の一部、下閉伊郡のうち普代村

宮 古：宮古市、下閉伊郡の一部（田野畠村、岩泉町、山田町）

大船渡：大船渡市、陸前高田市、気仙郡（住田町）
 気仙沼：気仙沼市、本吉郡（南三陸町）
 石巻：石巻市、東松島市、牡鹿郡（女川町）
 塩釜：塩釜市、多賀城市、宮城郡（松島町、七ヶ浜町、利府町）、黒川郡のうち大郷町
 相双：相馬市、南相馬市、双葉郡（広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村）、相馬郡（新地町、飯舘村）
 いわき（旧 平）：いわき市のうち、ハローワーク小名浜及びハローワーク勿来の管轄区域を除いた地域

<参考：雇用の状況（ミスマッチの例）>

○公共職業安定所における求人・求職の状況



※1 数値は、久慈、宮古、釜石、大船渡、気仙沼、石巻、塩釜、相双及びいわき公共職業安定所の総計

※2 厚生労働省調べ（令和2年9月時点）

※3 「介護関連職種」は、「専門的・技術的職業」と「サービスの職業」の内数

4 原子力災害からの復興

- ・事故収束については、「中長期ロードマップ」に基づき、取組が着実に進展
- ・帰還困難区域を除く全ての避難指示区域が解除されるとともに、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域に設定されている特定復興再生拠点区域の一部区域で避難指示が解除
- ・避難住民や事業者等に対して総額約 9 兆 6,126 億円の賠償が支払われた
- ・ADR センターにおいて、20,140 件の和解が成立
- ・面的除染については、帰還困難区域を除き完了

(1) 事故収束（東京電力福島第一原子力発電所の廃炉）

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉については、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智を結集し、必要な研究開発を支援しつつ、安全かつ着実に進めていく。

廃炉対策については、令和元年 12 月に中長期ロードマップを改訂し、初号機の燃料デブリの取出方法を確定し、令和 3 年内に 2 号機で試験的取出しに着手し、その後、段階的に取出規模を拡大していくことを示した。3 号機使用済燃料プールからの燃料取出しについては、平成 31 年 4 月から取出しを開始し、安全確保を最優先に、着実に作業を進めている。

汚染水対策については、既に凍結が完了した凍土壁やサブドレンなどの機能と併せ、地下水を安定的に制御することで、汚染水発生量が大幅に抑制されており、令和元年度には約 180 m³/日となっている。今後、現在実施している建屋周辺の敷地内舗装（以下「フェーシング」という。）による雨水浸透対策等を進めるとともに、引き続き、凍土壁、サブドレン等を適切に運用し、この低減に取り組んでいく。一方で、汚染水は継続的に発生しているため、多核種除去設備（汚染水に含まれる放射性の 62 核種の濃度を低減するための設備）等で浄化処理した水（以下「ALPS 処理水」という。）はタンクに貯蔵されているものの、タンクを建設するために適した用地は限界を迎つつある。この ALPS 処理水の取扱いについては、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」（以下「ALPS 小委員会」という。）において、技術的な観点に加え、風評被害など社会的な観点も含めた総合的な検討を行い、令和 2 年 2 月に報告書を公表した。同年 4 月からは、当該報告書を踏まえ、政府として ALPS 処理水の取扱い方針を決定するため、地元自治体や農林水産業者を始めとした幅広い関係者の御意見を伺う場を

開催している。

(2) 避難指示区域の状況

東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）福島第一原子力発電所の事故発生を受け、設定された警戒区域及び計画的避難区域については、平成23年12月の原子力災害対策本部決定に基づき、平成24年4月以降、順次警戒区域が解除されるとともに、線量水準に応じ、①避難指示解除準備区域、②居住制限区域及び③帰還困難区域の3つの区域への見直しが行われた。この見直しは、平成25年8月、川俣町の避難指示区域の見直しの実施をもって、11市町村全てについて完了した。

その後、平成26年4月1日の田村市の避難指示解除準備区域の解除に始まり、令和2年3月4日の双葉町の避難指示解除準備区域の解除を最後に、帰還困難区域を除く全ての地域の避難指示の解除が実現した。さらに、帰還困難区域については、JR常磐線の全線開通にあわせて、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域に設定されている特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除を初めて行った。今後も引き続き、住民の帰還促進に向け、生活環境の整備や産業・生業の再生に取り組んでいく。

なお、令和2年3月時点で、避難指示区域からの避難対象者数は、約2.2万人⁴となっている。

＜参考：区域見直し後の避難指示区域＞

| | |
|-------------|--|
| ①避難指示解除準備区域 | 避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSv以下となることが確実であることが確認された地域。 同区域は、当面の間は、引き続き避難指示が継続されることとなるが、除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還を目指す区域である。 |
| ②居住制限区域 | 避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が20mSvを超えるおそれがあると確認された地域。 同区域においては、将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建することを目指し、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。 |
| ③帰還困難区域 | 避難指示区域のうち、平成24年3月時点での空間線量率から推定された年間積算線量が50mSvを超える地域。 |

⁴ 市町村から聞き取った情報（令和2年3月10日時点の住民登録数）を基に、内閣府原子力被災者生活支援チームが集計

※ 平成 23 年 12 月 26 日の原子力災害対策本部決定を基に作成

＜参考：避難指示解除の経緯＞

●居住制限区域、避難指示解除準備区域の解除の経緯

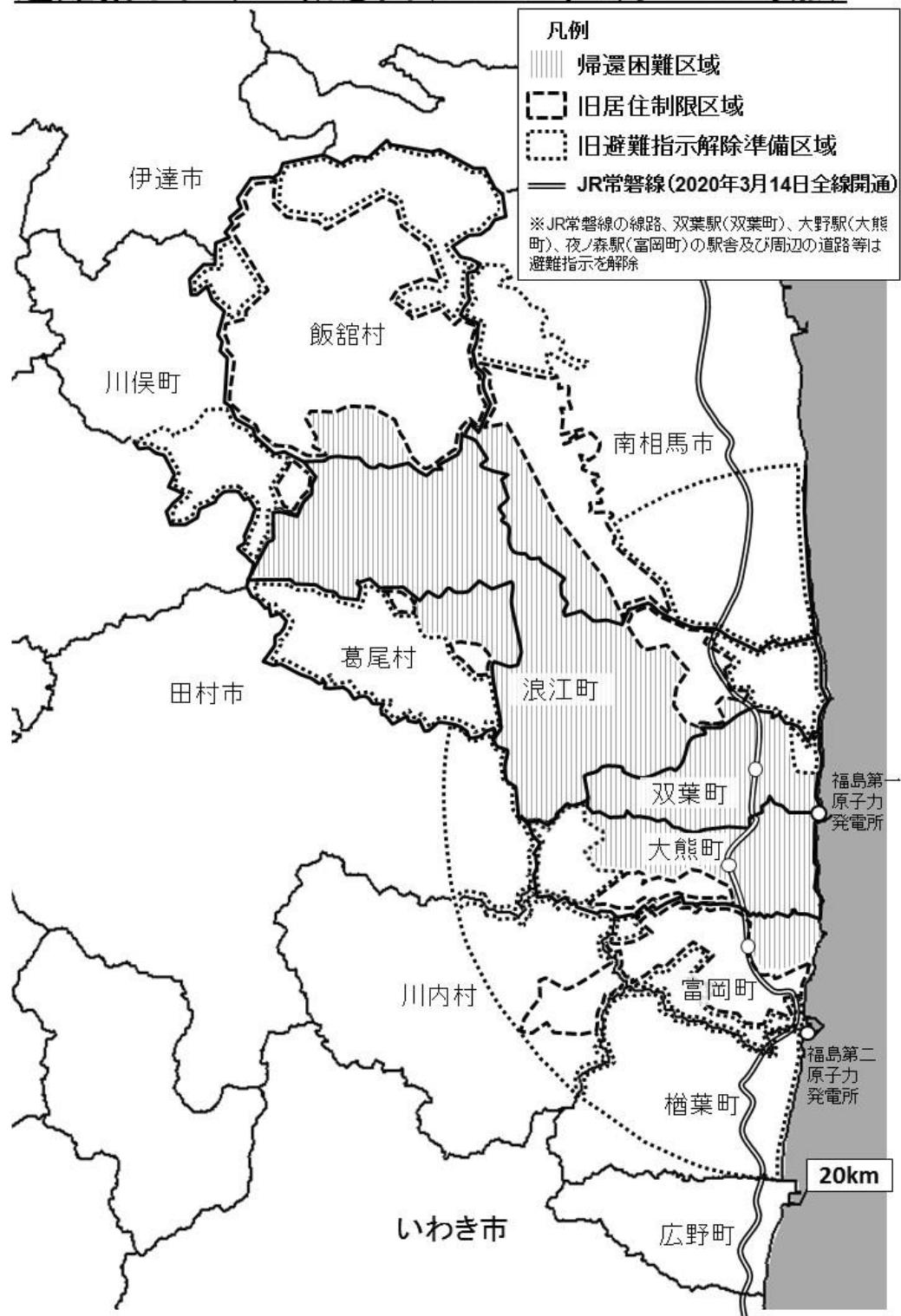
| 解除日 | 市町村名 |
|------------------|-------------|
| 平成 26 年 4 月 1 日 | 田村市 |
| 平成 26 年 10 月 1 日 | 川内村（一部） |
| 平成 27 年 9 月 5 日 | 檜葉町 |
| 平成 28 年 6 月 12 日 | 葛尾村 |
| 平成 28 年 6 月 14 日 | 川内村 |
| 平成 28 年 7 月 12 日 | 南相馬市 |
| 平成 29 年 3 月 31 日 | 飯館村、川俣町、浪江町 |
| 平成 29 年 4 月 1 日 | 富岡町 |
| 平成 31 年 4 月 10 日 | 大熊町 |
| 令和 2 年 3 月 4 日 | 双葉町 |

●特定復興再生拠点区域の解除の経緯

| 解除日 | 市町村名 |
|-----------------|-------------------|
| 令和 2 年 3 月 4 日 | 双葉町（JR 常磐線双葉駅周辺） |
| 令和 2 年 3 月 5 日 | 大熊町（JR 常磐線大野駅周辺） |
| 令和 2 年 3 月 10 日 | 富岡町（JR 常磐線夜ノ森駅周辺） |

<参考：避難指示区域の概念図（令和2年3月10日時点）>

避難指示区域の概念図（2020年3月10日時点）



※ 内閣府原子力被災者生活支援チーム作成

＜参考：東日本大震災による福島県全体の避難者数＞

| | |
|-------------|------------|
| 福島県全体の避難者数 | 約 3.7 万人 |
| ①福島県内への避難者数 | 約 0.7 万人 |
| ②福島県外への避難者数 | 約 3.0 万人 |
| 東京都 | 約 3.0 千人 |
| 茨城県 | 約 3.1 千人 |
| 埼玉県 | 約 2.7 千人 |
| 栃木県 | 約 2.8 千人 |
| 宮城県 | 約 2.7 千人 |
| 新潟県 | 約 2.2 千人 |
| 千葉県 | 約 2.1 千人 |
| 神奈川県 | 約 1.8 千人 |
| 山形県 | 約 1.5 千人 |
| 北海道 | 約 0.9 千人 等 |

※ 福島県発表「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による被害状況即報(第 1768 報)」

(令和 2 年 9 月 7 日公表)

(3) 賠償の状況

東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針等を踏まえ、避難された住民や事業者等に対しては、令和 2 年 9 月時点で、総額約 9 兆 6,126 億円（本賠償として個人に対し約 3 兆 1,924 億円、法人・個人事業主などに対し約 5 兆 9,132 億円、自主的避難者に対し約 3,537 億円）の賠償金が支払われている。

また、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行う原子力損害賠償紛争解決センター（ADR センター）では、指針に沿って申立人の個別具体的な事情に応じて和解の仲介を行っており、令和 2 年 6 月末時点の速報値で、和解仲介手続を終えた 25,141 件の 80% に当たる 20,140 件で和解が成立している。

(4) 除染の状況

平成 24 年 1 月に全面施行した、放射性物質汚染対処特別措置法及び同法に基づく基本方針等に基づき、平成 30 年 3 月末までに、帰還困難区域を除く 8 県 100 市町村の全てで面的除染が完了した。

国が直轄で除染を行う除染特別地域については、平成 26 年 7 月までに 11 市町村全てについて特別地域内除染実施計画の策定を完了し、平成 29 年 3 月末までに帰還困難区域を除く全ての市町村で面的除染が完了した。その総数・総面積は、宅地約 2 万 3,000 件、農地約 8,700ha、森林約 7,800ha、道路約 1,500ha に及ぶ。

また、市町村が中心となって除染を行う汚染状況重点調査地域についても、平成 30 年 3 月末までに全ての市町村で面的除染が完了した。その総数・総面積は、住宅約 57 万戸、公共施設等約 2 万 4,000 施設、農地・牧草地約

3万3,000ha、森林（生活圏）約4,800ha、道路約2万4,000kmに及ぶ。

（5）放射線による健康への影響

国は、福島県民の中長期的な健康管理を可能とするため、平成23年度第2次補正予算により福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に782億円の交付金を拠出し、全面的に福島県を支援している。

当該基金により福島県が実施している「県民健康調査」における外部被ばく線量を把握するための基本調査では、令和2年3月末時点で約57万人の回答があり、約55万人の推計が終了し、県全体では、推計期間が4か月未満の方及び放射線業務従事経験者の両方を除く約47万人のうち、99.8%が5mSv未満となっており、この結果について、福島県「県民健康調査」検討委員会は、「放射線による健康影響があるとは考えにくい」と評価している。

また、福島県は、内部被ばく線量を把握するためのホールボディ・カウンタ検査を希望する福島県民に実施しており、令和2年9月末時点で、受診者の99.9%以上の方が1mSv未満であり、その他の方も含め、この結果について、福島県は「全員、健康に影響が及ぶ数値ではありませんでした」と評価している。

<参考：福島県「県民健康調査」における基本調査>

表. 外部被ばく実効線量推計状況

| 実効線量 (mSv) | 放射線業務従事経験者を除く | | | |
|---------------|---------------|-------|-------|-------|
| | 人数（人） | 割合（%） | | |
| ～1 未満 | 290,193 | 62.2 | 93.8 | |
| ～2 未満 | 147,436 | 31.6 | | |
| ～3 未満 | 25,764 | 5.5 | 5.8 | 99.8 |
| ～4 未満 | 1,502 | 0.3 | | |
| ～5 未満 | 505 | 0.1 | 0.2 | |
| ～6 未満 | 390 | 0.1 | | |
| ～7 未満 | 230 | 0.0 | 0.1 | 0.2 |
| ～8 未満 | 116 | 0.0 | | |
| ～9 未満 | 78 | 0.0 | 0.0 | |
| ～10 未満 | 41 | 0.0 | | |
| ～11 未満 | 37 | 0.0 | 0.0 | |
| ～12 未満 | 30 | 0.0 | | |
| ～13 未満 | 13 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| ～14 未満 | 12 | 0.0 | | |
| ～15 未満 | 6 | 0.0 | 0.0 | |
| 15 以上～ | 14 | 0.0 | | 0.0 |
| 計 | 466,367 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 最高値 | 25mSv | | | |

※1 福島県公表資料より引用（令和2年3月末時点）

※2 原発事故発生後の行動記録に基づき、空間線量が最も高かった時期（事故発生直後から7月11日までの4か月間）の個人の外部被ばく実効線量の積算を推計

※3 推計期間が4か月未満の方を除く。

<参考：福島県におけるホールボディ・カウンタ検査>

表. 内部被ばくによる預託実効線量測定結果

| | 平成 23 年 6 月 27 日 ～平成 24 年 1 月 31 日 | 平成 24 年 2 月 1 日 ～令和 2 年 9 月 30 日 | 合計 |
|---------|---------------------------------------|-------------------------------------|-----------|
| 1mSv 未満 | 15,384 名 | 329,641 名 | 345,025 名 |
| 1mSv | 13 名 | 1 名 | 14 名 |
| 2mSv | 10 名 | 0 名 | 10 名 |
| 3mSv | 2 名 | 0 名 | 2 名 |
| 合計 | 15,409 名 | 329,642 名 | 345,051 名 |

※1 福島県公表資料より引用（令和 2 年 9 月末時点）

※2 平成 24 年 1 月までは、急性摂取シナリオ（平成 23 年 3 月 12 日に吸入摂取したと仮定）によって線量を推定・評価していたが、平成 24 年 2 月からは、将来にわたった長期間の内部被ばくの影響を評価する観点から、日常的な摂取シナリオ（平成 23 年 3 月 12 日から検査日前日まで、毎日均等な量を継続して日常的に、食品により摂取したと仮定）によって線量を評価している。

※3 預託実効線量：食品の摂取や呼吸等により体内に取り込まれた放射性物質から長期間にわたって受ける内部被ばく線量について、成人で 50 年間、子どもで 70 歳までの累積線量を推計したもの

II 復興の取組

1 現場主義に立った復興加速化

政府は、発災直後の平成23年7月に策定した「東日本大震災からの復興の基本方針」において復興期間を令和2年度までの10年間と定め、復興需要が高まる平成27年度までの5年間を「集中復興期間」と位置付けた上で、未曾有の大災害により被災した地域の復旧・復興に向けて、総力を挙げて取り組んできた。また、平成28年3月には、復興期間の後期5か年である平成28年度から令和2年度までを「復興・創生期間」と位置付け、「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」を策定し（平成31年3月に全部変更の閣議決定）、取組を進めてきた。

これまでの取組の結果、地震・津波被災地域においては、住まいの再建・復興まちづくりはおおむね完了し、産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興は総仕上げの段階に入っている。

また、福島の原子力災害被災地域においては、除染等の取組によって、空間線量率は、原発事故発生時と比べ大幅に減少している。令和2年3月までに、帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示の解除が実現し、帰還困難区域の一部でも避難指示が先行解除されるなど、福島の復興・再生が本格的に始まっている。

こうした中、政府は、令和元年12月、復興・創生期間後の基本方針を策定し、復興の進捗状況が異なる地震・津波被災地域と原子力災害被災地域を区分して、それぞれの地域における復興・創生期間後の各取組の方向性を示した。地震・津波被災地域では、令和3年度から5年間、心のケア等の被災者支援を始め、今後も一定の支援が必要な事業に取り組むことにより、復興事業がその役割を全うすることを目指すこととした。原子力災害被災地域では、中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組むこととし、当面10年間、新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応しつつ、本格的な復興・再生に向けて取り組むこととした。

また、復興・創生期間後の基本方針では、復興・創生期間後を見据えた復旧・復興事業の規模と財源の見込みや法制度の見直しの方向性について示した。組織については、復興庁の設置期間を復興・創生期間後10年間延長し、現行の機能を維持するとともに、近年多発する大規模災害に対する防災力の向上等に資するため、これまで蓄積した復興に係るノウハウを関係行政機関等と共有し、活用する機能を追加することで、防災と復興の有機的連携を図ることとした。

復興・創生期間後の基本方針に基づき、政府は、第201回国会に所要の法案

を提出し、令和2年6月、復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）⁵が成立した。同法は、東日本大震災からの復興を重点的かつ効果的に推進するため、復興庁の設置期間の10年延長など、復興・創生期間後の復興を支える仕組み、組織及び財源について必要な法律上の措置を講ずるものである。

さらに、政府は、復興・創生期間後の基本方針及び復興庁設置法等の一部を改正する法律に基づき、令和3年度以降の復興期間、同期間に向けた主な取組、法改正に伴う措置、事業規模と財源に関して、「令和3年度以降の復興の取組について」（令和2年7月17日復興推進会議決定）⁶を策定した。その中で、これまで令和2年度までとしていた復興期間について、令和3年度から令和7年度までの5年間を含む15年間とした上で、令和3年度からの5年間は、「被災地の自立につながり、地方創生のモデルとなるような復興を実現していく」という「第1期復興・創生期間」（平成28年度から令和2年度まで）の理念を継承し、その目標に向け取組をさらに進めるべき時期であることから、「第2期復興・創生期間」と位置付けた。

東日本大震災からの復興は、政府の最重要課題の一つである。引き続き、「閣僚全員が復興大臣である」との意識を共有し、省庁の縦割りを排し、現場主義を徹底することにより、被災者的心に寄り添いながら、東日本大震災の被災地の復興に向けて、総力を挙げて取り組んでいく。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、東日本大震災の被災地においても、一部の復旧・復興事業や地域経済への影響が生じている。政府は、その影響の把握に努めながら、感染拡大防止に配慮した事業の実施や事業内容の変更への柔軟な対応等により復興に支障が生じないよう取り組むとともに、令和2年度補正予算等により、感染拡大の防止の取組を進めつつ、雇用の維持と事業の継続、官民を挙げた経済活動の回復等に向けて、各省庁が連携して、対応に万全を期している。

（1）被災地共通の主要課題への対応

被災者支援、住まいとまちの復興、産業・生業の再生は被災地共通の課題となっている。政府は、これらの課題に対し、被災地の現場の実情を把握しながら、復興のステージの移行を踏まえた取組を推進している。

被災者支援については、被災者の心身のケア、コミュニティ形成の支援、生きがいづくりのための「心の復興」、見守り・生活相談等、生活再

⁵ 復興庁設置法等の一部を改正する法律の概要は、参考資料③（114頁）を参照。

⁶ 「令和3年度以降の復興の取組について」の概要は、参考資料④（114頁）を参照。

建のステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでおり、第2期復興・創生期間においても、被災者支援総合交付金等により、事業の進捗に応じた支援を継続することとしている。

住まいとまちの復興については、被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、これまでも累次にわたる加速化措置を講じており、引き続き、災害公営住宅・高台移転の整備が計画どおり進捗するよう、国・県・市町村一体となって取り組むとともに、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境を整備する。さらに、被災地の経済発展の基盤となる復興道路・復興支援道路などの交通・物流網の構築等に向け、現在計画中の復旧・復興工事を着実に進める。

産業・生業の再生については、中小企業等グループ補助金や企業立地補助金等による事業者への支援に取り組んでおり、今後も対象地域等を重点化した上で支援を継続する。また、被災地の中核産業である水産加工業の売上げの回復に向けた販路の回復・開拓等の取組を引き続き支援する。東北の観光は、風評被害等の影響により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていなかった。このような状況を受け、令和2年までに東北の外国人宿泊者数を150万人泊とする目標を設定し、平成28年度から観光復興の取組を強化してきたところ、令和元年に168万人泊となり、目標を上回った。

また、政府は、「新しい東北」の創造に向けて、被災地において地域課題の解決に向けた先進的な取組を推進するとともに、被災地の地方公共団体、事業者等に対する支援を通じたノウハウ等の普及・展開、情報発信の強化等を進めてきた。今後は、人口減少や産業空洞化といった全国の地域に共通する中長期的な課題を抱える「課題先進地」である被災地の自立に向けて、引き続き、交流人口・関係人口や移住者の拡大を図り、「新しい東北」として掲げた魅力あふれる地域を創造するとともに、地方創生の施策を始めとする政府全体の施策を活用することにより、コミュニティを再生し、持続可能で活力ある地域社会を創り上げていくこととしている。

(2) 原子力災害からの復興・再生

福島の原子力災害被災地域においては、事故収束（東京電力福島第一原子力発電所の廃炉）、放射性物質の除去等、避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等、福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業集積、事業・生業の再建に向けた取組、風評払拭・リスクコミュニケーションについて、主に以下の取組をしている。

福島再生の大前提である東京電力福島第一原子力発電所の廃炉については、事故炉の廃炉というこれまでにない大きなチャレンジとなる難題であるが、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智を結集し、研究開発成果等をいかし、必要な対応を安全かつ着実に進めていく。

放射性物質の除去等については、平成30年3月末までに帰還困難区域を除き8県100市町村の全てで面的除染が完了した。また、中間貯蔵施設については、現在、用地取得、施設の整備、除去土壌等の輸送が着実に進捗している。また、福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物の処理については、既存の管理型処分場を活用した埋立処分施設への搬入を進めているほか、福島県外の指定廃棄物については、各都県それぞれの状況に応じた対応を進めている。

避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等については、住民の帰還を可能にしていくよう、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧等を進めてきた。このような中、令和2年3月には、常磐自動車道の常磐双葉ICが開通するとともに、JR常磐線も全線開通した。引き続き、教育、医療、介護、買い物等の住民の生活に必要な環境整備に取り組んでいく。帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、放射線量を始め多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととしている。当該区域のうち特定復興再生拠点区域については、平成30年5月までに、計画策定を進めていた全ての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村）の計画を内閣総理大臣が認定し、帰還環境の整備を推進している。令和2年3月には、双葉町に残る避難指示解除準備区域の避難指示が解除され、帰還困難区域を除く全ての避難指示区域が解除されるとともに、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域に設定されている特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除が初めて行われた。特定復興再生拠点区域外については、個別に各町村の課題、要望等を丁寧に伺いながら、避難指示解除に向けた方針の検討を進める。なお、地元自治体の強い意向がある場合に適用される、拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除の仕組みを検討した。また、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むため、より効果的な移住促進策や、交流人口・関係人口拡大への支援策等について、思い切った施策の具体化に向けて検討を進めること。

福島イノベーション・コスト構想を軸とした産業集積については、福島イノベーション・コスト構想の実現に向けて、廃炉、ロボットの拠点整備や研究開発プロジェクト、産業集積、人材育成、生活環境整備等に取り組んでいる。主な動きとして、令和2年3月末に、「福島ロボットテストフィールド」が全面開所するとともに、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設「福島水素エネルギー研究フィールド」が開所した。さらに環境・リサイクル分野でも、大熊町において不燃性廃棄物の再資源化施設が令和2年10月に竣工した。また、令和元年12月には、福島の浜通り地域等の自立的・持続的な産業発展の実現に向けた、「福島イノベーション・コスト構想を基軸とした産業発展の青写真」が取りまとめられ、同青写真の内容を反映し、福島県が変更した重点推進計画案について、令和2年5月1日に内閣総理大臣により認定を行った。加えて、福島イノベーション・コスト構想の司令塔となり、浜通り地域等の復興・創生を推進する国際教育研究拠点の構築について、令和2年内目途の政府成案に向けた検討を行っている。

事業・生業の再建に向けた取組については、「福島相双復興官民合同チーム（官民合同チーム）」が、避難指示等の対象となった被災12市町村の事業者・農業者を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を伺うとともに、その結果を踏まえ、専門家を交えたチームにより、事業再建計画の策定支援、支援策の紹介、生活再建への支援などを実施している。今後とも、被災地域の事業・生業の再建に向けて、官民合同チームの取組等を通じて、個々の実情を踏まえたきめ細かな対応を粘り強く続けていく。営農再開に向けては、農業関連インフラの整備、除染後の農地等の保全管理、作付実証、農業用機械・施設等の導入、経営の大規模化等を促進している。また、農地の利用集積の促進のため、地元の担い手に加えて外部からの参入も含めた農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進する特例が令和2年6月の福島特措法の改正により設けられた。森林・林業の再生については、平成28年3月に「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」を取りまとめ、除染などの取組だけでなく、林業再生に向けた取組や住民の安全・安心の確保のための取組等を進めている。漁業の本格的な操業再開に向けては、がれきの撤去・処理への支援、放射性物質濃度の測定調査等を行っているが、本格的な操業再開による水揚量の増加や水産加工業の販路の回復が重要な課題となっている。

風評払拭・リスクコミュニケーションの推進については、令和元年11月に「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」を開催し、「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」（平成29年12

月策定）に基づき、関係省庁の取組状況について報告等を行うとともに、今後の方向性について検討した。さらに、復興大臣から各府省に対し、国内外に向けた効果的な情報発信の取組の強化等を指示した。今後も現場主義を徹底し、被災地の現状とニーズを把握しながら、復興庁の司令塔機能を発揮し、関係省庁の有効な施策を総動員し、政府一体となって風評被害対策を強力に推進する。

2 被災地共通の主要課題への対応

(1) 被災者支援

①被災者支援に関する取組

(i) これまでの取組

避難生活が長期化する中、被災者の心の健康への影響や、コミュニティの形成等、復興の進展に伴う様々な課題に対応するため、平成27年1月、「被災者支援（健康・生活支援）総合対策」を策定し、被災者支援の総合的な推進等に取り組むための対策を取りまとめた。

<参考：被災者支援（健康・生活支援）総合対策（ポイント）>

| 項目名 | 今後の方向性 |
|-----------------|--|
| 支援体制の充実と心の復興 | <ul style="list-style-type: none">見守り活動を行う相談員や復興支援員の確保等の被災者の見守り等の活動の更なる推進被災者の生きがいづくりを支援する「心の復興」事業の実施 |
| 住居とコミュニティ形成への支援 | <ul style="list-style-type: none">災害公営住宅におけるコミュニティの形成のため、地域のコミュニティ活動立ち上げへの支援や、入居者募集方法の工夫に関する情報の提供災害公営住宅等への移転に伴うコミュニティ形成への支援 |
| 子どもに対する支援 | <ul style="list-style-type: none">被災した子どもに対する総合的な支援の推進教職員加配やスクールカウンセラー等の派遣福島県における子どもに対する支援 |

平成27年度、「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設し、地方公共団体が策定する事業計画の下、被災者の見守り・コミュニティ形成支援、子どもに対する支援の取組を支援した。

(ii) 被災者支援総合交付金を活用した支援

平成28年度は、「被災者健康・生活支援総合交付金」を拡充し、「被災者支援総合交付金」を創設した。

避難生活の長期化や災害公営住宅への移転の本格化など復興のステージの進展に伴い生じる課題に対応するため、「被災者支援総合交付金」について、生活・住宅再建に関する相談対応への支援や「心の復興」事業を追加し、関連事業を統合するなどの拡充を図り、地方公共団体における被災者支援の取組を一体的に支援している。

平成29年度は、「仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュ

ニティ復興支援事業」を、令和元年度は「被災者的心のケア支援事業」を同交付金の対象に加えた。

＜参考：被災者支援総合交付金の支援メニュー＞

| I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援 | | |
|-------------------------------|--|--|
| | ①被災者支援総合事業 ・住宅・生活再建支援 ・「心の復興」 ・高齢者等日常生活サポート | ・コミュニティ形成支援 ・県外避難者支援 ・被災者支援コーディネート |
| II. 被災者の日常的な見守り・相談支援 | | |
| | ②被災者見守り・相談支援事業 | |
| III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営 | | |
| | ③仮設住宅サポート拠点運営事業 | |
| IV. 被災地における健康支援 | | |
| | ④被災地健康支援事業 | |
| V. 被災者的心のケア支援 | | |
| | ⑤被災者的心のケア支援事業 | |
| VI. 子どもに対する支援 | | |
| | ⑥被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業 | |
| | ⑦福島県の子どもたちを対象とする自然体験・交流活動支援事業 | |
| | ⑧仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業 | |

(iii) 被災地で支援に携わる方への支援

被災者の置かれた状況やニーズが多様化し、きめ細かな対応が必要となる中で、復興のステージに応じた先行事例等を整理した「事例に学ぶ生活復興」(平成30年3月発行)を公表し、被災者の生活復興を支援している。

(iv) 被災者的心身のケア

被災者が地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことが重要であることから、高齢者などに対する日常的な見守り・相談支援や人ととのつ

ながりを作り、生きがいを持って暮らしていただくための「心の復興」事業に取り組んでいる。

令和2年度では、以下のような取組を行っている。

- ・ 町民による町案内や語り部活動を通じた町外団体との交流により、被災者の孤立解消や新たなコミュニティ形成を図る取組（岩手県大槌町）
- ・ 被災者が花を植える作業を通じて世代を超えた交流を深め、孤立防止を図る取組（宮城県東松島市）
- ・ 料理教室や農作業等の交流会を通じて、被災した母親同士の交流を図る取組（福島県）

また、専門的な心のケアを必要とする方に適切に対応するため、心のケアセンターにおいて、専門家による相談対応や訪問支援とともに、人材育成や支援者に対する支援等を行っている。心のケアセンターへの相談者数は漸減傾向にあるものの、相談延べ件数は依然として高い水準で推移している。

(v) 被災者の移転に伴うコミュニティ形成等の支援

災害公営住宅への入居や仮設住宅の集約化が進んでいることから、被災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合など、生活の重要な要素であるコミュニティの形成支援に取り組んでいる。

(vi) 被災者の住宅・生活再建に関する相談支援

一人暮らしの高齢者など、生活再建に問題を抱える方々への相談支援が重要な課題となっていることから、被災者の円滑な住宅移転や生活再建のため、住宅・生活の再建計画づくり、手続のサポートなどの相談支援に取り組んでいる。

(vii) 県外避難者への支援

避難生活が長期化する中で、県外避難者の帰還・生活再建を促進するための相談支援・情報提供は、重要な課題となっている。特に福島県では、県外避難者の避難先での生活の再建や安定に向け、全国26か所の生活再建支援拠点における各種の相談対応や交流会開催の支援に取り組んでいる。

(viii) 子どもに対する支援

子どもたちが抱える課題を解決するため、子どもを持つ家庭などへの訪問による健康相談、仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる居場所づくり、子どもの心と体のケア、学習支援、就学支援など、被災した子どもの支援に取り組んでいる。

②多様な担い手による活動への支援

震災発生から9年以上が経過し、ボランティア・NPO等の活動に対する被災地のニーズや、活動を行う主体は変化してきているが、その果たしている役割は依然として大きい。

ボランティアへの参加者数としては、発災後、被災地内外で延べ700万人以上のボランティアが活躍してきたと考えられている。具体的には、平成23年3月から平成31年1月時点までの3県における社会福祉協議会災害ボランティアセンターに登録して活動した累計のボランティア総数が約156万人（岩手県約56万人、宮城県約77万人、福島県約23万人）であり、その他、資金提供団体からの資金提供を受けて活動したボランティアや個人、企業で個別に活動しているボランティア等、被災地内外で550万人以上が活動したとみられる。

被災地のニーズが多様化する中、復興庁ではNPOやボランティア団体等がよりきめ細かい支援を行い、活動を円滑に進められるよう、NPO等が活用可能な政府の財政支援策を取りまとめ、平成23年度以降毎年情報提供している。

令和2年2月には、宮城県仙台市において、「新しい東北」交流会の一環として「東日本大震災からの復興過程における中間支援機能」の在り方をテーマに、調査検証事業の経過報告及び2つのディスカッション（①全国の被災地・未災地と共に考えるパネルディスカッション、②参加者と考えるラウンドテーブル）を実施し、今後の災害からの復興過程における中間支援機能の在り方を考え、ノウハウの共有・交流拡大について議論を行った。

また、復興に当たって、女性が活躍している事例や被災地の女性を支援している事例等を収集し、公表（初版平成24年11月、全体統合版（第1版～第20版）令和2年3月）している。また、令和2年9月～11月には、2020年度いわて男女共同参画サポーター養成講座においてオンライン講座（動画）を提供する等、被災自治体等のニーズに応じて男女共同参画の視点に立った具体的な取組を実施している。

（2）住まいとまちの復興

①住宅再建・復興まちづくり、生活環境の整備

住まいの再建は、おおむね完了している。県・市町村による災害公営住宅・高台移転の整備が「住まいの復興工程表」に沿って進捗するよう、現地へ直接訪問し、きめ細かく支援するとともに、被災者による住宅の自主再建を支援している。

まちに人が戻るためには、生活に必要なサービス等の復旧・復興が不可欠である。このため、まちのにぎわいの再生、新たなまちでの交通網の形成、医療・介護の提供体制の整備、学校の再建等を進め、被災者が安心して暮らせる生活環境の整備を行っている。

(i) 住宅再建・復興まちづくり

一日も早く被災者に恒久住宅に移っていただくための、災害公営住宅や高台移転については、平成30年度末までにおおむね完了している。

これまでも、計画策定、用地取得、埋蔵文化財発掘調査、発注者支援、施工体制の確保など、各々の復興のステージにおいて事業の隘路となる課題に対して、累次にわたる加速化措置を講じてきた。また、復興のステージに応じた地域の課題に対し、引き続き復興交付金（効果促進事業）を活用し、支援を実施している。

生活再建のための被災者生活再建支援金を着実に支給するとともに、低利の災害復興住宅融資の供給や、住宅の自力再建のための借入れに係る利子相当額の補助、資材調達支援や職人紹介支援を行う「マッチングサポート制度」の実施など、住宅の自力再建に向けた各種支援施策を着実に推進している。

<参考：これまでの加速化措置の主な内容>

| 加速化措置 | 主な内容 |
|--|---|
| 住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第一弾(平成 25 年 3 月) | ・被災者が一日も早く住まいのめどを立てられるように、住宅・宅地の整備に関する工程や戸数の年度別目標を明示する「住まいの復興工程表」を作成 |
| 住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第二弾(平成 25 年 4 月) | ・所有者不明等の用地取得が困難となるケースに速やかに対応するため、防災集団移転促進事業における事業計画変更の簡素化、土地収用手続の効率化等の手続の簡素化を実施 |
| 住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第三弾(平成 25 年 10 月) | ・加速化措置第二弾に引き続き、用地取得の困難なケースへの対応を飛躍的に加速させるため、手続を画期的に短縮する「用地取得加速化プログラム」を策定 |
| 住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第四弾(平成 26 年 1 月) | ・市街地の復興が進むとともに、市街地中心部の商業集積・商店街の再生が重要な課題となることから、「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を策定 |
| 住宅再建・復興まちづくりの 加速化措置第五弾(平成 26 年 5 月) | ・民間住宅の自立再建を支援するため、復興事業による宅地整備等に対応した「民間住宅の早期自立再建支援パッケージ」を作成 ・これまでの用地取得の迅速化を更に強化した「被災地特化型用地取得加速化パッケージ」を取りまとめ |
| 住宅再建・復興まちづくりの 隘路打開のための総合対策 (平成 27 年 1 月) | ・これまでの加速化措置の実施状況を踏まえつつ、把握された隘路等を開拓するため、これまでの加速化措置を充実・補完 |

<参考：住まいの復興工程表>

(単位：戸)

| | | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R元 年度 | R2 年度 | R3 年度 | (調整中) | 計画 |
|------|---------------------|-----------|-----------|-----------|----------|----------|----------|-------|--------|
| 岩手県 | 民間住宅等用宅地 | 4,164 | 6,064 | 7,138 | 7,418 | 7,472 | - | - | 7,472 |
| | 災害公営住宅 | 4,594 | 5,284 | 5,672 | 5,734 | 5,833 | 5,833 | - | 5,833 |
| | 合計 | 8,758 | 11,348 | 12,810 | 13,152 | 13,305 | - | - | 13,305 |
| 宮城県 | 民間住宅等用宅地 | 7,273 | 8,308 | 8,823 | 8,901 | 8,901 | - | - | 8,901 |
| | 災害公営住宅 | 13,784 | 15,415 | 15,823 | 15,823 | 15,823 | 15,823 | - | 15,823 |
| | 合計 | 21,057 | 23,723 | 24,646 | 24,724 | 24,724 | - | - | 24,724 |
| 福島県 | 民間住宅等用宅地 | 1,294 | 1,817 | 1,838 | 1,854 | 1,854 | - | - | 1,854 |
| | 災害公営住宅 (津波・地震向け) | 2,758 | 2,807 | 2,807 | 2,807 | 2,807 | 2,807 | - | 2,807 |
| | 災害公営住宅 (原発避難者向け) | 3,400 | 4,707 | 4,767 | 4,767 | 4,767 | 4,767 | (123) | 4,890 |
| | 災害公営住宅 (帰還者向け) | 69 | 283 | 293 | 397 | 423 | 455 | - | 455 |
| | 合計 | 7,524 | 9,617 | 9,708 | 9,856 | 9,856 | - | (123) | 9,979 |
| 3県合計 | 民間住宅等用宅地 | 12,731 | 16,189 | 17,799 | 18,173 | 18,227 | - | - | 18,227 |
| | 災害公営住宅 | 24,605 | 28,496 | 29,362 | 29,528 | 29,653 | 29,685 | (123) | 29,808 |
| | 合計 | 37,336 | 44,685 | 47,161 | 47,701 | 47,880 | - | (123) | 48,035 |

※1 民間住宅等用宅地：地方公共団体が土地区画整理事業、防災集団移転促進事業及び漁業集落防災機能強化事業により供給する住宅用の宅地

※2 復興庁調べ（令和2年9月末時点）

(ii) 生活環境の整備

被災市町村における造成後の宅地の早期有効活用に向けては、市町村において、まちの将来イメージ等の提示やマッチングなどの取組が進められている。国においても、各地方公共団体の取組事例の紹介や助言を行うなど、これらの取組を支援している。

被災市町村の防災集団移転促進事業の移転元地の利活用に向けては、これまで、土地の交換に伴う免税措置を講じ、土地利用計画策定や公有地の集約促進のための支援策を取りまとめ、市町村へ周知を行ってきた。平成29年6月には「防集移転元地等の活用に関する事例集（追加版）」の公表・周知を行った。これらの支援もあり、被災地においては、公有地を集約した産業用地への企業進出や、民間事業者による農業施設整備など、様々な形での利活用が始まっている。

地域公共交通確保維持改善事業の被災地特例等を活用し、応急仮設住宅

等の被災者の日常生活における移動の確保や、持続可能な地域公共交通ネットワークの形成に資する取組を支援している。

(iii) 被災地における医療及び介護の提供体制の確保の支援

東日本大震災により、被災地の医療施設は大きな被害を受けた。被災した医療施設の早期復旧・復興を支援するため、地域医療再生基金を被災各県について拡充（合計約2,012億円を交付）し、被災各県では、地域医療再生計画及び医療の復興計画に基づき各種事業を実施し、医療提供体制の再構築に取り組んでいる。この結果、令和2年9月末現在、震災により入院受入れに支障を生じた病院の98%（179/182病院。福島県の避難指示区域に所在する病院及び廃止済みの病院を除く。）において震災前と同様の入院医療を提供することが可能となるなど、医療提供体制の再構築が進んでいる。

また、介護施設、障害者施設も大きな被害を受けた。このため、施設復旧のための費用（社会福祉施設等災害復旧費補助金）を確保し、介護・福祉提供体制の再構築に取り組んでいる。この結果、令和2年9月時点で、施設の復旧が必要な介護施設の97%（487/500施設）が復旧し、令和2年9月時点で障害者施設も96%（300/311施設中）が復旧している。

介護・福祉人材については、被災各県においても、介護関連職種の有効求人倍率が震災前よりも高くなるなど、不足している状況にある。このため、離職した介護人材の呼び戻しを図るとともに、地域医療介護総合確保基金を活用し、就職説明会の開催、介護人材キャリアアップ研修の実施、施設内保育施設の運営など、長期的な観点から介護従事者の確保のために地域の実情に応じて行う取組を支援している。

さらに、市町村が地域の特性に応じ、医療・介護・住まい等を一体的に提供する地域包括ケアシステムを構築できるよう、地域医療介護総合確保基金により、市町村の在宅医療・介護サービスの充実等のための取組を支援している。

②被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等

「集中復興期間」において、生活に密着したインフラの復旧は、全体としておおむね終了した。現在は、災害に強く、かつ、被災地の経済発展の基盤となる交通・物流網の構築等に向け、計画的に復旧・復興事業を進めている。

(i) 道路

復興道路・復興支援道路の路線全長570kmの全区間が、岩手県・宮城県内

の一部区間を除き、復興・創生期間内の令和2年度までに全線開通する見通しである。

三陸沿岸道路の気仙沼道路（気仙沼中央 IC～気仙沼港 IC）は令和2年2月に、久慈北道路（久慈北 IC～侍浜 IC）は同年3月に開通した。また、宮古田老道路（宮古中央 JCT～田老真崎海岸 IC）及び宮古盛岡横断道路の宮古西道路（宮古港 IC～宮古中央 IC）が同年7月に開通し、これにより三陸沿岸道路と宮古港がつながった。

東北中央自動車道の相馬西道路（相馬 IC～相馬山上 IC）は令和元年12月に開通し、東北中央自動車道と常磐自動車道が接続した。また、相馬福島道路（伊達桑折 IC～桑折 JCT）は令和2年8月に開通した。

常磐自動車道の常磐双葉 ICは令和2年3月に完成した。また、山元 IC～岩沼 ICは復興・創生期間内、いわき中央 IC～広野 ICはできるだけ早期の完成を目指して4車線化事業を行っている。さらに、広野 IC～山元 ICについては、復興・創生期間内に6か所、計 13.5km において付加車線を設置する。

(ii) 鉄道

JR 山田線（宮古～釜石）については、JR 東日本から三陸鉄道に運営が移管され、三陸鉄道リアス線として平成31年3月に運転を再開した。

JR 大船渡線（盛～気仙沼）、気仙沼線（気仙沼～柳津）については、平成28年3月までにBRTによる本格復旧で合意したところであり、関係者で連携し、更なる利便性向上に取り組んでいる。

JR 常磐線については、令和2年3月に浪江～富岡駅間が開通したことにより、全線開通した。

これにより、東日本大震災により被災した鉄道はBRTによる復旧を含め全て復旧した。

(iii) 港湾

釜石港湾口防波堤及び相馬港沖防波堤が平成29年度に完成し、被災した港湾のうち、復旧工程計画に定められた港湾施設 131 か所の全てで本復旧工事が完了した。

また、小名浜港において、東日本地域のエネルギー供給を支える拠点として必要な施設整備を推進するなど、港湾施設の整備に取り組んでいる。

(iv) 海岸対策

海岸対策については、令和2年3月末時点で 100%が着工済みとなってお

り、約7割の箇所で工事が完了した。引き続き、令和2年度までの完了を目指し、関係者で連携して速やかに復旧・復興が進むよう支援を行う。

(v) 農林水産関係

農地・農業用施設については、がれき・ヘドロの除去、除塩や畦畔^{けいはん}の修復等の復旧を進め、令和2年6月末現在、津波被災農地のうち94%（農地転用された農地等を除いて整理。）で営農再開が可能となっている。また、農地等の復旧と併せ農地の大区画化・利用集積等を行う取組に対し支援しており、3県において津波被災農地の復旧に併せて大区画化等に取り組んでいる地区的うち98%で整備が完了している。

海岸防災林については、令和2年度までの復旧完了を目指し、林帯地盤等の復旧が完了した箇所から順次植栽を行っており、令和2年9月末現在、84%で完了した。

漁港・漁場等については、令和2年9月末現在、全ての漁港において陸揚げが可能となり、漁場については、養殖漁場の99%・定置漁場の100%でがれきの撤去が完了している。また、品質・衛生管理の向上等による流通機能の強化・高度化や漁業者等が操業中に回収したがれきの処理を支援している。

(3) 産業・生業の再生

被災地域での産業を復興し、生業の再生を強力に進めることが、復興政策における重要課題の一つである。

これまで、仮設工場・仮設店舗の整備や、被災した施設の復旧・整備などの災害復興施策として前例のない支援により、応急復旧の段階から本格的な復旧・復興への移行が進んだ。観光業では、観光復興関連予算を活用し、東北の観光振興の取組を進めている。また、農林水産業では、農地・農業用施設や漁港施設、漁船、養殖施設などの生産基盤の復旧等が進んだほか、水産加工業の販路の回復・開拓に向けた活動を支援している。

①産業復興の加速化

(i) 施設・設備の復旧支援

地域経済の核となる中小企業等グループが復興事業計画に基づき、その計画に必要な施設等の復旧・整備等を行う場合に、中小企業等グループ補助金において、令和2年8月までに736グループ、計11,819件（北海道内で6グループ、青森県内で10グループ、岩手県内で135グループ、宮城県内で255グループ、福島県内で263グループ、茨城県内で58グル

プ、栃木県内で1グループ、千葉県内で8グループ)の施設・設備の復旧を支援している。

(ii) 企業立地促進

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び原子力災害地域等の産業復興を加速するため、企業立地等に対し補助を行い、雇用の創出を通じて地域経済の活性化及び避難指示が解除された地域への住民の帰還を加速させるため、雇用の場の確保に取り組んでいる。なお、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、復興・創生期間後の基本方針に基づき、土地造成が復興・創生期間の最終年度に完成する地区など、区画整理事業等による環境整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域に対象地域を重点化した上で、申請期限を令和5年度末まで、運用期限を令和7年度末までそれぞれ延長した。

<参考：各企業立地補助金の執行状況>

| 補助金名 | 対象地域 | 交付決定件数 (交付決定額) |
|-------------------------|---|-----------------------|
| ふくしま産業復興企業立地支援事業 | 福島県全域（避難指示区域等を除く。） | 485 件 (約 1,889 億円) |
| 原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金 | 宮城県、栃木県、茨城県 | 75 件 (約 125 億円) |
| 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 | 津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域（避難指示区域等を除く。） | 481 件 (約 1,780 億円) |
| 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 | 福島県 12 市町村の避難指示区域等 | 71 件 (約 464 億円) |

※ 復興庁調べ（令和2年9月末時点）

(iii) いわゆる二重債務問題への対応

復興に向けて再スタートを切るに当たり、既往債務が負担となって新規の資金調達が困難となっている被災事業者に対しては、各県の産業復興相談センター・産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構が相談等に応じている。令和2年9月末時点で、東日本大震災事業者再生支援機構では、事業再建等に関する相談件数が2,938件、支援決定を行った案件は744件となっており、産業復興相談センター・産業復興機構では、事業再建等に

に関する相談件数が 6,780 件、金融機関等による金融支援の合意に至った案件は債権買取決定 339 件を含む 1,378 件となっている。

なお、東日本大震災事業者再生支援機構の支援決定を行う期間に関し、平成 30 年 2 月に、議員立法により、支援決定期間を約 3 年間延長したことから、延長後の支援決定を行う期間は令和 3 年 3 月 31 日までとなっている。

また、既往の住宅ローンや事業性資金の借入れが負担となって新規の資金調達が困難となっている個人事業主等に対しては、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関を中心に、破産手続などの法的倒産手続によらず私的整理により債務免除を行う民間の自主ルールである「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」（平成 23 年 7 月策定）に沿って支援が行われている。これまでの個別相談件数は 5,976 件、債務整理の成立に向けて準備中の件数は 1 件、債務整理の成立件数は 1,372 件となっている（令和 2 年 9 月末時点）。

＜参考：東日本大震災事業者再生支援機構、産業復興相談センター・産業復興機構及び個人債務者の私的整理に関するガイドラインの相談受付の状況＞

| | 相談受付件数 | 支援・成立件数 |
|--------------------------|---------|-------------------------------------|
| 東日本大震災事業者再生支援機構 | 2,938 件 | 744 件（支援決定件数） |
| 産業復興相談センター・産業復興機構 | 6,780 件 | 1,378 件（金融支援件数） (うち債権買取決定 339 件) |
| 個人債務者の私的整理に関するガイド ライン | 5,976 件 | 1,372 件（成立件数） |

※ 復興庁調べ（令和 2 年 9 月末時点）

（iv）資金繰り支援

被災中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援するため、政府系金融機関による東日本大震災復興特別貸付、信用保証協会による東日本大震災復興緊急保証を実施している。制度創設から令和 2 年 9 月末時点までの実績は、東日本大震災復興特別貸付で約 30 万 4 千件（総額約 6 兆 1 千億円）、東日本大震災復興緊急保証で約 14 万 8 千件（総額約 3 兆円）となっている。

（v）販路開拓、新事業の立ち上げ等支援

大手企業のノウハウやアイデア等を被災地域企業に提供する地域復興マッチング「結の場」を平成 24 年以降、28 回開催し、延べ 244 社の地域企業・団体と、786 社の支援企業が参加し、367 件の連携事業（成果が取りまとめた 25 回の開催分）が成立した。

また、被災地企業の新産業の創出等につながる新たな事業に対して、民間企業からの出向者を中心とする復興庁職員によるハンズオン支援の実施や、被災地企業の新商品・サービスの開発、既存商品の高付加価値化、生産性向上・効率化等を目的に、豊富な経験・ノウハウを持つ専門家・専門機関を派遣する事業を実施している。令和元年度までに、被災地域企業新事業ハンズオン支援事業では 78 件（187 社）、専門家派遣集中支援事業では 213 件の支援を実施している。

加えて、被災地企業の販路開拓を図るため、大学、公的研究機関、大手企業等との連携の機会を提供し、試作品製作等を支援する福島県等復興産学官連携支援事業で 12 件の支援を行っている。

さらに、平成 30 年度より、東日本大震災からの復興に取り組む事業者、民間団体、市町村等の資金調達手法を多様化するため、被災地企業の資金調達等支援事業（復興庁クラウドファンディング支援事業）を実施している。令和元年度までに、140 件の案件が資金調達を行い、2.7 億円を調達している。

（vi）仮設店舗等から本設店舗等への移行

早急な事業再開を支援するため、各被災市町村からの設置要望を受け、仮設店舗・工場等の整備を行っており、令和 2 年 6 月末時点で、被災 6 県での仮設施設の竣工数は下表のとおりである。

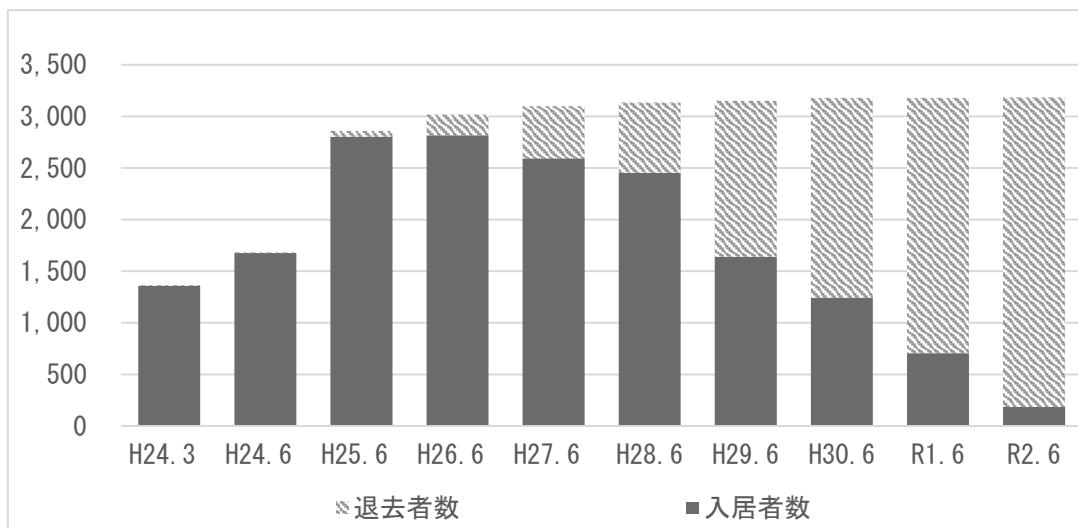
これらの仮設施設に令和 2 年 6 月末時点で、187 事業者が入居している。グループ補助金による本設店舗等の自立再建支援や、津波・原子力災害雇用創出企業立地補助金による共同店舗型商業施設の整備などを通じて、2,997 事業者が退去し、本設施設への移行が進んでいる。

＜参考：仮設施設の竣工数＞

| | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 福島県 | 茨城県 | 長野県 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 竣工数 | 27 | 362 | 149 | 108 | 1 | 1 | 648 |

※ (独) 中小企業基盤整備機構調べ（令和 2 年 6 月末時点）

＜参考：仮設施設の入居事業者数・退去事業者数＞



※ (独) 中小企業基盤整備機構調べ（令和2年6月末時点）

(vii) 商業施設整備への支援・商店街の再建

復興事業が本格化し、市街地の復興が進むにつれて、住まいに加え、まちの機能の復興を進める必要がある。平成26年1月、商業集積・商店街の再生加速化に向けた「商業集積・商店街再生加速化パッケージ」を取りまとめた。

具体的には、

- ・市街地における商業集積・商店街再生の標準的な手順（「被災地まちなか商業集積・商店街再生加速化指針」）を作成し、まちづくりに関わる地方公共団体職員等の業務遂行の手引きとして提示
- ・商業集積等に携わるまちづくり担当者に対する研修の実施
- ・商業施設用地の整備に併せ、震災で失われた商業機能の復旧のために整備する商業施設等の整備に対する補助

等が盛り込まれている。

これを踏まえて、東日本大震災被災地域まちなか再生計画の認定要領を策定し、これまでに以下の10地方公共団体の「まちなか再生計画」について認定を行った。これらの計画に基づき、各地方公共団体で共同店舗型商業施設が開業又は開業予定となっている。

＜参考：「まちなか再生計画」認定状況＞

| | 計画名（認定日） | 主な計画の内容 |
|---|--------------------------------|--|
| 1 | 女川町まちなか再生計画 (平成26年12月19日認定) | 2地区に分散していた市街地を町の中心となる女川浜地区に集約し、公共施設、商業施設、業務施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「シーパルピア女川」平成27年12月開業 ※「ハマテラス」平成28年12月開業 |
| 2 | 山田町まちなか再生計画 (平成27年3月24日認定) | 南北に拡散していた市街地をJR陸中山田駅付近に集約し、公共施設、商業施設、業務施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「オール」平成28年11月開業 |
| 3 | 石巻市まちなか再生計画 (平成27年7月10日認定) | 中心市街地の主要エリアに公共施設、商業施設、観光交流施設等が集積したコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「石巻テラス」平成28年12月開業 |
| 4 | 南三陸町まちなか再生計画 (平成27年10月2日認定) | 従来のにぎわいの拠点であった2か所の中心地区に、商業施設や交流施設等を配置し、それぞれコンパクトな市街地の形成を図る。 |

| | | |
|----|---------------------------------------|---|
| | | ※「南三陸さんさん商店街」平成29年3月開業 ※「南三陸ハマーレ歌津」平成29年4月開業 |
| 5 | 陸前高田市まちなか再生計画 (平成28年1月15日認定) | 従来の中心市街地を山側に移動・集約し、公共施設、商業施設等が集積するコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「アバッセたかた」平成29年4月開業 ※「発酵の里」令和2年12月開業予定 |
| 6 | 大船渡市まちなか再生計画 (平成28年2月9日認定) | 従来の中心市街地をJR大船渡線の東側に集約し、公共施設、商業施設等が集積する市街地の形成を図る。 ※「キャッセン大船渡」平成29年4月開業 |
| 7 | いわき市久之浜・大久地区まちなか再生計画 (平成28年2月9日認定) | 従来の市街地に、公共施設、商業施設を中心として住宅地を配置し、コンパクトな市街地の形成を図る。 ※「浜風きらら」平成29年4月開業 |
| 8 | 名取市閑上地区まちなか再生計画 (平成30年1月30日認定) | 水辺にあるまちの特徴をいかし、地域住民のニーズに応えつつ、観光需要を取り込む商業施設を中心に配置することで、コンパクトな市街地の形成を図る。 ※「かわまちてらす閑上」平成31年4月開業 |
| 9 | 釜石市鵜住居地区まちなか再生計画 (平成30年6月29日認定) | 市内で最も震災被害の大きかった地区に商業施設等を整備し、利便性の高いコンパクトな市街地の形成を図る。 ※「うのポート」令和元年9月開業 |
| 10 | 気仙沼市内湾地区まちなか再生計画 (平成30年10月12日認定) | かつての中心市街地であった内湾地区に商業施設等を整備し、生活利便性の向上及び観光の拠点となる市街地の形成を図る。 ※「スローストリート（結）」令和2年7月開業 |

(viii) 人材確保対策

東日本大震災の被災地域では、人手不足が深刻化しており、十分な労働力が確保できないことが復興の妨げになっていると言われている。

こうした状況の中、地域外から人材を呼び込むとともに、外部からの人材の受け入れを契機に雇用管理や経営改善により、被災地企業自らの人材獲得力を向上させる事業の実施が求められている。

そのため、平成 29 年度から、関係省庁と連携して被災地における人材確保対策を取りまとめ、若者や専門人材等を被災地に呼び込むとともに、被災地企業の生産性の向上や人材獲得力の向上、被災地企業の連携による競争力の向上、好事例の横展開を支援する以下の事業等を実施している。

○伴走型人材確保・育成支援モデル事業

- ・学生の成長や企業の経営課題の解決に資する長期滞在型・課題解決型インターンシップを実施。
- ・企業に人材確保・定着・育成等を助言・指導。
- ・関係人口増加に係るワークショップ及び被災地見学会の実施。

○企業間専門人材派遣支援フォローアップ事業

- ・令和元年度まで実施した「企業間専門人材派遣支援モデル事業」（大企業でキャリアを積んだ現場型の専門人材等を被災地企業へ出向等により長期派遣を実施）に係るフォローアップ調査を実施。

○被災地域人材確保対策調査事業

- ・被災地で人材確保に成功した企業のノウハウを展開するため、取組事例集を作成し、配布。

○東日本大震災被災地域中小企業人材確保支援等事業

- ・被災地域の中小企業の人材確保力、定着力等の向上のため、セミナーやマッチング会等を開催。
- ・首都圏の人材に対し、被災地域の中小企業の魅力を PR するイベントを実施するとともに、マッチングを支援。

○事業復興型雇用確保事業

- ・被災地の現状に対応するため、地域の産業の中核となる中小企業が事業を再開等するに当たって、被災求職者等を雇用する場合に、産業政策と一体となって雇用面から支援を行うことで、復興の推進を実施。

(ix) 造船業の復興支援

被災造船事業者の協業化・集約化による漁船の製造・修理拠点の復興を加速するため、造船業等復興支援事業費補助金について 8 件、約 114 億円の採択を行い、令和元年 5 月末までに全ての補助事業が完了した。

(x) 産業復興の推進に関するタスクフォース

被災地域での産業を復興し、生業の再建を強力に進めることが、復興政策における重要課題の一つであることから、平成 26 年 4 月、復興大臣の下に関係省庁からなる「産業復興の推進に関するタスクフォース」を立ち上げた。

平成 26 年 6 月、創造的な産業復興を「新しい東北」の創造とともに実現するため、理念、目標像、施策体系、加速化の体制などをまとめた「産業復興創造戦略」を策定した。また、復興施策を下記の 5 つの体系に分けて整理した。

- ・企業チャレンジの促進
- ・人的基盤の再整備
- ・産業基盤の再構築
- ・内外の民間活力の結集
- ・東北の成長の取り込み

平成 27 年から、「産業復興施策の重点」を毎年取りまとめている。

令和 2 年 9 月には、下記の 4 点を重点課題とした「令和 2 年度 産業復興施策の重点」を地方創生や外資系企業の進出における取組との連携にも留意しつつ取りまとめた。

- ・産業復興の加速と事業者の自立
- ・農林水産業の再生
- ・観光の振興と交流人口の拡大
- ・原子力災害からの産業・生産の再生

②農林水産業の再生

農業の復旧・復興については、津波により被災した農地のがれき等の撤去、除塩や農業用施設等の復旧を計画的に進めるなど、営農再開に向けて取り組んできており、営農再開後もきめ細かい支援を行っている。さらに、農地等の復旧と併せた農地の大区画化、大規模施設園芸などの先進的な取組、先端技術を駆使した生産・加工技術などの大規模実証研究の成果の普及等を行っている。また、放射性物質による汚染に対し、風評の払拭に向けた丁寧な情報発信や被災地農産物等の利用促進、諸外国・地域の輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけを行っている。また、被災県を含む全国において、GAP（農業生産工程管理）の取組が進められているところであるが、特に、福島県においては県を挙げて、GAP 認証の取得日本一を目指して取り組んでおり、こうした GAP 推進の取組を支援している。

林業・木材産業の復旧・復興については、被災地域の林業・木材産業の復興を図るため、需要に応じた低コストで効率的な木材の生産・供給、木材利用の拡大に向けた間伐・路網整備や木材加工流通施設、木質バイオマス関連施設等の整備、川上と川中・川下の連携による需給情報の共有化の徹底や民有林と国有林の連携による地域材の安定供給体制の構築などにより、地域で流通する木材を活用した木造復興住宅の普及など木材の需要拡大と安定供

給の確保による林業の成長産業化に向けた取組を支援している。

水産業・漁村の復旧・復興について、被災地沿岸部は全国屈指の豊かな漁場に恵まれた地域であり、それぞれの漁業の特色や被災状況に応じ、必要な支援を実施してきた。被災した漁港のうち、水産業の振興上特に重要な漁港については、高度衛生管理対応の荷捌き所等の整備を行うなど、新たな水産業の姿を目指した復興にも取り組んでいる。漁業・養殖業については、地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に適応した安定的な生産体制を構築する漁業協同組合等の取組への支援を行っている。水産加工業については、設備等の生産能力の復旧が進む中、複数の水産加工業者等が連携して販路開拓や人材育成等を行う先進的な取組等を支援している。

(4) 観光の振興

観光は地域産業全体に影響する裾野が広い分野であり、風化防止、風評の払拭という観点からも、観光復興は重要な意義を有している。一方で、東北の観光は、風評被害の影響等により、全国的なインバウンド急増の効果を享受できていなかった。

このような状況を受け、東北の観光復興を力強く推進するため、観光復興関連予算を活用し、東北の外国人延べ宿泊者数を令和2年までに150万人泊とする目標を設定していたところ、令和元年に168万人泊となり、目標を上回った。具体的には、以下の取組等を実施している。

(i) 東北観光復興対策交付金

地方公共団体に対して、地域からの発案に基づき実施するインバウンドを呼び込む取組を交付金により支援。

(ii) 東北観光復興プロモーション

東北に特化した海外主要市場向けのデスティネーション・キャンペーンとして、東北を対象とした集中的な訪日プロモーションを実施。

(iii) 「新しい東北」交流拡大モデル事業

外国人の交流人口拡大につながる新たなビジネスモデルの立ち上げを目指し、民間の取組をモデル事業として支援。

(iv) 福島県観光関連復興支援事業

福島県が実施する風評被害対策及び震災復興に資する観光の取組について支援。

(5) 「新しい東北」の創造に向けて

震災復興に当たっては、単なる原状復帰にとどめるのではなく、これを契機として、人口減少、高齢化、産業の空洞化といった日本全国の地域社会が抱える課題を解決し、我が国や世界のモデルとなる「創造と可能性の地」としての「新しい東北」の創造に向け、取組を推進する必要がある。

取組の推進に当たっては、企業・大学・NPOなどの「民」のノウハウや新たな発想が十分にいかされるよう、官民が連携し、それぞれの強みを持ち寄って取組を進めていくことが重要である。また、被災地で進む先進的な取組を加速化させるとともに、取組を通じて蓄積されたノウハウを普及・展開することが必要となる。

こうした認識の下、復興庁では、以下の（i）～（iv）などの取組を進めている。

(i) 先進的な取組の加速化

被災地は複雑かつ困難な課題を抱えているが、行政のみならず、民間のノウハウや新たな発想により、既に先進的な取組が芽生えている。「新しい東北」の創造に向けては、全国のモデルとしていくため、こうした先進的な取組を加速化することが重要である。

このため、復興庁では、平成25年度から平成27年度まで「「新しい東北」先導モデル事業」を実施し、平成28年度以降は、蓄積されたノウハウ等の普及・展開に取り組んでいる。

また、(4)で述べたとおり、観光復興に向けて、東北における外国人交流人口の拡大を目的とした事業（「新しい東北」交流拡大モデル事業）を平成28年度から実施している。

(ii) 官民連携を推進する情報基盤の整備

被災地では、行政機関のみならず、幅広い担い手（企業・大学・NPO等）により、復興に向けた様々な取組が進められている。こうした取組をより一層活性化し、被災地での普及・展開を進め、東北の持続的な活力に結び付けていくためには、被災地で活動している幅広い担い手が、互いの取組状況やノウハウに関する情報共有や意見交換を行うことができる基盤づくりを進める必要がある。

このため、経済界・金融機関・行政機関・大学・NPO等のトップを設立発起人として、平成25年12月に「新しい東北」官民連携推進協議会を設立した。令和2年6月時点で1,311法人・団体の会員を擁している。

「新しい東北」官民連携推進協議会においては、被災地の事業・取組を支援する様々な情報や各種イベントの情報を集約したウェブサイトを開設するとともに、会員等が対面で情報共有や意見交換を行うことができる場として「交流会」をこれまで 13 回開催しており、各種支援と支援ニーズとのマッチング、様々な主体間の連携、先進的な取組の普及・展開などのきっかけづくりの場を提供している。

(iii) 「新しい東北」の創造に向けた取組を実施する被災地の地方公共団体や事業者に対する支援を通じたノウハウの普及・展開

これまでの「新しい東北」の創造に向けた取組の推進により蓄積されたノウハウについては、被災地の地方公共団体や事業者に対する支援を通じて普及・展開を図ることとしている。

平成 26 年度には、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、地方公共団体等をメンバーとする「地域づくりネットワーク」を設置し、地方公共団体・NPO 等に対し、課題発見から課題解決事業の企画立案に対するきめ細かな支援（地域づくりハンズオン支援事業）を実施している。このような支援により、地域課題解決に向けた道筋を立てることができた自治体・NPO 等の件数は、令和元年度までに 43 件に上っている。

また、民間事業者や社会的企業において、そのノウハウや新たな発想をいかし、積極的な起業や新規事業の立ち上げが進むよう、必要な資金提供が受けられる環境整備等に取り組む必要がある。

このため復興庁では、平成 25 年度からビジネスコンテストを開催し、審査過程で、応募案件の事業化に向けた専門家のアドバイスを提供するとともに、受賞案件について情報を発信する機会を設けるなど、投資家や起業支援団体などの事業パートナーの発掘等に向けた側面的な支援も行っている。このような支援により、令和元年度までに 69 件の事業者が新たな販路獲得等を実現した。

平成 26 年度には、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、金融機関等をメンバーとする「復興金融ネットワーク（投融資促進分科会）」を設置し、金融機関等と産業復興に関する情報共有・意見交換を行うなど、被災地での新たな資金供給の創出を目指した取組を実施している。

平成 27 年度には、さらに、地方公共団体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の企業支援担当者、企業支援の専門家、民間復興支援団体・組織等の連携体制を構築し、企業復興支援体制を強化するため、「新しい東北」官民連携推進協議会の下に、「企業連携グループ」を設置した。

「企業連携グループ」では、多様な機関から提供される多様な産業復興施

策を、地方公共団体、産業支援機関、商工会議所・商工会等の担当職員等を通じて、現場の企業に浸透させるとともに、各種専門家の知識・ノウハウや、民間復興支援団体・組織の支援活動を提供するため、(3)で述べた「結の場」、被災地域企業新事業ハンズオン支援事業及び専門家派遣集中支援事業を実施している。被災地域企業がこうした支援を受けることで経営課題を解決した件数は、令和元年度までに767件に上っている。

さらに、被災地域の人手不足解消に向け、平成29年度から、「伴走型人材確保・育成支援モデル事業」等による人材確保対策に取り組んでいる⁷。

(iv) 情報発信の強化

「新しい東北」の創造に向けて、被災地で進む新たな取組の普及・展開や広範かつ継続的な復興の輪の拡大を図る観点から、「新しい東北」の成果等について情報発信を行うことが必要である。

このため、平成28年度から、被災地で進む「新しい東北」の創造に向けた活動の普及・展開を促進するため、「新しい東北」復興・創生顕彰を実施し、令和元年度においては、個人・団体併せて9件選定し、「交流会」において顕彰式典を実施した。

また、平成29年度から被災地域の課題解決・支援を目的としたワークショップ等を開催し、令和元年度からは、都内及び被災地において「Fw:東北Fan Meeting」を開催し、参加者間のネットワークの構築等を促進している。

⁷ 人材確保対策の詳細は、63・64頁を参照。

3 原子力災害からの復興・再生

(1) 取組の方向性

原子力災害による被害は、福島全体の生活環境に大きな影響を与え、福島県の人口は震災前の約202万人から令和2年7月1日時点で約182.8万人（福島県現住人口調査）まで減少し、震災以降増加した県外転出による人口の流出分の回復には至っていない。また、長期にわたる避難状態が継続していることに伴う課題の顕在化やいまだに根強く残る風評被害等も続いている。

原子力災害被災地域の復興・再生には中長期的な対応が必要であり、令和元年12月に閣議決定した復興・創生期間後の基本方針及び令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部を改正する法律に基づき、第2期復興・創生期間においても引き続き国が前面に立って、本格的な復興・再生に向けて取り組む。

(2) 事故収束（東京電力福島第一原子力発電所の廃炉）

①中長期ロードマップを踏まえた安全かつ着実な実施

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉については、国は前面に立って、中長期ロードマップを踏まえ、国内外の叡智を結集し、必要な研究開発を支援しつつ、安全かつ着実に進めていく。令和元年12月には、今般の廃炉作業の進捗、それに伴い明らかになった現場の状況等を踏まえて、初号機の燃料デブリ取出方法を確定するとともに、周辺地域で住民機関と復興の取組が徐々に進む中、「復興と廃炉の両立」を大原則としてすること等を盛り込むかたちで、中長期ロードマップの第5回改訂を行った。

廃炉に向けた作業としては、1、2号機の使用済燃料プールからの燃料取出しについては、ダスト飛散の抑制など、安全確保を最優先に進めるべく、改訂中長期ロードマップにおいて、工法を見直しており、1号機では原子炉建屋を覆う大型カバーを設置する新たな工法を、2号機では建屋を解体せず建屋南側からアクセスする工法を採用し、燃料取出しに向けた作業を進めている。3号機では、平成31年4月より使用済燃料プールからの燃料取出しを開始しており、令和2年9月30日時点で336体の取出しを完了した。引き続き、令和2年度内の取出し完了に向けて安全確保を最優先に、着実に作業を進めていく。また、燃料デブリの取出しに向けて、改訂中長期ロードマップでは、令和3年内に2号機で試験的取出しに着手し、その後、段階的に取出規模を拡大していくことを示した。原子炉格納容器の内部調査については、令和2年度下期には1号機の原子炉格納容器底部の堆積物の分布等を把

握するための更なる調査を実施する計画である。

さらに、廃炉に関する技術基盤を確立するための拠点整備も進めている。平成 29 年 4 月には、国内外の英知を結集し、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた研究開発と人材育成を加速させるための拠点である、廃炉国際共同研究センター（現：廃炉環境国際共同研究センター）国際共同研究棟の本格運用が開始された。また、平成 30 年 3 月には、放射性物質の分析・研究を行う大熊分析・研究センターの運用が開始された。

汚染水対策については、平均的な降雨に対して、汚染水発生量は、令和 2 年内に 150 m³/日程度、令和 7 年内に 100 m³/日以下にすることを目指しており、令和元年度には約 180 m³/日まで抑制している。これを更に低減するため、雨水流入防止対策として、1 号機原子炉建屋、1/2 号機廃棄物処理建屋、3 号機原子炉建屋及び 3 号機タービン建屋の屋根破損部の補修を進め、令和 5 年度頃までに完了することを目指している。これらのうち、1/2 号機廃棄物処理建屋の一部、3 号機原子炉建屋及び 3 号機タービン建屋の屋根破損部については、令和 2 年度上期までに補修完了することを予定している。

建屋内滞留水については、1～3 号機原子炉建屋、プロセス主建屋、高温焼却炉建屋を除き、令和 2 年内の処理完了を目指しており、本設ポンプを設置し、床面露出状態を維持させる計画としている。また、原子炉建屋については、令和 4 年度～6 年度に建屋内滞留水の量を令和 2 年末の半分程度に減少させることとしている。

ALPS 処理水の取扱いについては、平成 28 年 11 月から ALPS 小委員会において、技術的な観点に加え、風評被害など社会的な観点も含めた総合的な検討を行ってきた。令和 2 年 2 月に公表された同委員会の報告書では、第一に、福島の復興と廃炉を両輪として進めていくことが重要であり、廃止措置が終了する際には、ALPS 処理水についても、廃炉作業の一環として処分を終えていることが必要であることなどが示されている。第二に、処分方法について、技術的には、実績のある水蒸気放出及び海洋放出が現実的な選択肢であることや、水蒸気放出に比べ海洋放出の方が確実に実施できると考えられること、海洋放出、水蒸気放出のいずれも放射線による影響は自然被ばくと比較して十分に小さいことなどが示されている。第三に、風評被害対策については、人々が少しでも安心できるような処分方法を検討することが重要であることや、効果が大きいと考えられる事例を踏まえながら、リスクコミュニケーションの取組、経済対策の双方を拡充・強化すべきことなどが示されている。その上で、政府に対して、幅広い関係者の意見を丁寧に聴きながら、責任と決意をもって方針を決定することを期待することも示されている。

当該報告書を踏まえ、政府として ALPS 処理水の取扱い方針を決定するた

め、地元自治体や農林水産業者を始めとした幅広い関係者の御意見を伺う場を令和2年4月から開催している。

②対策の進捗状況・放射線データ等の情報発信

長期に及ぶ廃炉作業を実施する上では、地域・社会の关心や疑問に応え、丁寧で分かりやすい説明に努め、不安を払拭し、廃炉に関する取組への理解を得ることが不可欠であり、地域の皆様を始めとした様々な立場の方々と双方向のコミュニケーションの充実を図っており、東京電力福島第一原子力発電所の視察や、地域でのイベント等の機会を捉え、対策の進捗情報等の地域・社会の关心や疑問に直接応える機会を設けている。

また、引き続き、廃炉の進捗状況などを伝える動画（「廃炉のいま」）及びパンフレット（「廃炉の大切な話 2020」）を作成したほか、ウェブページ（「廃炉・汚染水対策 ポータルサイト」）についても改善を行い、分かりやすい情報発信に努めている。特に、コンテンツ制作においては、地元の方々の关心や疑問・不安に応えるため、事前に地元の方々の意見を聴取して反映するなど、双方向性を意識した取組を進めている。

国際的な取組として、日本政府の要請に応じて、国際原子力機関（IAEA）が、「多核種除去設備等処理水の取扱いに関する小委員会」報告書（令和2年2月）の内容及び平成30年11月の第4回 IAEA レビューミッション以降の汚染水対策に対してフォローアップ・レビューミッションが行われ、令和2年4月にレビューミッション報告書を受領した。また、IAEA に対して定期的に東京電力福島第一原子力発電所に関する包括的な情報を提供するとともに、各国の在京大使館向けに廃炉の現状について、累次にわたってブリーフィングを行っており、令和元年11月、令和2年2月、4月にもブリーフィングを実施した。さらに、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉等に関する英語版動画やパンフレットなどの説明資料を作成し、IAEA 総会サイドイベントや要人往訪の際などの機会等、様々なルートで、海外に向けて情報発信を行った。

③作業員の労働環境改善等

東京電力福島第一原子力発電所では、フェーシング工事等により線量低減対策を進めてきたところであり、構内の96%のエリアで一般作業服等での作業が可能となっている。さらに、軽装備化による作業時の負担軽減策が実施されている。令和元年に実施された作業員アンケートにおいては、本対策も含め、これまで改善してきた主な取組について80%を超える方々に「良い」「まあ良い」と評価をいただくななど、労働環境の改善を行っている。

また、国内における新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、令和2年2月以降、東京電力福島第一原子力発電所では、出社前検温の実施やマスク着用の徹底、休憩所の時差利用等による3密回避など、感染拡大防止対策を行っている。

(3) 放射性物質の除去等

①除染実施計画に基づく面的除染の完了

平成24年1月に全面施行した放射性物質汚染対処特別措置法、同法に基づく基本方針等に基づき、平成30年3月末までに、帰還困難区域を除く8県100市町村の全てで面的除染が完了した。

除染特別地域においては123か所（令和2年8月末時点）、汚染状況重点調査地域では374か所（福島県内は令和2年6月末時点、福島県外は令和2年3月末時点）の仮置場等において、除去土壤等の適正管理を実施している。また、福島県内では、これまで1,361か所の仮置場のうち908か所から除去土壤等の搬出を完了し、598か所の仮置場で原状回復等を完了した（除染特別地域は令和2年8月末時点、汚染状況重点調査地域は令和2年6月末時点）。

今後も、除去土壤等の適正管理等、必要に応じた対策を行うとともに、茨城県東海村及び栃木県那須町の2か所における埋立処分実証事業を通じて（栃木県那須町における実証事業は令和元年3月末に終了）、福島県外の除染に伴って発生した土壤の処分方法を検討していく。

②中間貯蔵施設の整備と除去土壤等の最終処分に向けた取組

福島県内の除染に伴い発生した土壤や廃棄物等を安全かつ集中的に管理・保管するための中間貯蔵施設については、現在、用地取得、施設整備、除去土壤等の輸送が着実に進捗している。

施設整備に必要な用地取得については、令和2年9月末までに1,781人、約1,185ha（全体の74.1%、民有地については89.9%）の用地を取得している。地権者との信頼関係はもとより、中間貯蔵施設事業への理解が何よりも重要であり、引き続き、地権者への丁寧な説明を尽くしながら取り組む。

また、施設整備については、平成28年11月に受入・分別施設と土壤貯蔵施設の整備に着手し、当該施設の完成に伴い、平成29年10月に大熊町、同年12月に双葉町で除去土壤の貯蔵を開始した。令和2年3月には、中間貯蔵施設における、除去土壤と廃棄物の処理から貯蔵までの全行程で、運転を開始した。

中間貯蔵施設への除去土壤等の輸送については、令和2年9月末までに

891.9万m³を輸送した。今後の輸送については、令和3年度までに福島県内に仮置きされている除去土壤等（帰還困難区域を除く。）のおおむね搬入完了を目指すこととしている。令和2年度は、安全を第一に、前年度と同程度の量を輸送する予定である。引き続き、安全で円滑な輸送のため、運転者研修等の交通安全対策や必要な道路交通対策を実施していく。今後とも、関係機関、関係市町村と十分に連携を取りつつ、地元の理解と協力の下、安全かつ確実な輸送に取り組む。

除去土壤等の最終処分については、平成26年12月に施行された中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成15年法律第44号）において、中間貯蔵に関する国の責務規定として、「国は、（中略）中間貯蔵開始後30年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずる」ことが明文化された。

県外での最終処分の実現に向けては、除去土壤等の減容技術の開発と活用等により、できるだけ再生利用可能な量を増やして、最終処分量を減らすことが重要である。平成28年4月に公表した「中間貯蔵除去土壤等の減容・再生利用技術開発戦略」及び「工程表」に沿って、県外最終処分に向けた取組を着実に進めてきた。また、同年6月には、除去土壤等の再生利用を段階的に進めるための指針として、「再生資材化した除去土壤の安全な利用に係る基本的考え方について」を取りまとめた。これらに沿って平成29年4月から実施されている南相馬市における除去土壤の再生利用実証事業では、空間線量率等のモニタリング結果から、安全性が確認された。飯舘村においても、村内に仮置きされている除去土壤を活用した再生利用実証事業が進められており、試験栽培等により安全性を確認している。これまでの実証事業の結果を踏まえ、令和2年度より農地の造成工事に着手するとともに、食用作物等の試験栽培を実施し、生育性・安全性を確認中。さらに、平成31年3月には、技術開発戦略の見直しを行うとともに、再生資材を安全に取り扱う上での技術的な留意事項を示した「福島県内における除染等の措置に伴い生じた土壤の再生利用の手引き（案）」を取りまとめ、令和元年12月に、農地としての再生利用に関する留意事項を追記した。

③福島県内の指定廃棄物や対策地域内廃棄物の処理

福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物については可能な限り減容化することとしている。令和2年9月末時点で、約283万トンの災害廃棄物等（帰還困難区域のものを含む。）を仮置場に搬入した（うち、約50万トンを焼却処理済み、約176万トンを再生利用済み、約16万トンを最終処分済み。）。

対策地域内廃棄物については、地域住民の理解と地方公共団体との緊密な連携によって、平成27年度末までに、帰還困難区域を除き、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入を完了した。また、仮置場に搬入した災害廃棄物等のうち可燃物については、各市町村に設置することとしている仮設焼却施設で減容化を行っている。

また、農林業系廃棄物や下水汚泥などの可燃性の指定廃棄物については、広域処理を進めており、これまでに、下水汚泥は処理を完了している。農林業系廃棄物についても開閉所（田村市・川内村）等において事業を実施しており、令和3年度中に処理が完了する予定である。

福島県内の指定廃棄物及び対策地域内廃棄物については、10万Bq/kg以下のものは既存の管理型処分場に搬入し、10万Bq/kgを超えるものは中間貯蔵施設に搬入することとしている。

既存の管理型処分場の活用については、平成29年11月に搬入を開始し、令和2年9月末時点で143,437袋の搬入をしたところである。また、平成30年3月までに処分場の立地する富岡町・楓葉町の地元4行政区と安全協定を締結している。さらに、平成30年8月には特定廃棄物埋立情報館「リップルンふくしま」を開館し、ここを拠点として情報発信に努め、引き続き、安心・安全の確保に万全を期して事業を進めていく。特定復興再生拠点区域の整備に伴う廃棄物の処分については、令和元年8月5日に、双葉地方広域市町村圏組合、福島県及び国との間で、同組合が所有する管理型処分場（クリーンセンターふたば）を再開することに関する基本協定を締結した。今後、再開に向けて取り組んでいく。

④福島県外の指定廃棄物の処理

指定廃棄物の処理は、放射性物質汚染対処特別措置法の基本方針において、当該指定廃棄物が保管されている都道府県内において行うこととされている。

平成24年3月、政府は、既存の廃棄物処理施設ができる限り活用して、指定廃棄物の処理を進めることを原則としつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している県については、国が当該県内に必要な処理施設を確保する方針を公表した。

この方針に基づき、保管がひっ迫している県における長期管理施設の安全対策や候補地の選定手順等について、科学的・技術的な観点からの検討を実施した。結果、宮城県では平成25年11月に、栃木県では同年12月に、千葉県では平成26年4月に選定手法が確定し、この選定手法に基づいて環境省においてそれぞれ詳細調査の候補地の選定作業を行った結果、宮城県で

は同年1月に3か所、栃木県では同年7月に1か所、千葉県では平成27年4月に1か所、詳細調査候補地をそれぞれ公表した。その後、詳細調査の実施について理解が得られるよう、地元に対して丁寧な説明を重ねてきたが、地元からの懸念の声もあり、詳細調査は実施できていない状況にある。

今後も詳細調査の実施について地元の理解を得られるよう働きかけを続けるとともに、各都県それぞれの状況を踏まえて、保管場所の集約、指定解除の仕組みを活用した処理など、各都県の具体的な課題の解決に向けた取組を進めていく。

⑤道路等側溝堆積物の撤去・処理

除染対象以外の道路等側溝堆積物の撤去・処理に関して、平成28年9月、復興庁及び環境省は、対応方針を取りまとめた。

令和2年9月末までに、18市町村（福島市、郡山市、いわき市、白河市、須賀川市、二本松市、田村市、本宮市、桑折町、国見町、大玉村、鏡石町、天栄村、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町）及び福島県において、当該方針に基づき取組を進めている。

（4）避難指示の解除と帰還に向けた取組の拡充等

①放射線量等のモニタリング等とその結果の情報提供

政府が定めた総合モニタリング計画に基づき、関係府省、地方公共団体、原子力事業者等が連携し、東京電力福島第一原子力発電所の事故に係る状況に応じた環境放射線モニタリングを継続している。

モニタリングを行う各機関は、自ら行ったモニタリングの結果について、その利活用に資するため、継続的に蓄積・整理を行うとともに、それらをウェブサイト上に公開、随時更新している。原子力規制委員会においては、モニタリング情報を取りまとめたウェブサイトを運用し、モニタリング結果及びその活用に必要となる各種の附帯情報の集約・蓄積を図り、信頼性があるデータベースの構築・公表を行っている。

②生活再開に必要な環境整備等の住民の帰還支援に向けた取組

住民の帰還促進に向けた環境の整備として、福島再生加速化交付金などの各種制度を活用し、放射線への健康不安や健康管理対策、道路・下水道・災害公営住宅等の整備、食品や衣料品の宅配サービスといった買い物環境に対する支援、医療・介護サービスの提供体制の整備、公立学校施設の整備、子どもの運動機会の確保のための運動施設の整備等を実施するとともに、直ちに帰還できない区域の荒廃抑制・保全対策を実施した。

また、被災者の生活の再建に向けた取組については、平成30年7月に、「避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた関係府省庁会議」において、「見守り体制」、「住まい」、「就労」、「健康的な暮らし」といった視点から、「避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた対応強化策」を取りまとめた。これを踏まえ、支援機関や地方公共団体と連携して、支援を希望する被災者への戸別訪問等を行い、心身の悩みへの相談・助言、就労や恒久住宅への移転のための支援等に取り組んでいる。

③コミュニティ維持・形成等の被災者支援、安定した生活環境の確保

避難の長期化や災害公営住宅への移転など、復興の進展に伴う新たな課題に対応するため、被災者支援総合交付金を活用し、被災者の移転に伴うコミュニティ形成や既存のコミュニティとの融合に向けた活動、高齢者などの見守りや心身のケア、住宅・生活再建の相談支援体制の強化などについて、地方公共団体の取組を支援している。

④避難指示解除準備区域等の避難指示解除に向けた環境整備

「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂（平成27年6月12日閣議決定）に基づき、住民の帰還を可能にしていくよう、除染の十分な実施はもとより、インフラや生活に密着したサービスの復旧等を進めてきた。

このような中、令和2年3月には、双葉町に残る避難指示解除準備区域の避難指示が解除され、帰還困難区域を除く全ての避難指示区域が解除されるとともに、双葉町、大熊町、富岡町の帰還困難区域に設定されている特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示の解除が初めて行われるなど、福島の復興・再生に向けた動きが本格的に始まっている。住民の帰還促進に向け、生活環境の整備や産業・生業の再生に取り組んでいく。

⑤優れた教育カリキュラムの推進・普及

復興のためには、教育・学びを通して、復興や持続可能な地域づくりに貢献し、世界で活躍できる人材を育成することが重要である。

福島復興再生基本方針等を踏まえ、避難地域12市町村の小中学校については、地元での学校再開に向けた取組や学校再開後の教育の充実に向けた取組に対し、訪問等を行い継続的に助言等を行うとともに、魅力ある学校づくりを進めるため「ふるさと創造学」などの特別なカリキュラムを編成・実証する取組等を支援している。

また、双葉地区の中高一貫校であるふたば未来学園において実施する、再生可能エネルギー・少子高齢化など福島や世界が抱える課題を解決するこ

とを目指す探求的な学習である「未来創造学」などの優れたカリキュラムを編成・実証するなど魅力ある学校づくりを支援している。

さらに、平成 28 年 7 月の避難指示の解除を契機として、平成 29 年 4 月に開校した小高産業技術高等学校において、福島イノベーション・コースト構想や地域全体の復興に寄与する人材育成を行うため、同校の実験・実習に必要な設備の整備等に対して支援を行った。あわせて、平成 30 年度より、福島イノベーション・コースト構想等を担う人材育成のため、普通科高校に対しては、地元企業・大学等と連携したトップリーダー人材の育成のための設備整備や、大学・企業等と連携した教育プログラム等の支援を、専門高校に対しては、廃炉研究やロボット、農林水産分野に資する専門人材の育成のための施設・設備や、企業・研究所等と連携した教育プログラム等の支援を、義務教育段階に対しては、人材の裾野を広げるための理数教育の推進に向けた取組への支援を実施している。

加えて、福島 12 市町村の将来像の実現加速化に向けて、平成 30 年度の重点テーマとして、「「教育コーディネーター」による「福島教育魅力モデル構築」に向けた調査事業」を実施し、ICT 等を活用した 12 市町村の魅力的な学校づくりを支援している。

⑥医療・介護・福祉施設の整備・事業再開や専門職の人材確保、医療保険料等の減免等

福島県の医療・介護・福祉施設の復旧・復興については、今後、避難指示の解除が進むにつれて、相双地域の住民が故郷での生活を安心して再開できるよう、同地域の医療・介護・福祉の提供体制の再構築を進めていく必要がある。

医療施設については、平成 29 年度に地域医療再生基金 236 億円を積み増し、双葉郡で必要とされる医療確保の支援や近隣地域の医療施設等と連携した医療提供体制の確保・充実に取り組んでいるところであり、平成 30 年 4 月には、二次救急医療機関である福島県ふたば医療センター附属病院が開設された。また、同年 10 月には多目的医療用ヘリの運航が開始され、患者の重症化防止や更なる負担軽減が図られることとなった。一方で、いまだに相双地域では 6 病院が入院機能の再開ができていない現状にある。

医師・看護師などの医療従事者については、修学資金の貸与、看護職員確保のための環境整備や職員資質向上、医師の招へい・派遣等による人材の養成・確保のための取組を支援している。なお、医療施設に従事する人口 10 万人当たりの医師数は、全国・3 県とも増加傾向にあるが、相双地域では医師数が震災前よりも減少している。

介護・福祉人材の確保については、福島県相双地域における介護関係職種の有効求人倍率が依然として高い水準にあることを踏まえ、平成 29 年度までは、福島県で従事する人材を広域的に確保するため、相双地域等の介護施設等で就労を希望する福島県外の者に対し、当該施設で一定期間従事した場合に返還免除となる初任者研修受講費や就職準備金の貸与、住まいの確保支援等を行っていたが、平成 30 年度からは貸付限度額の引き上げ（30 万円→50 万円）や、県内から帰還した方々も貸付対象者とするといった対応を行った。また、避難指示解除区域等の介護施設等に出向する応援職員を確保するための支援として、出向先事業所との給与差額や現地での赴任に係る経費を補助している。

また、介護人材の確保策を進めながら介護施設等の当面の運営を支えるため、運営支援を行っている。今後も、人材確保の取組や、介護施設等への支援を継続し、相双地域等における介護サービス提供体制の確保を図ることとしている。

このほか、原発事故に伴う避難指示区域等において、保険者が国民健康保険料や国民健康保険の一部負担金等の減免等を行う場合に、国がその全額の財政支援を行っている。

⑦一団地の復興拠点の整備

一団地の復興再生拠点整備制度によって、平成 29 年 2 月 1 日に大熊町大川原地区、同年 3 月 23 日に双葉町中野地区、平成 30 年 3 月 30 日に双葉町双葉駅西側地区、令和 2 年 6 月 2 日に大熊町下野上地区で都市計画決定がなされ、整備が進められている。

これらの復興拠点について、円滑かつ迅速に整備が進むよう、平成 27 年 5 月の福島特措法の改正により創設した福島再生加速化交付金などの様々な支援策を柔軟に活用し、各市町村のニーズにワンストップで対応しつつ支援を実施している。

⑧賠償の円滑な実施に向けた取組

政府は、原子力事業者の損害賠償のために必要な資金の交付などの業務を行う原子力損害賠償・廃炉等支援機構において、東京電力に対して資金の援助等を行っている。

また、東京電力の賠償の支払状況については継続的に確認し、申請者の実情に即した迅速かつ確実な賠償手続等のため、必要に応じて支援を行っている。

原子力損害賠償紛争審査会においては、賠償すべき損害として一定の類型

化が可能な損害項目やその範囲等を示した指針等を順次策定してきた。政府は、損害賠償の早期請求を促す広報等のため、関係省庁等が連携して、福島県内の自治体等へのリーフレットの配布や、政府広報ラジオによるお知らせ等を実施した。

⑨長期避難者の生活拠点の形成に向けた支援

長期避難を余儀なくされる避難者が、避難生活を安心して過ごせるようになるためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移ることが重要である。

そのため、国、福島県、受入市町村及び避難元市町村による協議会を設置し、復興公営住宅の整備を始めとした具体的な協議を行い、長期避難者生活拠点の形成に向けた取組方針として取りまとめ、これまでに 14 市町村で方針を策定し、公表している。あわせて、受入市町村において、平成 25 年度予算からコミュニティ復活交付金※により、復興公営住宅を中心に、道路改良などの関連基盤整備事業や、避難者の実情に応じた高齢者サポート施設などの基盤整備や入居者同士あるいは入居者と地域住民との交流活動の支援などのソフト事業を一体的に実施している。

※ 平成 25 年度当初予算において「長期避難者生活拠点形成交付金」として創設し、平成 25 年度補正予算より「福島再生加速化交付金」に統合。

復興公営住宅については、全体整備戸数 4,890 戸のうち平成 30 年度末までに 4,767 戸の整備が完了しており、入居開始済みとなっている。

また、応急仮設住宅に入居する全ての世帯が安定した住まいを確保できるようにするために、国・福島県・市町村が連携して支援を行うこととしている。令和元年度末に応急仮設住宅の供与期限を迎えた富岡町、浪江町並びに葛尾村及び飯舘村の帰還困難区域からの避難者を対象とし、国・福島県・市町村が参加する対応協議の場を開催した。その上で、応急仮設住宅に入居している全世帯に対して戸別連絡・訪問による相談支援を実施するとともに、住宅探しや転居手続の同行支援を含めた生活再建の支援を行った。

⑩心のケア等

原子力災害による避難者・被災者は、避難生活の長期化や新たな住まいへの移転等に伴う様々な悩み・不安を抱え、それがひいては精神面の問題にも及ぶおそれがあるなど、ややもすると心身の健康を損ないかねない状況に置かれており、その心のケアは引き続き重要な課題である。

このため、平成 24 年 2 月より、心のケアセンターにおいて、専門家による相談対応や訪問支援（アウトリーチ）を行うとともに、メンタルヘルスに

に関する情報発信や普及啓発、人材育成、地方公共団体職員などの支援者に対する支援等を行っている。

⑪原子力災害による健康不安等に関する被災者支援

議員立法により成立した、東京電力原子力事故により被災した子どもを始めとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律（平成24年法律第48号）は、被災者の不安解消や安定した生活の実現に寄与することを目的とし、被災者が居住、他地域への移動及び帰還を自らの意思で行えるよう、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等施策の基本となる事項を定めている。

平成25年10月11日に、関係省庁における被災者生活支援等施策の検討・実施状況も踏まえ、同法に基づき政府が定めることとされている「被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針」（以下本項目内において「子ども被災者支援法基本方針」という。）について、閣議決定するとともに、同日付で国会に報告した。子ども被災者支援法基本方針に基づき、福島県の子どもたちを対象とする自然体験・交流活動支援事業や福島県からの県外自主避難者支援体制強化事業を始めとした様々な被災者生活支援等施策を実施してきたところである。

また、平成27年8月に、帰還や定住の支援に重点を置く方針を明らかにするため、子ども被災者支援法基本方針の改定を行ったところであり、引き続き必要な施策を行っていくこととしている。

＜参考：子ども被災者支援法基本方針 概要＞

| 子ども被災者支援法基本方針 概要 | |
|---|--|
| 議員立法(全会一致)により平成24年6月成立。平成25年10月基本方針策定、平成27年8月改定。 | |
| ポイント | |
| <ul style="list-style-type: none">○ 支援の対象地域については、法第8条に基づく「支援対象地域」に加え、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を設定し、きめ細かな被災者支援を実施。○ 当面、支援対象地域の縮小はせず、引き続き必要な施策を行っていくとともに、いずれの地域かにかかわらず、被災者が自ら居を定め、安心して自立した生活ができるよう、帰還や定住の支援に重点を置く。 | |
| ＜支援の対象地域＞ | |
| 支援対象地域 原発事故発生後、相当な線量が広がっていた福島県中通り・浜通り（避難指示区域等を除く）を法第8条に基づく「支援対象地域」とする。 | |
| 準支援対象地域 支援対象地域以外の地域に、支援対象地域より広い地域で支援を実施するため、施策ごとの趣旨目的に応じて「準支援対象地域」を定める。 | |
| ※ 線量が発災時と比べ大幅に低減し、避難指示区域以外の地域から新たに避難する状況にはないが、避難先での生活の定着化により、被災者が帰還又は他の地域への定住を新たに判断するためには、一定の期間を要することから、当面、支援対象地域の縮小はない。 | |
| ＜施策の基本的事項＞ | |
| 被災者が、いずれの地域かにかかわらず、自ら居を定め、安心して自立した生活ができるよう、法の趣旨に沿って、定住支援に重点を置きつつ、地方創生分野の取組など各施策も活用しながら、引き続き必要な施策を行う。 | |

※「準支援対象地域」は、施策ごとに設定



⑫避難指示区域等の住民の帰還意向

避難住民の早期帰還・定住に向けた環境整備、長期避難者の生活拠点の具体化等のための基礎情報収集を目的に、避難指示がなされた市町村を対象として、国、福島県、各市町村による住民意向調査を平成24年度から実施している。令和元年度に実施した当該調査では、双葉町、大熊町、富岡町、浪江町では、「戻らない」と回答した方の割合が5～6割となっている。

<参考：令和元年度住民意向調査「帰還意向」について>

| | 帰還意向（世帯構成比%） | | | |
|-------------------|--------------|------|----------|------|
| | 戻っている | 戻りたい | まだ判断つかない | 戻らない |
| 双葉町 (n=1,402) | — | 10.5 | 24.5 | 63.7 |
| 大熊町 (n=2,090) | 1.8 | 10.6 | 26.6 | 59.9 |
| 富岡町 (n=2,932) | 7.5 | 8.2 | 14.2 | 49.0 |
| 浪江町 (n=3,546) | 6.5 | 11.5 | 26.1 | 54.8 |
| 葛尾村 (n=292) | 28.4 | 19.5 | 18.2 | 31.8 |
| 南相馬市 (n=2,370) | 63.2 | 5.8 | 9.0 | 13.4 |
| 川俣町 (n=249) | 36.5 | 6.4 | 9.2 | 8.8 |

※ 復興庁、福島県、各市町村が共同で実施した「令和元年度原子力被災自治体における住民意向調査」による。

⑬既存ストックを活用したまちづくりの支援

避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域等の復興・再生のまちづくりを加速化させるため、原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家などの既存ストックの状況の把握及び有効かつ適切に活用する場合に必要な取組の支援策として、令和元年度から福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）を創設した。また、同年度、帰還環境整備推進法人が実施する特定の事業の用に供するために土地等の譲渡が行われた場合の課税の特例措置が講じられた。今後も空き地・空き家などの既存ストックの活用が進むよう、取組を継続していく。

⑭鳥獣被害対策の推進

東京電力福島第一原子力発電所の事故以降、放射線量の高い帰還困難区域は、原則立入禁止となっている。これらの区域内では、農業生産活動などの人為活動の停滞、狩猟者の他市町村への避難等により、狩猟や有害鳥獣捕獲

を行うことが難しい状況となっている。このため、イノシシなどの野生鳥獣の人里への出没が増加し、家屋に侵入するなどの被害が発生している。これらの鳥獣をこのまま放置すれば、住民の帰還準備や帰還後の生活、地域経済の再建に大きな支障が生じるおそれがある。

このため、国、福島県、市町村が連携して野生鳥獣の捕獲や侵入防止柵の設置などの対策を進めているほか、平成29年1月には、「避難12市町村鳥獣被害対策会議」が発足し、平成30年3月に「避難12市町村におけるイノシシ排除のための広域緊急戦略」を策定するなど、専門家の知見を活用し、広域で連携した鳥獣対策に取り組むとともに、被災12市町村におけるイノシシ対策の個別計画の改定を支援する等、現場の実情を把握し、関係省庁、福島県、市町村と連携しながら進めている。

⑯帰還困難区域の取扱い

帰還困難区域については、「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」との決意の下、放射線量を始め多くの課題があることも踏まえ、可能なところから着実かつ段階的に、政府一丸となって、帰還困難区域の一日も早い復興を目指して取り組んでいくこととする。このような方針を踏まえ、東京電力福島第一原子力発電所の事故から時が経過し、当該区域においても一部では放射線量が低下するとともに、福島県及び帰還困難区域をその区域に含む市町村（以下「特定避難指示区域市町村」という。）からの帰還困難区域の取扱いに関する意向等も踏まえて、同区域の復興及び再生に関する制度を平成29年5月の改正福島特措法に創設した。

具体的には、帰還困難区域のうち、5年を目途に、避難指示の解除により住民の帰還を目指す区域として「特定復興再生拠点区域」を当該市町村が設定し、当該区域の復興及び再生を推進するため、避難指示解除後の土地利用を想定した「特定復興再生拠点区域復興再生計画」に基づき、各事業主体が連携して、産業の復興及び再生、公共施設の整備、生活環境の整備、土壤等の除染などの措置、除去土壤の処理並びに廃棄物の処理を一体的かつ効率的に行い、集中的に整備に取り組むことによって、円滑かつ確実な帰還環境の整備を実現する。

また、特定避難指示区域市町村において、特定復興再生拠点区域外も含めた帰還困難区域全体の将来像等を内容とし、町民等の意見を踏まえた中長期的な構想が策定されているときは、当該構想を勘案して、特定避難指示区域市町村が、地域住民の交流の拠点となる施設の機能の回復及び保全その他の取組を行う場合は、国はそれらを支援するため必要な措置を講ずるものとす

る。

特定復興再生拠点区域については、平成 30 年 5 月までに、計画策定を進めていた全ての町村（双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯舘村、葛尾村）の計画を内閣総理大臣が認定し、帰還環境の整備を推進している。令和 2 年 3 月には JR 常磐線の全線開通にあわせて、双葉町、大熊町、富岡町の特定復興再生拠点区域の一部区域の避難指示を解除した。帰還困難区域を抱える自治体の状況は、それぞれ大きく異なることから、解除済区域や特定復興再生拠点区域への帰還・移住等に向けた課題について、個別かつきめ細かに町村と議論し、取組を推進する。

また、特定復興再生拠点区域外の帰還困難区域については、個別に各町村の課題、要望等を丁寧に伺いながら、避難指示解除に向けた方針の検討を進める。なお、地元自治体の強い意向がある場合に適用される、拠点区域外の土地活用に向けた避難指示解除の仕組みを検討した。

⑯ 「福島 12 市町村の将来像」の個別具体化・実現に向けた取組

福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会において、福島 12 市町村における希望の持てる将来像の検討を行い、平成 27 年 7 月、30~40 年後の姿を見据えた令和 2 年の課題と解決の方向を「福島 12 市町村の将来像に関する有識者検討会提言」として取りまとめた。

これを受け、復興庁と福島県が共同事務局となり、関係省庁、県、12 市町村等の参画のもと、提言の主要個別項目の具体化・実現に向けて進捗管理を行う、福島 12 市町村将来像提言フォローアップ会議を開催し、平成 28 年 5 月、「福島 12 市町村将来像実現ロードマップ 2020」を取りまとめ、有識者検討会に報告した。本ロードマップでは、提言の主要個別項目について、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期が決定するまで開催年とされていた令和 2 年までの工程を盛り込み、分野横断的かつ広域的な観点から取りまとめた。

また、平成 29 年 6 月、平成 30 年 5 月、令和元年 6 月、令和 2 年 6 月には、その後の進捗を踏まえてロードマップの改訂を行った。

関係省庁、県、市町村等が連携し、令和 2 年時点における提言の進捗状況を総点検した結果の他、これまでの復興の進捗や取組状況、復興・創生期間後の基本方針、令和 2 年 6 月の福島特措法の改正等を踏まえ、同有識者検討会において、令和 2 年度中に、将来像提言を見直すこととしている。

＜参考：令和 2 年 6 月改訂「福島 12 市町村将来像実現ロードマップ 2020」の 5 分野 22 項目＞

| | |
|----------------------------|--|
| (1) 産業・生業(なりわい)の再生・創出 | 1. 福島イノベーション・コースト構想の推進、2. 官民合同チームの取組等、3. 被災企業等への支援、4. 福島フードファンクラブ(FFF)等の取組 |
| (2) 住民生活に不可欠な健康・医療・介護 | 5. 二次医療体制の確保を含めた取組、6. ICT活用による地域医療ネットワークの構築、7. 地域包括ケアの実現に向けた取組 |
| (3) 未来を担う、地域を担うひとつくり | 8. 小中学校再開のための環境整備等、9. 魅力ある教育の推進、10. ふたば未来学園での先進教育の実施、11. 小高産業技術高校での先端技術教育の実施、12. 産業人材の育成 |
| (4) 広域インフラ整備・まちづくり・広域連携 | 13. 幹線道路の整備、14. JR常磐線の早期の全線開通、15. 復興拠点等の整備、16. 地域公共交通の構築に向けた取組、17. その他広域連携の取組 |
| (5) 観光振興、風評・風化対策、文化・スポーツ振興 | 18. 観光振興・交流人口の拡大、19. 風評・風化対策の強化、20. 文化芸術の振興、21. 東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業の推進、22. Jヴィレッジを中心とした取組 |

⑯ 移住・定住等の促進

東日本大震災の発災から9年以上が経過する中、原子力災害被災地域においては、住民帰還は徐々に進展しているものの、高齢者の割合が多く、若者や子育て世代などの帰還が進んでいない状況がみられる。また、避難指示解除に時間を要した地域では、5～6割の住民が「戻らない」との意向を示している。これらを踏まえれば、居住人口の増加や、まちの賑わいの再生を図るとともに、地方公共団体の行財政基盤の確保にも資するよう、福島の復興・再生を支える新たな活力を呼び込むための取組を進める必要がある。

このため、令和2年6月の福島特措法の改正により、現行の帰還環境整備交付金を帰還・移住等環境整備交付金に拡充し、交流人口・関係人口の拡大や魅力ある働く場づくりを含め、新たな住民の移住・定住の促進に資する事業を追加した。より効果的な移住促進策や、交流人口・関係人口拡大への支援策、海外企業・外資系企業・農業法人等の誘致推進策等について、地方公共団体と連携し、地域の魅力や創意工夫を最大限引き出しながら、思い切った施策の具体化に向けて検討を進める。

(5) 福島イノベーション・コースト構想を軸とした産業発展

①福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた取組

福島イノベーション・コースト構想については、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時に、世界中の人々が、浜通りの力強い再生の姿に瞠目する地域再生を目指して検討が始まり、特に震災及び原子力災害によって失われた浜通り地域等の産業・雇用を回復するため、当該地域の新たな産業基盤の構築を目指して、平成26年6月に、福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想研究会において取りまとめられた。

福島イノベーション・コースト構想の実現に向けて、廃炉研究開発、ロボット研究・実証、情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）等の拠点整備や、環境・リサイクル分野、水素や再生可能エネルギーなどのエネルギー分野、農林水産分野に係るプロジェクトの具体化、産業集積、人材育成、生活環境整備等に取り組んでいる。主な動きとして、令和2年3月末に、浪江町において、世界最大級の再生可能エネルギー由来の水素製造実証施設「福島水素エネルギー研究フィールド」が開所した。また同月末に、南相馬市及び浪江町において、「福島ロボットテストフィールド」が全面開所した。さらに環境・リサイクル分野でも、大熊町において不燃性廃棄物の再資源化施設が令和2年10月に竣工した。また、地元事業者の参画を進めるため、官民合同チームとも連携しながら、新たな企業が当該地域に求める技術ニーズと地元事業者の技術シーズ等のマッチングを後押しするなど、両者のビジネス機会の創出に向けた支援に取り組んでいる。

平成28年12月20日に閣議決定した「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」において、福島イノベーション・コースト構想の実現に向けた多岐にわたる課題を政府全体で解決していくため、福島特措法に基づく計画に同構想に係る取組を位置付け、関係省庁による具体的な連携体制の構築等を進める閣僚級の会議体の創設や、関係省庁、県等が参画して同構想の推進に関する基本的な方針を共有していく場としての協議会を創設することが示された。

これを踏まえ、福島特措法の平成29年改正において、福島イノベーション・コースト構想を位置付けるとともに、平成29年7月に開催した第1回福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議において、「福島イノベーション・コースト構想の今後の方向性」を決定した。また、同年11月には、原子力災害からの福島復興再生協議会の下に設置した福島イノベーション・コースト構想推進分科会の初回会合を開催、平成30年12月3日には第二回

分科会を開催し、構想実現に向けた取組状況の確認等を行った。さらに、福島特措法の平成29年改正に基づき福島県が策定した重点推進計画について、平成30年4月25日に内閣総理大臣の認定を行うとともに、同日に開催した第2回福島イノベーション・コースト構想関係閣僚会議において、「福島イノベーション・コースト構想の今後の方向性」を一部改正した。

浜通り地域等に新たな産業基盤の構築を目指す福島イノベーション・コースト構想の更なる具体化を軸に、中長期的かつ広域的な観点から地域が目指す自立的・持続的な産業発展の姿と、その実現に向けた国、県、市町村、関係機関が進める取組の方向性を示す「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」について、原子力災害からの福島復興再生協議会等での検討を重ね、復興庁・経済産業省・福島県において、令和元年12月9日に策定・公表した。同月20日に閣議決定された復興・創生期間後の基本方針において、同構想について、この産業発展の青写真に基づき取組を進めることとした。さらに、同青写真の内容を反映し、福島県による重点推進計画の変更申請について、令和2年5月1日に内閣総理大臣により認定を行った。福島県は、平成29年7月に、福島イノベーション・コースト構想を推進する中核的な組織として、福島イノベーション・コースト構想推進機構を設立した。同機構は、平成30年4月より体制を順次強化しており、平成31年1月には、公益財団法人の認定を受けている。

令和2年6月12日に改正された福島特措法では、福島イノベーション・コースト構想の推進に係る課税の特例、福島イノベーション・コースト構想推進機構への国職員の派遣に関する制度整備、ドローン等の実証実験に取り組む事業者に対する相談・援助といった、福島イノベーション・コースト構想の推進を軸とした産業集積の促進に関する規定が設けられた。

このように、福島イノベーション・コースト構想の推進に取り組んでいる。

②国際教育研究拠点の構築

福島イノベーション・コースト構想については、全体として各施設間の連携や人材育成体制が不十分である等の課題がある。これらの課題を踏まえ、福島の浜通り地域等の復興・創生（定住人口の拡大等）、分野横断的な研究・产学官連携による魅力ある新産業の創出、持続性のある人材育成、福島復興研究の集積・世界への発信等を推進し、同構想の具現化を図る必要がある。

このため、令和2年6月に、「福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議」が、产学研連携や人材育成等の観点から縦割りを排した司令塔となる国内外の人材が結集する国主導の国際教育研究拠点の構築について、最終取りまとめを行った。具体的には、i) 研究分野については、「新産

業創出関係分野（ロボット、農林水産業、エネルギー）」と「原発事故対応・環境回復関係分野（廃炉・廃炉技術応用、放射線安全・健康、リスクコミュニケーション）」とすること、ii) 組織形態等については、原子力災害復興を目的とし、多様な研究産業分野を対象とした総合性のある国立研究開発法人とすることが望ましいが、適切な組織形態等について、政府において、今後更に議論する必要があること、iii) 人材育成については、多数の大学と連携し連携大学院方式等による大学院生等への教育を行うとともに、地元の中高校生等も含めシームレスな形の人材育成に取り組むこと、等の提言が復興庁に対してなされた。

今後、政府においては、復興庁が中心となって、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省等の関係省庁と連携し、関係地方公共団体や産業界、教育・研究機関等の意見を聞きつつ、国際教育研究拠点と既存拠点等との連携・役割分担の在り方や、生活環境・まちづくりも含めて国際教育研究拠点に関する検討を行い、令和2年内を目途に成案を得る⁸。

③福島新エネ社会構想の実現に向けた取組

福島全県を未来の新エネ社会を先取りするモデル創出拠点とすることを目指し、平成28年9月に「福島新エネ社会構想」を策定した。本構想の第1フェーズ（～令和2年度）では、「再生可能エネルギーの導入拡大」、「水素社会実現に向けたモデル構築」、「スマートコミュニティの構築」を柱としている。

「再生可能エネルギーの導入拡大」に向けて、送電線増強に取り組んでいる。増強予定の総延長約80kmのうち一部区間の工事が完了し、令和2年1月より送電事業が開始された。引き続き、阿武隈山地ルートにおける送電線の敷設を完了させ、新設される風力発電所等との接続を進めるべく、順次整備を進めている。

「水素社会のモデル構築」に向けて、令和2年3月に浪江町において、世界最大級となる1万kWの水電解装置により再生可能エネルギーから水素を製造する「福島水素エネルギー研究フィールド」が開所した。現在、本実証施設において水素製造の技術実証を実施している。

「スマートコミュニティの構築」に向けて、相馬市、新地町、楢葉町、浪江町、葛尾村の5市町村で取組を実施。相馬市、新地町、楢葉町については既に構築が完了している。また、浪江町、葛尾村については、既に2町村とも「スマートコミュニティの構築」のマスター・プラン作りを完了しており、

⁸ 政府における検討に際しては、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任や行政のスリム化・効率化を推進する視点を踏まえるものとする。

現在、本マスタープランに基づいて、「スマートコミュニティの構築」を進めている。

令和2年5月に福島新エネ社会構想実現会議を開催し、福島新エネ社会構想に盛り込まれた取組のフォローアップを行うとともに、構想の第2フェーズ（令和3～12年度）以降に取り組むべき内容の方向性を示した。現在、本構想の改定に向けた議論を進めている。

④「福島再生・未来志向プロジェクト」

環境省は平成30年8月、除染や中間貯蔵、汚染廃棄物の処理といった環境再生の取組に加え、復興の新たなステージに向けた取組として、脱炭素・資源循環・自然共生という環境の視点から地域の強みを創造・再発見する「福島再生・未来志向プロジェクト」を発足させ、福島の復興に向け取組を行っている。

「福島再生・未来志向プロジェクト」は、福島県浜通りの廃棄物リサイクル産業創生への支援、国立・国定公園の魅力向上等「ふくしまグリーン復興」への支援、復興まちづくりと脱炭素化の両立に向けた脱炭素まちづくりへの支援、放射線健康不安に対するリスクコミュニケーションや地域の魅力の発信等地域活性化の支援を行っている。

帰還困難区域の廃棄物処理及び産業創生を推進すべく、官民連携による不燃物リサイクル事業を採択し、令和2年10月に大熊町において不燃性廃棄物の再資源化施設が竣工した。今後、本施設を中心に、新たな産業の集積が図られることが期待される。また、特定復興再生拠点区域等を対象とする、「脱炭素・資源循環『まち・暮らし創生』FS※事業」を行っており、令和2年度は水素サプライチェーン構築、波力発電装置の設置の検討、高効率な次世代の農業モデル構築等FSを行っている。

平成31年4月には、自然公園等の自然資源の活用による復興を目的とした「ふくしまグリーン復興構想」を策定し、引き続き取組を推進していく。

令和2年8月には福島県と「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」を締結し、福島県と環境省が更なる連携の下、未来志向の環境施策の推進に向けて取組を進めることとした。

※FS：実現可能性調査（フィージビリティースタディー）

（6）事業者・農林漁業者の再建

①事業者の事業・生業の再建に向けた取組

避難指示等の対象となった12市町村の置かれた厳しい事業環境に鑑み、12市町村の事業者等の自立に向けて、事業・生業の再建を図ることが重要で

ある。

平成 27 年 8 月に国、福島県、民間の構成により創設された官民合同チームは、被災 12 市町村の事業者を個別に訪問し、事業再開等に関する要望や意向を伺うとともに、その結果を踏まえ、専門家派遣による事業計画策定などの経営コンサルティング、設備投資、人材確保、販路開拓支援等を実施している（令和 2 年 9 月末までに、約 5,400 の事業者を個別訪問。）。また、平成 29 年 9 月からは、分野横断・広域的な観点から、商業施設やまちづくり会社の創設・運営など、12 市町村へのまちづくりの専門家支援を進めている。

さらに、地域経済に新たな波及効果をもたらすために、官民合同チームでは域外からの創業希望者の呼び込みにも取り組んでいたところ、平成 31 年 4 月からはコンサルティング支援の対象に域外から創業等に取り組む者を追加している。今後とも、被災地域の事業・生業の再建に向けて、官民合同チームの取組等を通じて、個々の実情を踏まえたきめ細かな対応を粘り強く続けていく。

②企業立地支援による雇用創出、産業集積等

東日本大震災で特に大きな被害を受けた津波浸水地域及び原子力災害被災地域の産業復興を加速させるため、被災地域における雇用創出及び産業集積を図っている。

平成 28 年度より自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金を創設し、福島県の避難指示区域等を対象に、被災者の働く場を確保し、自立・帰還を加速させるため、工場等の新增設を行う企業等を支援している。

<参考：各企業立地補助金の執行状況（令和 2 年 9 月末時点）（再掲）>

| 補助金名 | 対象地域 | 交付決定件数 (交付決定額) |
|-------------------------|---|-----------------------|
| ふくしま産業復興企業立地支援事業 | 福島県全域（避難指示区域等を除く。） | 485 件 (約 1,889 億円) |
| 原子力災害周辺地域産業復興企業立地補助金 | 宮城県、栃木県、茨城県 | 75 件 (約 125 億円) |
| 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金 | 津波浸水地域（青森県、岩手県、宮城県、茨城県）及び福島県全域（避難指示区域等を除く。） | 481 件 (約 1,780 億円) |

| | | |
|--------------------|--------------------|--------------------|
| 自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金 | 福島県 12 市町村の避難指示区域等 | 71 件 (約 464 億円) |
|--------------------|--------------------|--------------------|

③営農再開に向けた取組

福島県において速やかに営農再開ができるように、地域農業の将来像の策定、農業関連インフラの復旧、除染後農地の保全管理、作付実証、放射性物質の吸収抑制対策、ため池等の放射性物質対策等の支援を行っている。

また、平成 29 年 4 月から、官民合同チーム「営農再開グループ」に担当課を設けて、農業者訪問担当員を拡充し、平成 28 年に実施した農業者の個別訪問活動の対象を拡大して、要望調査や支援策の説明等を実施している（令和 2 年 9 月までに、約 2,000 名の農業者を訪問。）。

これらの取組により、田村市、南相馬市、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村、飯舘村及び川俣町（旧山木屋村）の約 3,800ha において、令和元年産米の作付が再開、伊達地方の特産品「あんぽ柿」の出荷量が震災前の約 7 割まで回復、川俣町や飯舘村におけるトルコギキョウ生産の回復に加え、浪江町のトルコギキョウ、川俣町のアンスリウムなどの新しい花き産地の形成が進行、復興牧場が設立され酪農が再開するなど、農業の復興に取り組んでいるところ。しかしながら、原子力被災 12 市町村の農地については、営農再開した面積は約 32% にとどまっており、営農再開の加速化が重要な課題となっている。このため、農業関連インフラの整備、除染後の農地等の保全管理、作付実証、農業用機械・施設等の導入、経営の大規模化等を促進している。また、新たな担い手への農地の利用集積の促進、地元の担い手に加え外部からの参入も含めた農地の利用集積や 6 次産業化施設の整備を促進する特例が令和 2 年 6 月の福島特措法の改正により設けられた。福島県、農業者団体と被災 12 市町村への参入希望のある実需者等との意見交換を踏まえ、市町村域を越えた広域的な高付加価値産地構想を取りまとめ、令和 2 年 7 月に公表した。人的支援の強化の観点からは、令和 2 年 4 月から被災 12 市町村全てに計 14 名の農林水産省職員を派遣するとともに、サポートチームを富岡町に設置して支援に当たっている。

④森林・林業の再生のための取組

森林については、平成 28 年 3 月に復興庁・農林水産省・環境省の 3 省庁が取りまとめた「福島の森林・林業の再生に向けた総合的な取組」に基づき、住居等の近隣の森林や、森林内の人人が日常的に立ち入る場所等における除染を進めてきた。また、除染後の事後モニタリングを実施していく中で、森林からの放射性物質の流出による再汚染が確認された場合には、放射性物質の

流出防止対策を実施することとしている。さらに、下層植生の繁茂を促し土壤流出を抑制する効果のある間伐などの森林整備とその実施に必要な放射性物質対策を実施する事業や、林業再生に向けた実証事業などの取組を進めることとしている。

また、この総合的な取組の主要施策である里山再生モデル事業については、現在までに計 14 地区をモデル地区として選定し、事業に取り組んできたところ、令和 2 年 1 月に同事業の成果等を踏まえ、中間取りまとめを行った。中間取りまとめでは、令和 2 年度以降も「里山再生事業」として里山の再生に向けた取組を継続することとした。

さらに、きのこ栽培用の生産資材の導入等の支援やしいたけ原木林の再生に向けた実証事業を実施するなど、特用林産物の生産の再開・継続のための取組を進めている。

加えて、福島県における木材の需要拡大と安定供給の確保に向けて、木材への放射性物質の影響に関する調査に引き続き取り組むとともに、安全性の確認された木材・木材製品の流通を確保するため、木材製品等の効率的な放射線量の測定・検査手法の検討、検査体制の構築を支援している。さらに、製材工場等で発生している樹皮（バーク）の処理や、バークの有効利用に係る実証への支援を行っている。

平成 30 年時点で、福島県における林業産出額は震災発生前の 80%（平成 23 年：70%）の水準である。また、特用林産物については、令和 2 年 9 月末時点での福島県を含めて 22 品目 13 県 193 市町村において出荷が制限され、令和元年の福島県のしいたけの生産量は震災発生前の 74%（平成 23 年：50%）の水準である。こうしたことから、放射性物質対策と一体となった間伐などの森林整備やきのこを始め特用林産物の産地再生が重要な課題となっている。

⑤漁業の本格的な操業再開に向けた支援

福島県における漁業の本格的な操業再開に向け、がれきの撤去・処理への支援、放射性物質濃度の測定調査、漁業者や養殖業者の経営の合理化や再建の支援を実施しており、復旧の希望がある漁船（復旧希望の可能性のある漁船を含む。）については、94%が復旧している。一方、震災前と比べて水揚金額は 44%、水揚量は 38%の水準となっており、また、試験操業が続いている沿岸漁業及び沖合底びき網漁業の水揚量は 14%の水準にとどまっている。また、水産加工業についても売上げが震災前の 8 割以上に回復している事業者の割合は 28%となっている。このため、引き続き本格的な操業再開による水揚量の増加や水産加工業の販路の回復が重要な課題となっている。

(7) 風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

①風評の払拭に向けた取組

「風評払拭・リスクコミュニケーション強化戦略」に基づき、「知つてもらう」、「食べてもらう」、「来てもらう」の3つの観点から、関係省庁が一体となって、効果的な情報発信に取り組んでいる。

令和元年11月開催の「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、戦略に基づく各省庁の取組のフォローアップを行うとともに、積極的な情報発信に向けて、復興大臣から海外及び国内に向けた取組の強化を指示した。また、復興庁の当面の重点的取組として「風評払拭イニシアティブ for2020」を発表した。

今後も現場主義を徹底し、被災地の現状とニーズを把握しながら、復興庁の司令塔機能を發揮し、関係省庁の有効な施策を総動員し、政府一体となって風評被害対策を強力に推進する。

②被災児童生徒へのいじめ防止に向けた取組

被災児童生徒へのいじめに関して、文部科学省は、平成29年3月に、「いじめの防止等のための基本的な方針」を改定し、被災児童生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組むことを明記し、学校現場に対して対応の強化を求めた。また、同年4月に、被災児童生徒へのいじめの防止について、全国の児童生徒、保護者・地域住民、教育委員会等の職員・学校の教職員に向けて、文部科学大臣からメッセージを発表した。

さらに、偏見や差別に基づくいじめを防止することが重要であることから、福島県教育委員会作成の東日本大震災の経験を踏まえた道徳教材の積極的な活用を促進するとともに、放射線についての科学的な知識を児童生徒に教えていくことも重要であることから、放射線副読本等の活用を含め、放射線に関する教育を充実するよう、全国の学校に促した。

加えて、平成29年5月には福島特措法に、被災児童生徒へのいじめ防止対策を追加した。

③福島県の農林水産品のブランド力向上と販路拡大・開拓

福島県の農林水産業の再生に向けて、生産から流通・販売に至るまで風評の払拭を総合的に支援している。具体的には、生産者の第三者認証GAP等の取得、水産エコラベルの取得、オンラインストア等を活用した新たな販路開

拓、商談機会の拡大、大手量販店への販売棚設置等を支援している。

④福島県産農産物等の流通の実態調査等

福島特措法に基づき福島県産農産物等流通実態調査を実施し、福島県産品の価格は回復傾向にあるものの、依然として震災前の水準まで回復していない品目があることや、福島県産農産物等の取扱姿勢は流通段階ごとに認識の齟齬があり、仲卸業者等の納入業者は小売業者等の納入先の取扱姿勢を実際以上にネガティブに認識しているが、前回調査と比べてやや改善傾向にあること等が明らかになった。福島県産農産物等が適正な評価を受けて取り扱われるよう、調査結果に基づき、流通事業者に対しては、「認識の齟齬」を解消するよう、納入先の取扱いの意向を確認すること等の指導等を行った。

⑤教育旅行を含めた観光復興

観光については、福島県における教育旅行の人泊数・校数とも震災前の水準を下回る（福島県教育旅行入込調査報告書）等の状況を踏まえ、2（4）のとおり、観光関連復興予算を活用し、観光復興の取組を強化している。

⑥輸入規制撤廃に向けた取組

日本産農林水産物・食品に輸入規制を行っている国・地域に対して、政府一丸となって緩和・撤廃に向けた働きかけを行ってきた結果、規制を講じていた54か国・地域のうち36か国・地域が規制を撤廃し、16か国・地域が規制を緩和した。韓国の輸入規制措置について、平成31年4月に世界貿易機関（以下「WTO」という。）上級委員会が、WTO協定に非整合的であるとした第一審判断を取り消したことを受け、令和元年5月に、規制措置を維持する国・地域での更なる緩和又は撤廃を目指すことを盛り込んだ「WTO上級委報告書の結果を踏まえた対応方向について」を公表した。

⑦除染の十分な実施と放射線に係る住民等の健康管理

上述のとおり、計画に基づく面的除染については、平成30年3月末までに帰還困難区域を除き8県100市町村の全てで完了した。

放射線に係る住民の健康管理については、引き続き、福島県が実施する「県民健康調査」について、財政的・技術的な支援を行うとともに、「県民健康調査」に携わる人材の育成を支援している。

また、原発の緊急・復旧作業に従事した作業員等の健康影響に関する追跡

調査を行った。

4 復興の姿と震災の記憶・教訓

(1) 復興の姿の国内外への発信

復興の進捗や被災地の状況について、隨時分かりやすく情報を発信し、国内外において風評を払拭することが重要である。

そのため、各種メディア等の活用に加え、引き続き、公式 Facebook 及び Twitter において、復興庁の活動や被災地の復興状況に関する情報を SNS で発信するとともに、動画などによる情報発信を行った。

また、復興の姿を分かりやすく紹介した、スマートフォンで読めるマンガ（「きっかけは、すぐそばに」「コミュニティカーシェアリングを拡げよう」）の配信を行った。

さらに、外国における理解促進のため、令和元年 11 月に中国・香港メディアによる被災地取材を実施したのに加え、ネット有名人やジャーナリストによるネット上の情報発信を行ったほか、海外テレビ番組を制作して、アジア向けに放送した。

(2) 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、ラグビーワールドカップ 2019 に向けた取組

政府は、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を「復興五輪」とし、被災地と連携しながら、復興の後押しとするべく、世界各国から寄せられた支援に対する感謝を伝えるとともに、国の総力を挙げて力強く復興に向かいつつある我が国の姿を世界に向けて発信することとしている。

同競技大会は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大に伴い、令和 2 年 3 月、東京オリンピックを令和 3 年 7 月 23 日から 8 月 8 日まで、東京パラリンピックを同年 8 月 24 日から 9 月 5 日までに延期することが決定されたが、「復興五輪」としての位置付けに変わりはなく、引き続き復興の情報発信に取り組んでいる。

「復興五輪」の推進に向けては、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）によって設置された被災地復興支援連絡協議会において、3 県や関係団体と協議を行うほか、平成 30 年 9 月に復興五輪連絡調整会議（議長は復興副大臣）を設け、3 県との情報共有を図っている。

被災地での競技開催も予定していた東京オリンピックにおける競技の実施については、令和 2 年 7 月に、延期決定前と同一の日程を維持すること

が決定されたほか、福島県営あづま球場でのソフトボールの試合から開幕することが発表された。

令和2年3月には、聖火が特別輸送機で宮城県の松島基地に到着し、3県において、「復興の火」として展示が行われるとともに、同年4月にはJヴィレッジにおいても展示された。

大会施設や選手村における被災地産の資材及び食材の活用についても関係各所に働きかけを行ってきたところである。平成30年1月には、日本スポーツ振興センターが、国立競技場のエントランスゲートの軒に3県の木材を活用することを公表した。また、食材については、平成29年3月には、組織委員会が持続可能性に配慮した調達コードを策定し、調達の際の被災地の復興への配慮について明記されたほか、GAP(農業生産工程管理)などの認証を取得した農産物を利用する方針が示された。平成30年3月には、組織委員会が「飲食提供に係る基本戦略」を策定し、「飲食を通じた復興支援」として、被災地産食材を活用したメニューを提供する方針が盛り込まれた。

このほか、政府の推進する「ホストタウン」において、これまで支援を受けた海外の国・地域に復興した姿を見せつつ、地域住民との交流を行う「復興ありがとうホストタウン」を平成29年9月に新設し、その後も登録を拡大（令和2年9月末現在31件・32自治体）しつつ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた交流を支援している。

加えて、平成29年12月には第5回IOC調整委員会公式夕食会を、平成30年9月には第1回ワールド・プレス・ブリーフィング・レセプションを、同年11月にはANOC総会レセプションを、令和元年10月には第2回ワールド・プレス・ブリーフィング・レセプションを開催し、3県の復興の状況や食材等のPRを実施したほか、令和2年9月にリニューアルした復興庁ホームページの「復興五輪ポータルサイト」を通じ、復興情報、被災地における大会に関連するイベント・事前キャンプ等の情報を発信している。

また、ラグビーワールドカップ2019については、岩手県釜石市が開催都市の一つに決定し、同地での開催に向け、岩手県及び釜石市によって平成29年4月に設立されたラグビーワールドカップ2019釜石開催実行委員会に復興庁が参画しており、令和元年9月にフィジー対ウルグアイ戦が行われた（同年10月に同地で開催予定であったナミビア対カナダ戦は、台風19号の影響により中止された。）。

さらに、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会及びラグビーワールドカップ2019に向けて、在京大使館関係者向けの3県視察ツー

を令和元年に実施したほか、復興大臣等が在京大使館を訪問し、関係者と意見交換するなどして、復興情報等の海外発信に資する「復興五輪」海外発信プロジェクトを開始した。

（3）震災の記憶と教訓の後世への継承

①国営追悼・祈念施設、復興祈念公園

東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂や、震災の記憶と教訓の後世への伝承とともに、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、国と地方が連携して、地方公共団体が整備する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる国営追悼・祈念施設の整備を進めている。

岩手県陸前高田市、宮城県石巻市に設置する国営追悼・祈念施設について、平成26年10月31日の閣議決定を踏まえ、平成27年度に事業に着手した。平成29年3月に起工式を執り行い、令和2年度末を目指して整備を進めたり、岩手県の国営追悼・祈念施設については、令和元年9月に一部利用開始した。両県の復興祈念公園内では、震災・津波の記憶や教訓等の国内外への伝承・発信を目的に、防災教育の更なる充実にも資する展示施設等の整備が進められている。

福島県浪江町に設置する国営追悼・祈念施設については、平成29年9月1日の閣議決定を踏まえ、平成30年度に事業着手した。平成30年7月に基づ本計画を策定し、令和2年度中の一部利用に向け整備を進めている。

②復興全般にわたる取組の集約・総括

「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ（ひなぎく）」との連携、国及び地方公共団体等による震災・復興記録の収集・整理・保存等を通じて、復興全般にわたる取組の集約が進められている。また、被災の実情や教訓を伝承するための施設・遺構等の情報について、「3.11 伝承ロード※」の取組の一環として分類整理・ネットワーク化が図られている。

※「3.11 伝承ロード」：東日本大震災の教訓を学ぶため、震災伝承施設のネットワークを活用して、防災に関する様々な取組や事業を行う活動

(参考) 3県の主な追悼施設・震災遺構等

3.11
DE/SHO
ROAD

| | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------------|---|------------------|----------------------------------|--|----------------|---------------|--------------|------------|-------------|-------------------------------------|----------------|-------------------------------|--|
| 岩手県 <ul style="list-style-type: none"> ①津波遺構たろう観光ホテル ②たろう潮里ステーション ③宮古市市民交流センター 防災プラザ ④田老防潮堤 ⑤震災メモリアルパーク中の浜 ⑥大船渡市立博物館 ⑦地下水族科学館 もぐらんぴあ ⑧3.11東日本大震災遠野市後方支援資料館 ⑨釜石祈りのパーク ⑩いのちをつなぐ未来館 ⑪大槌町文化交流センター おしゃっち ⑫震災遺構明戸海岸防潮堤 | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">⑬島崎ふれあい公園</td> <td style="width: 33%;">⑭福賀ふれあい公園</td> </tr> <tr> <td>⑮東日本大震災津波伝承館 (愛称：いわて TSUNAMI メモリアル)</td> <td>⑯高田松原国営追悼・祈念施設</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>津波遺構たろう観光 ホテル</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>釜石祈りのパーク</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>東日本大震災津波伝承館 (いわて TSUNAMI メモリアル)</p> </div> </div> | ⑬島崎ふれあい公園 | ⑭福賀ふれあい公園 | ⑮東日本大震災津波伝承館 (愛称：いわて TSUNAMI メモリアル) | ⑯高田松原国営追悼・祈念施設 | | | | | | | | |
| ⑬島崎ふれあい公園 | ⑭福賀ふれあい公園 | | | | | | | | | | | | | |
| ⑮東日本大震災津波伝承館 (愛称：いわて TSUNAMI メモリアル) | ⑯高田松原国営追悼・祈念施設 | | | | | | | | | | | | | |
| 宮城県 <ul style="list-style-type: none"> ⑬東日本大震災 学習・資料室 ⑭せんたい3.11メモリアル交流館 ⑮震災遺構 仙台市立荒浜小学校 ⑯石巻ニューゼ ⑰震災伝承スペースつなぐ館 ⑱東日本大震災メモリアル南浜 つなぐ館 ⑲唐桑半島ビジターセンター・津波体験館 ⑳リアス・アーク美術館「東日本大震災の記録と津波の災害史」常設展示 ㉑気仙沼市 東日本大震災遺構・伝承館 | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">㉒津波復興祈念資料館 開上の記憶</td> <td style="width: 33%;">㉓岩沼市 千年希望の丘交流センター</td> <td style="width: 33%;">㉔東松島市 東日本大震災復興祈念公園</td> </tr> <tr> <td>㉕高野会館</td> <td>㉖名取市震災メモリアル公園</td> <td>㉗塩竈市津波防災センター</td> </tr> <tr> <td>㉘石田沢防災センター</td> <td>㉙NHK仙台拠点放送局</td> <td>㉚山元町が災拠点・山下地域交流センター (1階防災情報コーナー)</td> </tr> <tr> <td>㉛山元町震災遺構 中浜小学校</td> <td>㉜中浜小学校震災モニュメント「3月11 日の日時計」</td> <td></td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>津波復興祈念資料館 開上の記憶</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>岩沼市 千年希望の丘交流センター</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>東松島市 東日本大震災復興祈念公園</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>高野会館</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>名取市震災メモリアル公園</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>塩竈市津波防災センター</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>石田沢防災センター</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>NHK仙台拠点放送局</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>山元町が災拠点・山下地域交流センター (1階防災情報コーナー)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>山元町震災遺構 中浜小学校</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>中浜小学校震災モニュメント「3月11 日の日時計」</p> </div> </div> | ㉒津波復興祈念資料館 開上の記憶 | ㉓岩沼市 千年希望の丘交流センター | ㉔東松島市 東日本大震災復興祈念公園 | ㉕高野会館 | ㉖名取市震災メモリアル公園 | ㉗塩竈市津波防災センター | ㉘石田沢防災センター | ㉙NHK仙台拠点放送局 | ㉚山元町が災拠点・山下地域交流センター (1階防災情報コーナー) | ㉛山元町震災遺構 中浜小学校 | ㉜中浜小学校震災モニュメント「3月11 日の日時計」 | |
| ㉒津波復興祈念資料館 開上の記憶 | ㉓岩沼市 千年希望の丘交流センター | ㉔東松島市 東日本大震災復興祈念公園 | | | | | | | | | | | | |
| ㉕高野会館 | ㉖名取市震災メモリアル公園 | ㉗塩竈市津波防災センター | | | | | | | | | | | | |
| ㉘石田沢防災センター | ㉙NHK仙台拠点放送局 | ㉚山元町が災拠点・山下地域交流センター (1階防災情報コーナー) | | | | | | | | | | | | |
| ㉛山元町震災遺構 中浜小学校 | ㉜中浜小学校震災モニュメント「3月11 日の日時計」 | | | | | | | | | | | | | |
| 福島県 <ul style="list-style-type: none"> ㉖アクアマリンふくしま ㉗いわき市ライブいわきミュウじあむ 「3.11い わきの東日本大震災展」 ㉘いわき市地図防災交流センター久之浜・大 久ふれあい館 ㉙相馬市伝承鎮誠祈念館 ㉚福島県震災創造センター交流棟「コミュタン 福島」 ㉛城山公園 ㉜みんなの交流館 ならはCANVAS ㉝いわき震災伝承みらい館 ㉞東日本大震災・原子力災害伝承館 | | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">㉟アクアマリン ふくしま</td> <td style="width: 33%;">㉟福島県環境創造 センター交流棟 「コミュタン福島」</td> <td style="width: 33%;">㉟東日本大震災・原子力災害伝承館</td> </tr> </table> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;"> <p>アクアマリン ふくしま</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>福島県環境創造 センター交流棟 「コミュタン福島」</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>東日本大震災・原子力災害伝承館</p> </div> </div> | ㉟アクアマリン ふくしま | ㉟福島県環境創造 センター交流棟 「コミュタン福島」 | ㉟東日本大震災・原子力災害伝承館 | | | | | | | | | |
| ㉟アクアマリン ふくしま | ㉟福島県環境創造 センター交流棟 「コミュタン福島」 | ㉟東日本大震災・原子力災害伝承館 | | | | | | | | | | | | |

※「震災伝承施設【第3分類】」(<http://www.thr.mlit.go.jp/sinsaidensyou/sisetsu/index.html>)」

(震災伝承ネットワーク協議会事務局(国土交通省東北地方整備局企画部企画課))を基に作成。

なお、第3分類とは、災害の実情や教訓等と認められるもので、来訪者が訪問しやすく、かつ、来訪者の理解しやすさに配慮している施設を指す。

③防災教育の更なる充実

東日本大震災では、児童生徒等及び教職員の死者、行方不明者が600名を超えるなど甚大な被害が発生した。その一方で、防災教育の成果をいかして、児童生徒等が率先して避難した事例が見られ、防災教育の重要性が改めて認識された。

文部科学省では、各学校が地震・津波等から児童生徒等を守るための危機管理マニュアルを作成する際の参考となるような共通する留意事項を取りまとめた「学校防災マニュアル（地震・津波）作成の手引き」（平成24年3月作成）や「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月作成）、防災教育を系統的、体系的に整理した教職員向けの指導用参考資料「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月作成）を配布している。

さらに、「第2次学校安全の推進に関する計画」を平成29年3月24日に閣議決定するとともに、新学習指導要領において防災を含む安全教育に係る記述を充実させており、これらを踏まえ、引き続き学校防災に関する取組を推進している。

5 各種制度、予算・決算

(1) 復興関係制度の活用状況

①復興特区の活用状況

地域の創意工夫をいかした復興を推進するための新たな枠組みとして、平成23年12月に、規制・手続などの特例措置、税・財政・金融上の支援措置をワンストップで講ずる復興特区制度や、復興に必要な各種施策を展開できる自由度の高い復興交付金を創設する東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)が成立した。

また、平成26年4月に、復興整備事業の円滑化・迅速化に寄与することを目的に、土地収用の更なる迅速化を内容とする、東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律(平成26年法律第32号)が成立した。

さらに、平成31年3月8日には、「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」が変更され、復興・創生期間の被災地におけるまちづくりや産業・生業の再生などの取組を一層促進するため、令和元年度から復興特区税制の拡充を図ることや、引き続き、復興特区制度に基づく規制、税財制及び金融における特例措置が活用されるよう支援する旨が記載された。

令和元年12月に、復興・創生期間後の基本方針が定められ、規制の特例等の対象地域、復興特区税制の対象地域は、復興状況等を踏まえ、重点化することとされた。令和2年6月に、復興・創生期間後の基本方針を踏まえて立案された復興庁設置法等の一部を改正する法律が成立し、東日本大震災復興特別区域法も改正された。

当該法改正を受け、令和3年度からの第2期復興・創生期間における対象地域は、令和2年10月に定められた。

なお、令和2年7月末時点で、復興推進計画については、規制・手続などの特例措置を内容とするものが41件、税制上の特例措置等を内容とするものが30件、金融上の支援措置を内容とするものが217件認定されている(重複あり)。

また、土地利用再編のための特例措置等を講ずる復興整備計画については、岩手県内の12市町村、宮城県内の14市町、福島県内の13市町村において公表されている。

<参考：復興推進計画の認定状況>（令和元年10月1日～令和2年9月30日）

| | 認定日 | 申請主体 | 計画の概要 | 計画の効果 |
|----|---------------------------|---------------|---------------------------|--|
| 岩手 | R2.2.4 変更認定 | 岩手県 | 医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 | 医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所の整備が促進される。 |
| | R2.3.24 変更認定 | 岩手県 | 応急仮設建築物の存続期間の延長に関する特例 | 公共施設、店舗・工場等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安全的な供給を行う。 |
| | R2.3.24 変更認定 | 岩手県 | 公営住宅の入居者要件等の特例 | 公営住宅の入居者要件の緩和により、被災者の住宅確保を推進する。 |
| 宮城 | R2.1.24 変更認定 | 宮城県 | 医療機関に対する医療従事者の配置基準の特例 | 医師等が少ない現状でも必要な医療・福祉サービスの提供が可能となり、訪問リハビリ事業所の整備が促進される。 |
| | R2.3.24 変更認定 | 石巻市 | 応急仮設建築物の存続期間の延長に関する特例 | 公共施設、店舗等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安全的な供給を行う。 |
| | R1.11.1 | 亘理町 | 金融上の特例（利子補給金の支給） | 先端セラミック開発製品の製造工場の増設が促進される。 |
| | R2.1.31 | 山元町 | 金融上の特例（利子補給金の支給） | 金属加工品製造工場の増設が促進される。 |
| 福島 | R1.10.16 変更認定 | 福島県・ 59市町村 | 産業集積関係の税制上の特例 (国税・地方税) | 輸送用機械、電子機器、医療・福祉機器関連産業、農業関連産業、漁業関連産業等について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。 |
| | R2.7.7 変更認定 | 南相馬市 | 応急仮設建築物の存続期間の延長に関する特例 | 宿泊施設の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安全的な供給を行う。 |
| | R2.3.24 R2.7.7 変更認定 | 福島県・ 33市町村 | 応急仮設建築物の存続期間の延長に関する特例 | 公共施設、工場等の存続期間を延長し、生活に必要なサービス等の安全的な供給を行う。 |
| | R1.10.16 変更認定 | 福島県・ 52市町村 | 産業集積関係の税制上の特例 (国税・地方税) | 観光関連産業の集積について、企業の新規立地・投資並びに被災者の雇用が促進される。 |
| | R1.11.1 | 大熊町 | 金融上の特例（利子補給金の支給） | 不燃物リサイクルセンターの新設が促進される。 |
| | R1.11.1 | 平田村 | 金融上の特例（利子補給金の支給） | スチールラック製造設備等の新設等が促進される。 |
| | R2.1.31 | 福島市 | 金融上の特例（利子補給金の支給） | スペシャルガラス溶融炉の新設が促進される。 |
| | R2.1.31 | 南相馬市 | 金融上の特例（利子補給金の支給） | 宿泊施設（ホテル）の新設が促進される。 |
| | R2.1.31 | 本宮市 | 金融上の特例（利子補給金の支給） | 半導体電子部品製造工場の新設が促進される。 |
| | R2.1.31 | 楢葉町 | 金融上の特例（利子補給金の支給） | 楢葉本社営業所等の新設が促進される。 |
| | R2.1.31 | 磐梯町 | 金融上の特例（利子補給金の支給） | カメラレンズ組立用施設の増設が促進される。 |
| | R2.1.31 | 浪江町 | 金融上の特例（利子補給金の支給） | 木材（集成材）製造工場の新設が促進される。 |

| | | | | |
|--------|-----------|------|------------------|------------------------------|
| 福 島 | R2. 7. 3 | 天栄村 | 金融上の特例（利子補給金の支給） | 自動巻線機製造工場の増設が促進される。 |
| | R2. 7. 3 | 須賀川市 | 金融上の特例（利子補給金の支給） | 廃棄物選別施設等の増設が促進される。 |
| | R2. 7. 3 | 郡山市 | 金融上の特例（利子補給金の支給） | 本社工場及び自動制御機器部品製造設備の新設が促進される。 |
| 茨 城 | R1. 11. 1 | 北茨城市 | 金融上の特例（利子補給金の支給） | 加工食料品製造工場の新設が促進される。 |
| | R2. 1. 31 | 神栖市 | 金融上の特例（利子補給金の支給） | 荷捌き工場の新設が促進される。 |

※ 復興庁作成（令和2年9月末時点）

<参考：復興整備計画の公表状況>

| 地域 | 対象市町村 | 事業施行地区 | 復興整備事業の内容 | 主な許認可等の特例 |
|----|--|----------|---|--|
| 岩手 | ○計 12 市町村 (宮古市、大船渡市、久慈市、陸前高田市、釜石市、山田町、大槌町、岩泉町、田野畠村、普代村、野田村、洋野町) | 計 202 地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (宮古市等の計 21 地区) ・集団移転促進事業 (宮古市等の計 45 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (宮古市等の計 94 地区) ・小規模団地住宅施設整備事業 (大槌町の計 7 地区) ・土地改良事業 (釜石市等の計 3 地区) ・その他施設（例：災害公営住宅等）の整備に関する事業 (宮古市等の計 101 地区) | <ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (宮古市等の計 100 地区) ・都市計画法の事業認可みなし (大船渡市等の計 6 地区) |
| 宮城 | ○計 14 市町 (仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町) | 計 437 地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (石巻市等の計 32 地区) ・集団移転促進事業 (仙台市等の計 191 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (石巻市等の計 71 地区) ・土地改良事業 (南三陸町の計 2 地区) ・津波防護施設の整備に関する事業 (山元町の計 1 地区) ・その他施設（例：災害公営住宅等）の整備に関する事業 (仙台市等の計 176 地区) | <ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (仙台市等の計 424 地区) ・都市計画法の開発許可みなし (石巻市等の計 171 地区) ・自然公園法の建設等許可みなし (石巻市等の計 36 地区) |
| 福島 | ○計 13 市町村 (いわき市、相馬市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、飯舘村) | 計 254 地区 | <ul style="list-style-type: none"> ・市街地開発事業 (いわき市等の計 7 地区) ・集団移転促進事業 (いわき市等の計 42 地区) ・都市施設の整備に関する事業 (いわき市等の計 81 地区) ・小規模団地施設整備事業 (いわき市の計 3 地区) ・土地改良事業 (相馬市等の計 13 地区) ・造成宅地滑動崩落対策事業 (楢葉町の計 1 地区) ・その他施設（例：災害公営住宅等）の整備に関する事業 (いわき市等の計 125 地区) | <ul style="list-style-type: none"> ・農地法の転用許可みなし (いわき市等の計 243 地区) ・都市計画法の開発許可みなし (いわき市等の計 19 地区) |

※ 復興庁作成（令和 2 年 9 月末時点）

②復興交付金の活用状況

復興交付金については、一本の事業計画により市街地の再生等に必要な事業の実施を可能とし、基金の設置により執行の弾力化を図るなど、機動的な復興事業の実施を可能としている。

これまでに、交付可能額通知を 27 回行っており、その事業費は 4 兆 1,690 億円（うち国費は約 3 兆 3,280 億円）となっている。

また、復興交付金事業計画を策定した 102 地方公共団体のうち、全ての事業を完了して実績評価を終えている地方公共団体は 33 となっている。

なお、令和 2 年 6 月に成立した「復興庁設置法等の一部を改正する法律」により、令和 2 年度をもって復興交付金は廃止されることとなる。

<参考：復興交付金（県別の交付可能額）>

| | | |
|------------------|-----------------|-----------------|
| 第1回：平成24年3月2日 | 第2回：平成24年5月25日 | 第3回：平成24年8月24日 |
| 第4回：平成24年11月30日 | 第5回：平成25年3月8日 | 第6回：平成25年6月25日 |
| 第7回：平成25年11月29日 | 第8回：平成26年3月7日 | 第9回：平成26年6月24日 |
| 第10回：平成26年11月25日 | 第11回：平成27年2月27日 | 第12回：平成27年6月25日 |
| 第13回：平成27年12月1日 | 第14回：平成28年2月29日 | 第15回：平成28年6月24日 |
| 第16回：平成28年12月1日 | 第17回：平成29年2月28日 | 第18回：平成29年6月23日 |
| 第19回：平成29年12月1日 | 第20回：平成30年2月28日 | 第21回：平成30年6月27日 |
| 第22回：平成30年11月30日 | 第23回：平成31年2月28日 | 第24回：令和元年6月27日 |
| 第25回：令和元年11月29日 | 第26回：令和2年2月28日 | 第27回：令和2年6月26日 |

| | 北海道 | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 福島県 | 茨城県 | 栃木県 | 埼玉県 | 千葉県 | 新潟県 | 長野県 | 合計 |
|------------|-----|------|----------|----------|---------|-------|------|------|-------|------|------|----------|
| 事業費 | 1.0 | 70.8 | 11,109.8 | 24,696.1 | 4,420.2 | 681.2 | 8.7 | 51.5 | 621.9 | 1.5 | 26.1 | 41,689.4 |
| (うち第1回) | — | 18.3 | 957.2 | 1,437.8 | 603.4 | 28.2 | 8.1 | — | 1.8 | — | — | 3,054.9 |
| (うち第2回) | — | 0.9 | 980.6 | 1,703.6 | 370.9 | 44.6 | — | — | 53.9 | 0.9 | 9.9 | 3,165.4 |
| (うち第3回) | 0.2 | 0.8 | 594.3 | 1,020.7 | 182.1 | 5.7 | — | 0.5 | 1.6 | 0.1 | — | 1,805.9 |
| (うち第4回) | — | 17.4 | 2,401.7 | 5,059.1 | 986.5 | 294.8 | — | — | 41.4 | — | 1.9 | 8,802.8 |
| (うち第5回) | — | 1.3 | 509.0 | 1,657.6 | 349.4 | 10.8 | — | 2.5 | 3.2 | — | 4.6 | 2,538.4 |
| (うち第6回) | 0.8 | 3.0 | 218.3 | 284.3 | 122.9 | 1.6 | — | — | 1.2 | 0.1 | — | 632.0 |
| (うち第7回) | — | 2.5 | 325.4 | 1,561.4 | 359.5 | 87.2 | — | — | 2.2 | — | — | 2,338.2 |
| (うち第8回) | — | 3.8 | 622.7 | 1,742.2 | 204.5 | 21.0 | — | — | 17.1 | — | 4.5 | 2,615.8 |
| (うち第9回) | — | 3.0 | 143.3 | 504.4 | 39.1 | 4.2 | 0.6 | — | 7.2 | 0.05 | — | 702.0 |
| (うち第10回) | — | 14.6 | 868.7 | 2,657.9 | 626.7 | 62.9 | — | 2.1 | 8.9 | — | — | 4,241.7 |
| (うち第11回) | — | 2.7 | 534.5 | 988.7 | 178.6 | 29.4 | 0.05 | — | 299.8 | — | 2.8 | 2,036.7 |
| (うち第12回) | — | 0.2 | 183.3 | 262.3 | 29.4 | 73.7 | — | 38.4 | 147.1 | 0.1 | 0.8 | 735.2 |
| (うち第13回) | — | — | 394.5 | 1,169.7 | 102.2 | 0.3 | — | — | — | — | — | 1,666.6 |
| (うち第14回) | — | 1.2 | 399.1 | 955.6 | 119.8 | 3.4 | — | — | 7.5 | — | 0.5 | 1,487.0 |
| (うち第15回) | — | — | 31.5 | 167.8 | 10.9 | 0.1 | — | — | — | 0.1 | — | 210.3 |
| (うち第16回) | — | — | 485.4 | 482.6 | 11.5 | 11.2 | — | — | — | — | — | 990.7 |
| (うち第17回) | — | — | 293.4 | 520.4 | 39.3 | — | — | 3.0 | 16.9 | — | — | 872.9 |
| (うち第18回) | — | — | 5.2 | 65.4 | 3.4 | — | — | — | — | 0.05 | — | 74.1 |
| (うち第19回) | — | — | 497.6 | 425.9 | 18.8 | — | — | — | — | — | — | 942.3 |
| (うち第20回) | — | — | 52.3 | 316.7 | 37.0 | — | — | — | 12.1 | — | — | 418.1 |
| (うち第21回) | — | — | 3.9 | 47.1 | 0.8 | — | — | — | — | 0.1 | — | 51.9 |
| (うち第22回) | — | — | 185.4 | 570.3 | 4.3 | — | — | — | — | — | — | 760.0 |
| (うち第23回) | — | 0.4 | 30.4 | 212.3 | 3.1 | — | — | — | — | — | 0.7 | 246.9 |

| (うち第24回) | — | — | 21.5 | 29.6 | 0.3 | — | — | 5.1 | — | 0.05 | — | 56.6 |
|-----------|-----|------|---------|----------|---------|-------|------|------|-------|------|------|----------|
| (うち第25回) | — | — | 169.4 | 673.2 | 12.0 | 1.3 | — | — | — | — | — | 855.9 |
| (うち第26回) | — | 0.6 | 187.0 | 174.5 | 3.9 | 0.9 | — | — | — | — | 0.4 | 367.3 |
| (うち第27回) | — | — | 14.3 | 5.9 | — | — | — | — | — | 0.1 | — | 20.3 |
| | 北海道 | 青森県 | 岩手県 | 宮城県 | 福島県 | 茨城県 | 栃木県 | 埼玉県 | 千葉県 | 新潟県 | 長野県 | 合計 |
| 国費 | 0.7 | 57.2 | 8,914.4 | 19,796.0 | 3,508.6 | 522.5 | 6.6 | 38.7 | 412.4 | 1.2 | 21.2 | 33,279.5 |
| (うち第1回) | — | 15.7 | 797.6 | 1,162.3 | 505.1 | 21.9 | 6.1 | — | 1.4 | — | — | 2,510.2 |
| (うち第2回) | — | 0.7 | 798.5 | 1,418.2 | 306.1 | 37.2 | — | — | 42.0 | 0.8 | 8.4 | 2,611.9 |
| (うち第3回) | 0.2 | 0.6 | 485.8 | 804.3 | 137.7 | 4.3 | — | 0.4 | 1.2 | 0.1 | — | 1,434.6 |
| (うち第4回) | — | 13.8 | 1,953.4 | 4,134.8 | 788.4 | 223.9 | — | — | 32.1 | — | 1.6 | 7,148.0 |
| (うち第5回) | — | 1.0 | 405.4 | 1,307.3 | 267.0 | 8.0 | — | 1.9 | 2.4 | — | 3.5 | 1,996.6 |
| (うち第6回) | 0.6 | 2.3 | 183.8 | 238.7 | 99.4 | 1.3 | — | — | 0.9 | 0.1 | — | 527.2 |
| (うち第7回) | — | 2.0 | 250.2 | 1,237.3 | 274.2 | 66.7 | — | — | 1.7 | — | — | 1,832.0 |
| (うち第8回) | — | 3.0 | 488.1 | 1,453.0 | 165.4 | 17.2 | — | — | 12.1 | — | 3.6 | 2,142.3 |
| (うち第9回) | — | 2.4 | 113.9 | 386.2 | 30.0 | 3.2 | 0.5 | — | 5.4 | 0.04 | — | 541.5 |
| (うち第10回) | — | 11.4 | 692.9 | 2,115.0 | 489.8 | 47.9 | — | 1.5 | 6.8 | — | — | 3,365.4 |
| (うち第11回) | — | 2.2 | 417.8 | 771.1 | 137.6 | 22.3 | 0.04 | — | 184.6 | — | 2.3 | 1,538.0 |
| (うち第12回) | — | 0.1 | 145.6 | 197.4 | 22.0 | 55.3 | — | 28.8 | 94.4 | 0.04 | 0.6 | 544.2 |
| (うち第13回) | — | — | 314.1 | 950.5 | 79.8 | 0.2 | — | — | — | — | — | 1,344.7 |
| (うち第14回) | — | 1.0 | 319.2 | 761.1 | 97.5 | 2.7 | — | — | 5.7 | — | 0.4 | 1,187.5 |
| (うち第15回) | — | — | 24.5 | 138.9 | 8.0 | 0.1 | — | — | — | 0.05 | — | 171.6 |
| (うち第16回) | — | — | 379.7 | 382.1 | 9.0 | 8.6 | — | — | — | — | — | 779.4 |
| (うち第17回) | — | — | 234.6 | 409.5 | 29.2 | — | — | 2.2 | 12.7 | — | — | 688.2 |
| (うち第18回) | — | — | 4.2 | 48.5 | 2.6 | — | — | — | — | 0.04 | — | 55.3 |
| (うち第19回) | — | — | 381.0 | 326.4 | 14.2 | — | — | — | — | — | — | 721.6 |
| (うち第20回) | — | — | 42.0 | 240.6 | 27.3 | — | — | — | 9.1 | — | — | 318.9 |
| (うち第21回) | — | — | 3.1 | 36.6 | 0.6 | — | — | — | — | 0.04 | — | 40.4 |
| (うち第22回) | — | — | 141.4 | 428.8 | 2.9 | — | — | — | — | — | — | 573.1 |
| (うち第23回) | — | 0.3 | 25.6 | 171.0 | 2.4 | — | — | — | — | — | 0.6 | 200.0 |
| (うち第24回) | — | — | 17.8 | 20.9 | 0.2 | — | — | 3.9 | — | 0.04 | — | 42.9 |
| (うち第25回) | — | — | 130.8 | 511.0 | 9.0 | 1.0 | — | — | — | — | — | 651.9 |
| (うち第26回) | — | 0.5 | 151.0 | 141.2 | 3.0 | 0.7 | — | — | — | — | 0.3 | 296.8 |
| (うち第27回) | — | — | 12.2 | 3.6 | — | — | — | — | — | 0.04 | — | 15.9 |

※1 県別、単位は億円

※2 復興庁作成（令和2年9月末時点）

＜参考：復興交付金を活用した主な事業＞

- ・防災集団移転促進事業（28 市町村、約 5,544 億円）
- ・災害公営住宅整備事業等（63 市町村、約 7,048 億円）
- ・道路事業（50 市町村、約 5,695 億円）
- ・水産・漁港関連施設整備事業（36 市町村、約 2,778 億円）
- ・都市再生区画整理事業（被災市街地復興土地区画整理事業等）
(22 市町村、約 4,627 億円)
- ・農地整備、農業用施設等整備事業（40 市町村、約 2,105 億円）

③福島再生加速化交付金等の活用状況

（i）福島再生加速化交付金（帰還環境整備）の活用状況

放射線不安を払拭する生活環境の向上、健康管理、町内復興拠点の整備、農業・商工業再開の環境整備などの事業に対する支援を実施している。平成 25 年度補正予算における制度創設から令和 2 年 9 月 29 日までに交付可能額通知を 31 回行っており、事業費は約 4,312 億円（うち国費は約 3,363 億円）となっている。

＜参考：福島再生加速化交付金（帰還環境整備）を活用した主な事業＞

- ・災害公営住宅整備事業等（7 町村、約 147 億円）
- ・福島復興再生拠点整備事業（3 町、約 408 億円）
- ・学校施設環境改善事業（福島県及び 10 市町村、約 113 億円）
- ・生活環境向上支援事業（11 市町村等、約 42 億円）
- ・個人線量管理・線量低減活動支援事業
(福島県及び 45 市町村等、約 140 億円)
- ・農山村地域復興基盤総合整備事業（福島県及び 29 市町村、約 1,132 億円）
- ・原子力災害被災地域産業団地等整備等支援事業（11 市町村、約 818 億円）

（ii）コミュニティ復活交付金（福島再生加速化交付金（長期避難者生活拠点形成））の活用状況

復興公営住宅の整備を中心に、関連する基盤整備やコミュニティ維持などのソフト施策を一体的に実施している。平成 25 年度予算における制度創設から令和 2 年 9 月 29 日までに交付可能額通知を 29 回行っており、事業費は約 2,344 億円（うち国費は約 2,040 億円）となっている。

＜参考：コミュニティ復活交付金を活用した主な事業＞

- ・災害公営住宅整備事業等（15 市町村、約 2,013 億円）
- ・道路事業（30 か所、約 61 億円）

(iii) 子ども元気復活交付金（福島再生加速化交付金（福島定住等緊急支援））の活用状況

子育て世帯が早期に帰還し、安心して定住できる環境を整えるため、子どもの運動機会の確保のための施設の整備、公的な賃貸住宅の整備、さらには施設と一体となって整備の効果を増大させるプレイリーダーの養成などのソフト施策を支援している。平成 25 年度予算における制度創設から令和 2 年 9 月 30 日までに交付可能額通知を 25 回行っており、事業費は約 443 億円（うち国費は約 224 億円）で、運動施設 64 か所、遊具の更新 644 か所の整備等を進めている。

<参考：子ども元気復活交付金を活用した主な事業>

- ・学校・保育所・公園等の遊具の更新
- ・運動施設等の整備
- ・子育て定住支援賃貸住宅の整備
- ・プレイリーダーの養成

(iv) 福島再生加速化交付金（道路等側溝堆積物撤去・処理支援）の活用状況

道路等側溝堆積物撤去・処理による通常の維持管理活動の再開支援を行っている。また、平成 28 年度予算における制度創設から令和 2 年 6 月 26 日までに交付可能額通知を 14 回行っており、事業費は約 208 億円（うち国費は約 104 億円）となっている。

(v) 福島再生加速化交付金（原子力災害情報発信等拠点施設等整備）の活用状況

福島イノベーション・コースト構想の推進の加速化に向けて、福島県が行う原子力災害に係る経験と教訓を後世に伝えるための情報発信拠点（東日本大震災・原子力災害伝承館）の整備及び拠点周辺の生活環境整備等への支援を行っている。平成 29 年度予算における制度創設から令和 2 年 4 月 1 日までに交付可能額通知を 5 回行っており、事業費は約 67 億円（うち国費は約 42 億円）となっている。

(vi) 福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）の活用状況

原子力災害による避難指示等に伴って発生した空き地・空き家などの既存ストックの状況の把握及び有効かつ適切に活用する場合に必要な取組の支援を行っている。令和元年度予算における制度創設から令和2年6月26日までに、交付可能額通知を3回行っており、事業費は約70百万円（うち国費は約68百万円）となっている。

(vii) 地域の希望復活応援事業（福島生活環境整備・帰還再生加速事業）の活用状況

公共施設等の機能回復を行うとともに、避難解除等区域への住民の帰還を加速するための取組や直ちに帰還できない区域への将来の帰還に向けた荒廃抑制・保全対策を推進する。平成24年度予算における制度創設から令和元年度までに実施した事業費は約532億円（全額国費）となっている。

<参考：地域の希望復活応援事業を活用した主な事業>

- ・公共施設・公益的施設の清掃・修繕
- ・喪失した生活基盤施設の代替・補完
- ・直ちに帰還できない区域等の荒廃抑制・保全

(2) 予算・決算

①復旧・復興事業の規模と財源

令和3年度から令和7年度までの第2期復興・創生期間における被災地の復旧・復興のための施策・事業については、これを円滑に実施し、加速化を図る。このため、第2期復興・創生期間を含め、平成23年度から令和7年度までの15年間における復旧・復興事業の規模と財源について、以下のとおり定めた（「令和3年度以降の復興の取組について」）。

事業規模については、平成23年度から令和2年度までの10年間の復旧・復興事業費は、これまでの復興予算の執行状況を踏まえると、31.3兆円程度と見込まれ、第2期復興・創生期間における復興事業費は現時点で1.6兆円程度と見込んでおり、平成23年度～令和7年度までの15年間では、合計で32.9兆円程度と見込まれる。

復興財源については、平成23年度から令和2年度までの10年間における復旧・復興事業に充てることとした32兆円程度の財源について、復興特別所得税収や税外収入の実績を踏まえると、32.9兆円程度となり、事業規模と見合うものと見込まれる。

なお、原子力災害被地域においては復興のステージが進むにつれて生じる新たな課題や多様なニーズにきめ細かく対応する必要があることから、必要に

応じて事業規模及び財源の見直しを行うものとする。

②予算

(i) 令和元年度東日本大震災復興特別会計予算

令和元年度東日本大震災復興特別会計予算（当初）は2兆1,348億円であり、その概要は以下のとおりである。

- ・ 被災者支援 614億円

避難生活の長期化、災害公営住宅等への移転、ふるさとへの帰還など被災者の生活再建のステージに応じて、コミュニティの形成・再生、見守りや心身のケア等の支援を切れ目なく実施。あわせて、被災者支援に携わる者への支援を引き続き実施。

- ・ 住宅再建・復興まちづくり 6,927億円

住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路などの社会インフラの整備について、令和2年度の完工を目指し推進。

- ・ 産業・生業の再生 691億円

観光復興や人材確保、水産業の販路開拓等のソフト支援に引き続き注力。

福島については、福島県農林水産業の再生、福島イノベーション・コースト構想の推進、原子力災害被災12市町村における事業再開・新規立地などの取組を引き続き実施。

- ・ 原子力災害からの復興・再生 6,486億円

原子力事故災害からの福島の復興・再生を加速化させるため、避難指示が解除された区域での生活再開に必要な環境整備や帰還困難区域の特定復興再生拠点の整備等を実施するとともに、福島イノベーション・コースト構想に係る取組や風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションの取組を引き続き実施。また、中間貯蔵施設の整備等・放射性汚染廃棄物の処理・除去土壤等の搬出等を着実に推進。

- ・ 「新しい東北」の創造 7億円

「新しい東北」の創造に向けて、これまで行ってきた各種の取組で蓄積したノウハウ等の被災地内外で普及・展開することを支援するとともに、復興に取り組む多様な主体間の連携を促進。

なお、上記のほか、震災復興特別交付税（3,246億円）や復興加速化・福島再生予備費（3,000億円）等を計上した。

(ii) 令和元年度東日本大震災復興特別会計補正予算

「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」(令和元年12月5日閣議決定)における「自然災害からの復旧・復興」の一環として、東日本大震災からの復興の加速等を図るため、令和元年度東日本大震災復興特別会計に復興関係経費として2,718億円を計上した。その概要は以下のとおりである。

- | | |
|------------------|----------|
| ・ 東日本大震災復興交付金 | 153 億円 |
| ・ 農山漁村整備 | 4 億円 |
| ・ 復興道路・復興支援道路の整備 | 520 億円 |
| ・ 港湾施設の整備 | 211 億円 |
| ・ 社会資本整備総合交付金 | 186 億円 |
| ・ 循環型社会形成推進交付金 | 94 億円 |
| ・ 中間貯蔵施設の整備等 | 1,500 億円 |
| ・ 住まいの復興給付金 | 50 億円 |

このほか、震災復興特別交付税(504億円)等を計上した。

(iii) 令和2年度東日本大震災復興特別会計予算

令和2年度東日本大震災復興特別会計予算は2兆739億円であり、その概要は以下のとおりである。

- ・ 被災者支援 493億円
避難生活の長期化や恒久住宅への移転に伴う被災者の心身の健康の維持、住宅や生活の再建に向けた相談支援、コミュニティの形成、生きがいづくり等の「心の復興」など、生活再建のステージに応じた切れ目のない支援を実施。
- ・ 住宅再建・復興まちづくり 5,472億円
住宅再建に関する事業の進展等を踏まえつつ、復興まちづくりを進めるほか、復興道路・復興支援道路等の社会インフラの整備について、一日も早い完了を目指す。
- ・ 産業・生業の再生 516億円
被災事業者の施設復旧への支援や観光業、水産加工業等へのソフト支援に引き続き注力。
福島については、福島イノベーション・コースト構想の推進、福島県農林水産業の再生、原子力災害被災12市町村における事業再開支援等の取組を引き続き実施。
- ・ 原子力災害からの復興・再生 7,481億円

特定復興再生拠点や避難指示解除区域等における帰還環境の整備や、汚染廃棄物等の適正な処理を着実に推進。

また、風評払拭及び放射線に関するリスクコミュニケーションを強化。

- ・ 「新しい東北」の創造 6億円

「新しい東北」の創造に向けて、これまで行ってきた各種の取組で蓄積したノウハウ等を被災地内外で普及・展開することを支援するとともに、復興に取り組む多様な主体間の連携を促進。

なお、上記のほか、震災復興特別交付税（3,398 億円）や復興加速化・福島再生予備費（3,000 億円）等を計上した。

③決算

令和元年度東日本大震災復興特別会計の決算は、歳入については、歳入予算額2兆1,575億円に対し収納済歳入額は2兆5,873億円であって、予算額との差は4,297億円の増加である。

歳出については、歳出予算現額2兆7,714億円に対し支出済歳出額は1兆6,770億円、翌年度繰越額8,126億円及び不用額2,817億円である。

この結果、収納済額と支出済額の差額として9,102億円の剰余を生じた。この剰余金は、特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第8条第1項の規定により翌年度の歳入に繰り入れることとしている。

④復興関連予算使途の厳格化

復興関連予算については、流用等の批判を招くことがないよう使途の厳格化を図っている。全国向け事業に係る基金については、執行済み及び執行済みと認められるものを除き、復興庁及び財務省から基金を所管する府省に対し、基金の執行を見合せ国へ返還すること等を要請（平成25年7月）しており、平成25年度から令和元年度までの国庫返還額は3,177億円となっている。

参考資料

参考資料①　これまでの基本方針等の主な内容

| 基本方針等 | 主な内容 |
|---|--|
| 「東日本大震災からの復興の基本方針」 (平成23年7月東日本大震災復興対策本部決定) | <ul style="list-style-type: none">・復興の基本的考え方・復興期間(10年)、当初5年間(集中復興期間)の位置付け・「復興特区制度」、「使い勝手のよい交付金」の創設・集中復興期間における事業規模及び財源・復興庁の創設 |
| 「平成28年度以降の復旧・復興事業について」 (平成27年6月復興推進会議決定) | <ul style="list-style-type: none">・平成28年度からの5年間(復興・創生期間)の位置付け・復興期間10年間における事業規模及び財源 |
| 「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」 (平成28年3月閣議決定) | <ul style="list-style-type: none">・「復興・創生期間」において重点的に取り組む事項 (被災者支援、住まいとまちの復興、産業・生業の再生、原子力災害からの復興、「新しい東北」の創造) |
| 「「復興・創生期間」における東日本大震災からの復興の基本方針」の変更 (平成31年3月閣議決定) | <ul style="list-style-type: none">・復興施策の進捗状況、原子力災害からの復興の状況等を踏まえた見直し・復興・創生期間後における復興の基本的方向性・後継組織の設置 |
| 「「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針」 (令和元年12月閣議決定) | <ul style="list-style-type: none">・各取組の方向性・復興・創生期間後も見据えた事業規模と財源の見込み・法制度の見直しの方向性・復興庁の10年間延長 |
| 「令和3年度以降の復興の取組について」 (令和2年7月復興推進会議決定) | <ul style="list-style-type: none">・令和3年度から5年間の復興期間(第2期復興・創生期間)、同期間に向けた検討課題・令和7年度までの事業規模と財源 |

参考資料②　「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針

(令和元年12月20日閣議決定)

「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針(ポイント)令和元年12月20日 閣議決定

- これまでに実施された復興施策の総括を行い、東日本大震災復興基本法第3条に基づき、復興・創生期間後(令和3年度以降)における各分野の取組、復興を支える仕組み、組織等の方針を定める。

復興事業

- 地震・津波被災地域は、復興・創生期間後5年間において、国と被災地方公共団体が協力して残された事業に全力を挙げて取り組むことにより、復興事業が役割を全うすることを目指す。
※ 心のケア等の被災者支援及び子どもに対する支援について、復興・創生期間後5年以内に終了しないものについては、事業の進捗に応じた支援のあり方を検討し、適切に対応
- 原子力災害被災地域は、中長期的な対応が必要であり、引き続き国が前面に立って取り組む。当面10年間、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。なお、5年目に事業全体のあり方を見直し。

財源等

- 当面5年間の事業規模を整理し、所要の財源を手当てすることで、必要な復旧・復興事業を確実に実施
- 事業規模：(これまでの10年間) 31兆円台前半 + (今後5年間) 1兆円台半ば = 32兆円台後半
- 財源：(これまでの10年間) 32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32兆円台後半
⇒ 事業規模と財源は概ね見合うものと見込まれる(令和2年夏頃を目途に「復興財源フレーム」を示す)
- 東日本大震災復興特別会計、震災復興特別交付税制度は継続

法制度

- 復興特区法：規制・金融・税制の特例について、対象地域を重点化。復興交付金の廃止
- 福島特措法：移住の促進や交流・関係人口の拡大。農地の利用集積や六次産業化施設の整備促進
福島イノベーション・コラボ構造や風評被害等の課題に対応した税制措置等の検討

組織(復興庁設置法)

- 復興庁の設置期間を10年間延長(5年目に組織のあり方を見直し)
- 内閣直属、内閣総理大臣を主任の大蔵とし復興大臣を設置、予算の一括要求等総合調整機能を維持
- これまで蓄積したノウハウを関係行政機関等と共有し活用する機能を追加
- 岩手復興局・宮城復興局の位置を沿岸域に変更、福島復興局は引き続き福島市に設置

⇒ 次期通常国会に所要の法案の提出を図る

参考資料③ 復興庁設置法等の一部を改正する法律（令和2年法律第46号）

| 復興庁設置法等の一部を改正する法律について〔令和2年6月12日法律第46号〕 | |
|---|---|
| 背景 | 地震・津波被災地域は復興の「総仕上げ」の段階、原子力災害被災地域は今後も中長期的な対応が必要。このような状況を踏まえ、復興・創生期間後の基本方針(令和元年12月20日 開議決定)に基づき、復興・創生期間後（令和3年度以降）の復興を支える仕組み・組織・財源を下記の法改正で整備することが必要。 |
| 復興を支える仕組み・組織・財源 | |
| 1. 復興庁設置法 | |
| ・ 復興庁の <u>設置期間を10年間延長</u> （令和13年3月31日） | |
| ・ 現行の総合調整機能の維持、復興大臣の設置 | |
| ・ 復興局の位置等の政令への委任 | 等 |
| ※ 岩手復興局・宮城復興局は沿岸域に移設、福島復興局は引き続き福島市に設置 | |
| 2. 東日本大震災復興特別区域法 | |
| ・ 規制の特例、復興整備計画、金融の特例について、対象地域の重点化（復興の取組を重点的に推進する必要がある地方公共団体を政令で定める） | |
| ・ 復興特区税制について、対象地域の重点化（産業集積の形成及び活性化を図ることが特に必要な市町村を政令で定める） | |
| ・ 復興交付金の廃止（所要の経過措置を規定） | 等 |
| 3. 福島復興再生特別措置法 | |
| ・ 帰還促進に加え、 <u>移住等の促進</u> （交付金の対象に新たな住民の移住の促進や交流・関係人口の拡大に資する施策を追加） | |
| ・ <u>営農再開の加速化</u> （農地の利用集積や6次産業化施設の整備を促進するための特例の創設等） | |
| ・ <u>福島イノベーション・ココスト構想</u> の推進を軸とした産業集積の促進（課税の特例を規定等） | |
| ・ <u>風評被害への対応</u> （課税の特例を規定等） | |
| ・ 福島県が福島復興再生計画を作成し、国の認定を受ける制度の創設（現行の3計画を統合）等 | |
| 4. 復興財源確保法・特別会計法 | |
| ・ <u>復興債の発行期間の延長</u> | |
| ・ 株式売却収入の償還財源への充当期間の延長 | 等 |
| ※ 東日本大震災復興特別会計は継続 | |

※施行日：令和3年4月1日（3. 及び4. の一部は、公布日施行）

参考資料④ 令和3年度以降の復興の取組について（令和2年7月17日復興推進会議決定）

令和3年度以降の復興の取組について（全体像）

〔令和2年7月17日
復興推進会議決定〕

- 復興・創生期間後の基本方針及び復興庁設置法等の一部を改正する法律に基づき、令和3年度以降の復興期間、同期間に向けた検討課題、事業規模と財源を定める。

復興期間

令和3年度から7年度までの新たな復興期間5年間については、「第1期 復興・創生期間」の理念を継承し、その目標の実現に向け、取組を更に前に進めるため、「第2期 復興・創生期間」と位置付ける。

今後の取組

1. 地震・津波被災地域
(検討課題)
(1) **岩手復興局及び宮城復興局の位置**
・課題が集中する沿岸部への移設
(2) 復興特別区域法の対象地域の重点化
(3) 地方創生との連携強化

2. 原子力災害被災地域
(検討課題)
(1) **移住等の促進**
(2) **国際教育研究拠点**
・有識者会議最終とりまとめ(6/8)
・年内を目途に政府の成案を得る
(3) 営農再開の加速化、税制措置等

事業規模と財源

- 事業規模：(平成23～令和2年度)31.3兆円程度 + (令和3～7年度)1.6兆円程度 = 32.9兆円程度
○ 財源：(平成23～令和2年度)32兆円程度 + 税収増の実績等 = 32.9兆円程度